

令和6年度畜産物安全・安心確保対策事業

飼料の流通と適正使用（給与）のしおり

—安全な畜産物の生産のために—

令和7年2月

福岡県農林水産部畜産課

目 次

第1 畜産物の安全性確保について

- 1 安全な畜産物確保のための生産対策…………… 1
- 2 安全な畜産物確保のための流通対策…………… 2
- 3 安全な畜産物確保のための食品衛生対策…………… 2

第2 飼料の適正使用（給与）について

1 飼料安全法の仕組み

- (1) 目的…………… 4
- (2) 対象飼料…………… 4
- (3) 対象家畜等…………… 4
- (4) 飼料添加物…………… 4
- (5) 飼料一般の成分規格…………… 6
- (6) 飼料一般の製造の方法の基準…………… 10
- (7) 飼料一般の使用の方法の基準…………… 12
- (8) 飼料一般の保存の方法の基準…………… 12
- (9) 飼料一般の表示の基準…………… 13
- (10) 飼料品質の表示基準…………… 14
- (11) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の規制…………… 20
- (12) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の規制…………… 22
- (13) 動物性たん白質・動物性油脂の家畜への給与に関する規制の概要…………… 23
- (14) 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準…………… 25
- (15) 組換えDNA技術応用飼料の安全性確保…………… 28
- (16) 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン…………… 31
- (17) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン…………… 39
- (18) 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン…………… 42
- (19) 動物性たん白質（肉・魚類など）を含む食品残さの飼料利用にかかる留意点…………… 55
- (20) エコフィード認証制度及びエコフィード利用畜産物認証制度…………… 57
- (21) 飼料安全法に基づく届出…………… 59
- (22) 帳簿の備付け…………… 79
- (23) 飼料の検査…………… 80
- (24) 罰則規定…………… 81

2 畜産農家での留意事項

- (1) 飼料の適正使用（給与）…………… 82
- (2) 対象家畜と飼料添加物の使用期間…………… 83
- (3) 飼料の使用（給与）状況の記録…………… 84

第3 飼料の流通について

- 1 配合・混合飼料の生産状況…………… 85
- 2 配合・混合飼料の出荷状況…………… 85
- 3 配合・混合飼料の県別移出入量…………… 85
- 4 配合飼料価格安定基金制度…………… 86
- 5 配合飼料価格安定制度のしくみ…………… 88

第1 畜産物の安全性確保について

畜産物は、わたしたちの生活に欠くことのできない食材として、消費量も増加してきましたが、畜産物中の有害物質（残留農薬や抗生物質、かび毒、重金属）等、消費者の食の安全性に対する関心も高まっています。このため、公共の安全の確保及び畜産物の生産の安定に寄与することを目的として、以下の法律が定められており、それぞれの法律に基づき、国や県では安全な畜産物確保のため、対策を講じています。

1 安全な畜産物確保のための生産対策

(1) 「家畜伝染病予防法」

家畜防疫対策の実施や衛生管理の徹底等による家畜伝染病（人獣共通感染症、寄生虫病を含む）の発生予防やまん延防止を通じて、安全な畜産物の確保に寄与しています。

(2) 「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下「飼料安全法」という。）により、抗菌性物質製剤 19 品目が「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」等を目的として、飼料添加物に指定され、各品目の使用基準が定められています。また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）及びその関係省令により「家畜疾病の予防・治療等」に使用する際、動物用医薬品の畜産物等への残留を防止する目的として、抗生物質等の使用が規制されています。さらに 154 成分（R6. 12. 1 現在）が、「動物用医薬品等取締規則」により、要指示医薬品として指定され、獣医師の診療により指示書の交付を受けてから購入し、その指示内容に従い使用しなければならないように規制されています。

「飼料添加物」と「飼料添加剤」の違い

	飼料添加物	飼料添加剤（動物用医薬品）
根拠となる法律	飼料安全法（昭和28年法律第35号）	医薬品医療機器等法（昭和35年法律第145号）等
使用目的	① 飼料の品質低下の防止 （抗酸化剤、防かび剤、粘結剤、乳化剤、調整剤） ② 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 （アミノ酸等、ビタミン、ミネラル、色調強化剤、温室効果ガス削減剤） ③ 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 （合成抗菌剤、抗生物質、着色料、呈味料、酵素、生菌剤等）	家畜の病気の予防又は治療
抗菌性物質を添加する場合の規制	抗菌性物質を添加する場合、一定の資格を持った飼料製造管理者の設置が必要で、国に届け出なければなりません。 自家配合をする農家においても、飼料製造管理者の設置及び届出が必要な場合があります。（p. 61参照）	抗菌性物質は、要指示医薬品として指定されており、獣医師の指示に従って使用しなければなりません。
製造及び販売の規制	製造は農林水産大臣に、販売は知事に届出がそれぞれ必要です。	製造は農林水産大臣の、販売は知事の許可がそれぞれ必要です。

2 安全な畜産物確保のための流通対策

(1) 「と畜場法」

と畜場において家畜の生体検査、解体前検査及び解体後検査が行われ、疾病にかかった家畜の肉等が、市場へ流通することの防止が図られています。また、自家用であっても、勝手にと殺し食用に供することは禁止されています。

(2) 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」

食鳥処理場（認定小規模食鳥処理場を除く。）において食鳥の生体検査、脱羽後検査及び内臓摘出後検査が行われ、また、認定小規模食鳥処理場では食鳥処理衛生管理者による確認が行われ、疾病にかかった食鳥肉等が、市場へ流通することの防止が図られています。

3 安全な畜産物確保のための食品衛生対策

「食品衛生法」

食品衛生法では、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止することにより国民の健康の保護を図ることを目的として、国、都道府県等や食品等事業者の責務、食品等の規格基準、監視指導や食品等の検査、営業許可等に関する事項などが定められています。

畜産物生産者については、平成 15 年 5 月 30 日付の法改正により、第 3 条において、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため必要な知識及び技術の習得その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないことや食品の情報に関する記録を作成し保存するよう努めなければならないことなど、食品等事業者としての責務が明確化されました。また、平成 30 年 6 月 13 日付の法改正により、原則として、すべての食品等事業者は、一般衛生管理に加え、HACCP（ハサップ）（※1）に沿った衛生管理の実施が求められることが規定されました。これにより、と畜場の設置者又は管理者、と畜業者等、食鳥処理業者及び畜産物を使用して食品を製造、加工、販売する事業者は、衛生管理計画及び実施記録を作成する必要があります。

さらに食品衛生法では、従来から以下のような規制がなされています。

- ① 食品は抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、当該物質が、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合、当該物質について成分規格が定められている場合、又は当該食品が、成分規格に適合する食品を原材料として製造され、若しくは加工されたものである場合にあっては、この限りでない。
- ② 農薬、飼料添加物、動物用医薬品が、残留基準（一律基準を含む）を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するために製造、加工等行ってはならない。
- ③ 乳等は、抗生物質及び化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。ただし、当該物質が、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が定める添加物と同一である場合、当該物質について成分規格が定められている場合、又は当該食品が、成分規格に適合する食品を原材料として製造され、若しくは加工されたものである場合にあっては、この限りでない。
- ④ 分娩後 5 日以内のもの、乳に影響のある薬剤を服用させ、又は注射した後、その薬剤が乳に残留している期日内のもの、及び生物学的製剤を注射し著しく反応を呈しているものから乳を搾取してはならない。
- ⑤ 厚生労働省令等で定める疾病若しくはその疑い若しくは異常があり、又はへい死した獣畜、家きんの肉等を、食品として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）等してはならない。
- ⑥ 生乳又は生山羊乳を使用して食品を製造する場合は、その食品の製造工程中において、生乳又は生山羊乳を保持式により 63℃で 30 分間加熱殺菌するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。
- ⑦ 血液、血球又は血漿（獣畜のものに限る。以下同じ。）を使用して食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程中において、血液、血球若しくは血漿を 63℃で 30 分間加熱す

るか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。

- ⑧ 食品の製造、加工又は調理に使用する鶏の殻付き卵は、食用不適卵であってはならない。

鶏の卵を使用して、食品を製造、加工又は調理する場合は、その食品の製造、加工又は調理の工程において、70℃で1分間以上加熱するか、又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌しなければならない。ただし、賞味期限を経過していない生食用の正常卵を使用して、割卵後速やかに調理し、かつ、その食品が調理後速やかに摂取される場合及び殺菌した鶏の液卵を使用する場合にあっては、この限りではない。

- ⑨ 牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛の肉を直接一般消費者に販売する場合は、脊柱を除去しなければならない。

食品を製造し、加工し、又は調理する場合は、特定の処理をして製造したものを除き、牛海綿状脳症の発生国又は発生地域において飼養された牛の脊柱を原材料として使用してはならない。

- ⑩ 牛の肝臓又は豚の食肉は、飲食に供する際に加熱を要するものとして販売の用に供されなければならない。牛の肝臓又は豚の食肉を直接一般消費者に販売する場合は、その販売者は、飲食に供する際に牛の肝臓又は豚の食肉の中心部まで十分な加熱を要する等の必要な情報を一般消費者に提供しなければならない。ただし、規格基準が規定されている食肉製品を販売する場合は、この限りではない。

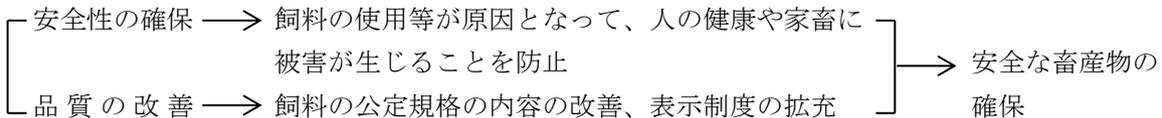
(※1) 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。

第2 飼料の適正使用（給与）について

1 飼料安全法の仕組み

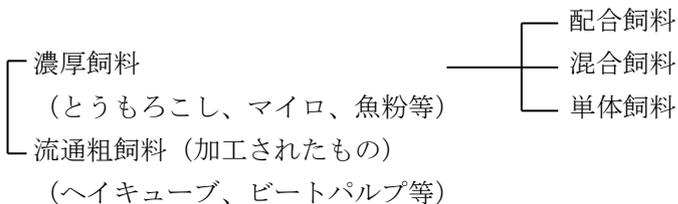
(1) 目的

飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物の生産の安定に寄与することを目的としています。



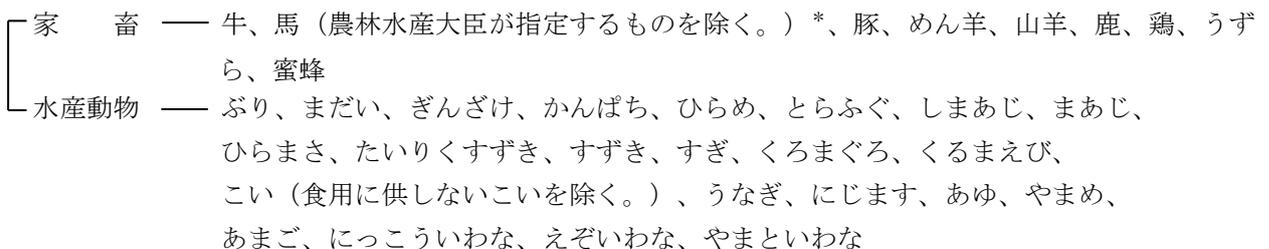
(2) 対象飼料

飼料とは、家畜の栄養に供することを目的として、農家段階において家畜等の口に入るものすべてをさし、飼料製造工場で生産された配合・混合飼料はもちろんのこと、自家配合飼料、残飯飼料、ふすま等の単体飼料も法規制されています。また、牧草及び飼料作物も加工が施され、それが流通する場合には、本法の規制の対象となります。



(3) 対象家畜等

対象家畜は、経済動物であり、原則として生産物を食用に供することを目的としていること、相当程度流通飼料に依存した飼養形態がとられる動物であること、給与される飼料に種々の規制を及ぼす必要があることを考慮して、指定されています。



* 指定対象は馬のうち食用に供するものに限る。令和2年12月1日施行。

※ 犬・猫のペットフードは、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）の対象となります。届出等の問合せは、九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課（096-211-9255）が窓口になります。

(4) 飼料添加物

飼料添加物とは、「飼料の品質の低下の防止」、「飼料の栄養成分その他の有効成分の補給」及び「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」のいずれかの用途で用いられるもので、それぞれの家畜を対象に厳しい試験をした結果、安全と確認されたものの中から、農林水産大臣が「農業資材審議会」の意見を聴いて指定したものであり、現在161品目が指定されています。このような規制が守られて使用されていれば、飼料添加物が畜産物に残留する心配はなく、安全性の高い畜産物が生産されます。

※飼料添加物とは、「飼料に添加される物の総称」ではありません。

農林水産大臣が指定する飼料添加物一覧

(令和6年11月1日現在)

農林水産省令で定められている用途	類別	指定されている飼料添加物の種類
飼料の品質の低下の防止 (17種)	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン、ブチルヒドロキシアニソール
	防かび剤 (3種)☆	プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム、プロピオン酸ナトリウム
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム、カゼインナトリウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、プロピレングリコール、ポリアクリル酸ナトリウム
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル、ショ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル
	調整剤 (1種)	ギ酸
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (97種)	アミノ酸等 (18種)	アミノ酢酸、DL-アラニン、L-アルギニン、L-イソロイシン、塩酸L-ヒスチジン、塩酸L-リジン、L-カルニチン、グアニジノ酢酸、L-グルタミン酸ナトリウム、タウリン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン、DL-トリプトファン、L-トリプトファン、L-トレオニン、L-バリン、DL-メチオニン、L-メチオニン、硫酸L-リジン
	ビタミン (34種)	L-アスコルビン酸、L-アスコルビン酸カルシウム、L-アスコルビン酸ナトリウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム、L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム、アセトメナフロン、イノシトール、塩酸ジベンゾイルチアミン、エルゴカルシフェロール、塩化コリン、塩酸チアミン、塩酸ピリドキシン、β-カロチン、コレカルシフェロール、酢酸dl-α-トコフェロール、シアノコバラミン、硝酸チアミン、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、パラアミノ安息香酸、D-パントテン酸カルシウム、DL-パントテン酸カルシウム、d-ビオチン、ビタミンA粉末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD3油、ビタミンE粉末、25-ヒドロキシルコレカルシフェロール、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、葉酸、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル
	ミネラル (41種)	塩化カリウム、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、酸化マグネシウム、水酸化アルミニウム、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン、DL-トレオニン鉄、乳酸カルシウム、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸マンガン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(結晶)
	色調強化剤 (3種)	アスタキサンチン、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル、カンタキサンチン
	温室効果ガス(GHG)削減剤 (1種)	3-ニトロオキシプロパノール
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進 (47種)	合成抗菌剤 (5種)☆	アンブロリウム・エトパベート、アンブロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム
	抗生物質 (11種) ☆★	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘブタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリボール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
	着香料 (1種)	着香料(エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)
	呈味料 (1種)	サッカリンナトリウム

酵素 (13種)	アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、β-グルカナーゼ、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、中性プロテアーゼ、フィターゼ、ムラミダーゼ、ラクターゼ、リパーゼ
生菌剤 (11種)	エンテロコッカス フェカーリス、エンテロコッカス フェシウム、クロストリジウム プチリカム、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バディウス、ビフィドバクテリウム サーモフィラム、ビフィドバクテリウム シュードロンガム、ラクトバチルス アシドフィルス、ラクトバチルス サリバリウス
有機酸 (5種)	安息香酸、ギ酸カルシウム、グルコン酸ナトリウム、二ギ酸カリウム、フマル酸
(合計 161種)	

備考

☆…抗菌性物質製剤 ★…特定添加物

(5) 飼料一般の成分規格

飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用、保存の方法及び表示について、基準が定められ、また、飼料若しくは飼料添加物の成分について、規格が定められています。（「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」昭和51年7月24日農林省令第35号（以下「成分規格等省令」という。））

ア 飼料は、抗菌性物質（飼料添加物として指定されたものを除く。）を含んではならない。

イ 次の表の対象飼料の欄に掲げる飼料及びうずら（産卵中のものは除く。）を対象とする飼料以外の飼料は、同表に掲げる飼料添加物を含んではならない。

ウ 次の表に掲げる対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、同表に掲げるとおりとする。

（令和6年12月25日施行）

飼料添加物名 単位	対象飼料	鶏（ブロイラーを除く。）用	ブロイラー用		豚用		牛用		
		幼すう用 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
亜鉛バシトラシン	万単位	16.8～168	16.8～168	16.8～168	42～420	16.8～168	42～420	16.8～168	
アピラマイシン	g力価	2.5～10	2.5～10	2.5～10	10～40	5～40			
エンラマイシン	g力価	1～10	1～10	1～10	2.5～20	2.5～20			
サリノマイシンナトリウム	g力価	50	50	50				15	15
センデュラマイシンナトリウム	g力価	25	25	25					
ナラシン	g力価	80	80	80					
ノシヘプタイド	g力価	2.5～10	2.5～10	2.5～10	2.5～20	2.5～20			
ピコザマイシン	g力価	5～20	5～20	5～20	5～20	5～20			
フラボフォスフォリポール	g力価	1～5	1～5	1～5	2～10	2.5～5			
モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80			30	30	30
ラサロシドナトリウム	g力価	75	75	75					33
アンプロリウム・エトパベート	g	アンプロリウム	40～250	40～250					
		エトパベート	2.56～16	2.56～16					
アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン	g	アンプロリウム	100	100					

飼料添加物名	対象飼料 単位	鶏(ブロイラーを除く。)用	ブロイラー用		豚用		牛用		
		幼すう用 中すう用	前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用
		エトパベート 5	5	5					
		スルファキキサリン 60	60	60					
クエン酸モランテル	g				30	30			
ナイカルバジン	g		100						
ハロフジンポリスチレンスルホン酸カルシウム	g	40	40	40					

注1 対象飼料とは、次のものをいう。

鶏(ブロイラーを除く。)用	幼すう用	ふ化後おおむね4週間以内の鶏用飼料
	中すう用	ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内の鶏用飼料
ブロイラー用	前期用	ふ化後おおむね3週間以内のブロイラー用飼料
	後期用	ふ化後おおむね3週間を超え食用として屠殺する前7日までのブロイラー用飼料
豚用	ほ乳期用	体重がおおむね30kg以内の豚用飼料
	子豚期用	体重がおおむね30kgを超え70kg以内の豚(種豚育成中(体重がおおむね60kgを超え120kg以内のものに限る。以下同じ。))のものを除く。)用飼料
牛用	ほ乳期用	生後おおむね3月以内の牛用飼料(モネンシナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。)
	幼齢期用	生後おおむね3月を超え6月以内の牛用飼料
	肥育期用	生後おおむね6月を超えた肥育牛(搾乳中のものを除く。)用飼料

注2 対象飼料が含むことができる飼料添加物の量は、飼料1トン当たりの有効成分量である。

エ ギ酸(ギ酸カルシウム及び二ギ酸カリウム中に含まれるものを除く。)の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、ギ酸として0.5%以下でなければならない。

オ プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウムの飼料中の含有量は、サイレージ(牧草等(乾燥して水分含量を低下させたものを含む。))をサイロ又は適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。)にあつては、プロピオン酸として1.0%以下、それ以外の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)にあつては、プロピオン酸として0.3%以下でなければならない。

カ エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソールの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、それぞれの有効成分の合計量で飼料1トン当たり150g以下でなければならない。

キ(ア) 魚類及び甲殻類を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。

(イ) 飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。

ク フマル酸の飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、フマル酸として2.0%以下でなければならない。

ケ(ア) 鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料は、飼料添加物であるβ-アポ-8'-カロチン酸エチルエステルを含んではならない。

(イ) 飼料添加物であるβ-アポ-8'-カロチン酸エチルエステルの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。

コ(ア) 鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。

(イ) 飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり8g以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする

飼料にあつては飼料1トン当たり80g以下でなければならない。

サ グルコン酸ナトリウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、1.0%以下でなければならない。

シ 組換えDNA技術（組換えDNA（酵素等を用いて行うDNAの切断及び再結合の操作により作製されるDNAをいう。以下同じ。）を生細胞に移入し、これを増殖させる技術をいい、次に掲げるものを除く。以下同じ。）によって得られた生物を含む飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。

(ア) 生細胞に移入された組換えDNAが当該生細胞と同一の分類学上の種に属する微生物のDNAのみからなるようにする技術

(イ) 組換えDNAが移入された生細胞の遺伝子の構成が自然界に存在する微生物の遺伝子の構成と同等となるようにする技術

ス 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して飼料を製造する場合は、当該飼料は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。

セ ギ酸カルシウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、ギ酸カルシウムとして1.5%以下でなければならない。

ソ ニギ酸カリウムの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、ニギ酸カリウムとして1.8%以下でなければならない。

タ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。以下タにおいて同じ。）中の含有量は、牛を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100mg以下、豚を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり50mg以下、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80mg以下でなければならない。

チ グアニジノ酢酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、グアニジノ酢酸として0.06%以下でなければならない。

ツ 安息香酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、安息香酸として0.5%以下でなければならない。

テ 3-ニトロオキシプロパノールの飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、3-ニトロオキシプロパノールとして0.015%以下でなければならない。

ト 次の表に掲げる農薬の成分である物質は、同表に掲げる飼料の原料又は家畜等を対象とする飼料にそれぞれ同表に定める量を超えて含まれてはならない。

飼料中の残留農薬の基準値

(単位:mg/kg)

農薬名	対象となる飼料及び基準値											
	えん麦	大麦	小麦	とうもろこし	マイロ	ライ麦	牧草	大豆	大豆油かす	家畜別飼料の区分		
										うずら及び鶏	豚用	羊、山羊、牛、馬、めん
γ-BHC							0.4			0.05	0.05	0.4
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	2	2	2	0.05	2	2	400					
BHC							0.02			0.005	0.005	0.005
DDT							0.1			0.1	0.1	0.1
アセフェート				0.5			3					
アトラジン	0.02	0.02	0.3	0.2	0.02	0.02	15					
アラクロール	0.1			0.02	0.05		0.05					
アルジカルブ	0.2	0.02	0.02	0.05	0.2		1					
アルドリリン及びデイルドリリン							0.02			0.02	0.02	0.02

農薬名	対象となる飼料及び基準値											
	えん麦	大麦	小麦	とうもろこし	マイロ	ライ麦	牧草	大豆	大豆油かす	家畜別飼料の区分		
										うずら用	鶏及び豚用	羊、山羊及び牛、馬、めん
イソフェンホス				0.02								
イマザピック			0.05	0.01			3	0.5	0.5			
イマザビル		0.7	0.05	0.05			30	5	7			
イミダクロプリド	0.04	0.04	0.02	0.05	0.04	0.04	0.5					
エチオン							20					
エンドリン							0.01			0.01	0.01	0.01
カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.7					
カルバリル	10	5	2	0.1	10	5	250					
カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	10					
カルボフラン	0.1	0.2	0.2	0.05	0.1	0.1	13					
キャブタン				10								
グリホサート	30	30	30	5	30	30	500	20	9			
グルホシネート		0.5	0.2	0.1								
クロルピリホス	0.75	0.2	0.5	0.1	0.75	0.01	13					
クロルピリホスメチル	10	6	10	7	10	7						
クロルフェンビンホス			0.05	0.05								
クロルプロファミン	0.02	0.02	0.02	0.05		0.02						
クロルベンジレート				0.02								
ジカンバ	3	7	2	0.5	4	0.1	200	10	10			
ジクロルボス及びナレド	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	10					
ジクワット	2	5	2	0.05	2	0.03	100					
シハロトリン	0.2	0.2	0.05	0.04	0.2	0.02	0.6					
シフルトリン	2	2	2	2	2	2	3					
シマジン				0.3			9					
ジメトエート	0.2	0.04	0.05	1	0.2	0.2	2					
ダイアジン	0.1	0.1	0.1	0.02	0.1	0.1	10					
チアベンダゾール	0.05	0.05	0.5	0.05	0.05	0.05	10					
デルタメトリン及びトラロメトリン	1	1	1	1	1	1	5					
テルブホス	0.05	0.01	0.01	0.01	0.05	0.005	1					
トリシクラゾール	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	5					
二臭化エチレン	0.01	0.01	0.1	0.01	0.01	0.01						
パラコート	0.5	0.05	0.05	0.1	0.5	0.05	5					
バラチオン	0.08	0.5	0.3	0.3	0.08	0.05	5					
ピペロニルブトキシド	24	24	24	24	24	24						
ピリミホスメチル	1	1	1	1	1	1						
フィプロニル	0.002	0.002	0.002	0.02	0.01	0.002						
フェニトロチオン	1	5	10	1	1	1	10					
フェノプロカルブ			0.3									
フェントエート	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4						
フェンバレレート							13			0.5	4	8
フェンプロパトリン							20					
プロモキシニル	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1					
ヘプタクロル							0.02			0.02	0.02	0.02
ベルメトリン	2	2	2	2	2	2	55					
ベンタゾン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	3					
ペンディメタリン	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	2,000 注4					
ホスメット	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	40					
ホレート	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	1.5					
マラチオン	3	2	10	2	6	2	135					

農薬名	対象となる飼料及び基準値													
	えん麦	大麦	小麦	とうもろこし	マイロ	ライ麦	牧草	大豆	大豆油かす	家畜別飼料の区分				
										うずら用	鶏及び	豚用	羊、山羊及び鹿用	牛、馬、めん
メチダチオン	0.2	0.02	0.02	0.1	0.2	0.02	12							
メブレン	5	5	5	5	5	5								

注1 対象となる飼料の原料は、それぞれ次に定める部位をいう。

えん麦、大麦及びマイロ…脱穀した種子

小麦及びライ麦…玄麦

大豆…種子

とうもろこし…外皮、ひげ及びしんを除いた種子

牧草…茎葉及び脱穀前の種子

注2 牧草については、飼料原料中の水分が10%を超える場合、その超える量を飼料原料の量から除外したものとする。

注3 牧草については、乾牧草(稲わら、ヘイキューブ等を含む)及びサイレージを含むが、ビートパルプ、バガス等は含まない。

注4 牧草(アルファルファ)に限り、150mg/kg

(6) 飼料一般の製造の方法の基準

ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない。

イ 成分について規格が定められた飼料又は飼料添加物を原料又は材料とする場合においては、当該規格に合うもの(法第5条第1項の検定を要するものにあつては、当該検定に合格したものに限る。)を用いなければならない。

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

第1欄	アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナイカルバジン、ナラシン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム
第2欄	クエン酸モランテル
第3欄	亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフォリボール

注1 第1欄：抗コクシジウム作用、第2欄：駆虫作用、第3欄：成長促進作用(グラム陽性菌抗菌活性)

注2 ほ乳期子牛及びほ乳期子豚で人工乳等を使用する場合、飼料の切替え時に抗菌性飼料添加物の種類によっては、同一欄の2種類以上の抗菌性飼料添加物を併用してしまう可能性があるため、銘柄の選択に注意してください。

エ ギ酸は、牛、馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

オ プロピレングリコールは、体重がおおむね30kg以内の豚を対象とする飼料及び生後おおむね3月以内の牛を対象とする飼料以外の飼料には用いてはならない。

カ フマル酸は、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

キ 次の表の左欄に掲げる飼料添加物は、同表の右欄に掲げる対象飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

飼料添加物名	対象飼料
エンテロコッカス フェッカーリス(クロストリジウム プチリカム(その2)製剤及びバチルスサブチルス(その4)製剤と混合して使用する場合に限る。)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス フェシウム(その1)(ラクトバチルス アシドフィルス(その1)製剤と混合して使用する場合に限る。)	牛用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス フェシウム(その2)(ラクトバチルス アシドフィルス(その6)製剤と混合して使用する場合に限る。)	豚用
エンテロコッカス フェシウム(その3)	牛用、豚用、鶏用及びうずら用
エンテロコッカス フェシウム(その4)(ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その2)製剤及びラクトバチルス アシドフィルス(その5)製剤と混合して使用する場合に限る。)	牛用及び豚用

飼料添加物名	対象飼料
クロストリジウム プチリカム (その1)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス コアグランス	豚用
バチルス サブチルス (その1)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その2)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その3)	牛用、馬用、豚用、鶏用及びうずら用
バチルス サブチルス (その5)	豚用及び鶏用
バチルス セレウス	牛用、豚用、鶏用、うずら用及び養殖水産動物用
バチルス バディウス	豚用
ビフィドバクテリウム サーモフィラム (その1) (ラクトバチルス サリバリウス製剤と混合して使用する場合に限る。)	鶏用及びうずら用
ビフィドバクテリウム サーモフィラム (その3)	牛用及び豚用
ビフィドバクテリウム サーモフィラム (その4)	牛用
ビフィドバクテリウム シュードロンガム (その1)	豚用
ビフィドバクテリウム シュードロンガム (その2)	牛用及び豚用
ラクトバチルス アシドフィルス (その2)	鶏用及びうずら用
ラクトバチルス アシドフィルス (その3)	牛用及び馬用
ラクトバチルス アシドフィルス (その4)	豚用
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	牛用、馬用及び豚用
ラクトバチルス アシドフィルス (その6)	豚用

ク(ア) 製造に2以上の原料又は材料を用いる場合には、これらを原料又は材料として製造される飼料が均質なものとなるようにしなければならない。

(イ) 飼料添加物を用いる場合には、当該飼料添加物の効果が阻害されないような製造方法によらなければならない。

ケ グルコン酸ナトリウムは、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

コ 組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して飼料を製造する場合は、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならない。

サ グルコン酸カルシウムは、牛、めん羊、山羊及び鹿(以下「牛等」という。)並びに馬を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

シ ギ酸カルシウムは、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

ス ニギ酸カリウムは、体重がおおむね70kg以内の豚(種豚育成中のものを除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

セ 25-ヒドロキシコレカルシフェロールは、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

ソ フィターゼ(その2(3))は、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

タ L-カルニチンは、種豚(体重がおおむね120kgを超えたものに限る。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

チ アルカリ性プロテアーゼ(その3)は、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

ツ グアニジノ酢酸は、ブロイラーを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

テ フィターゼ(その2の(4))は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料(飼料を製造するための原料または材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。

- ト フィターゼ（その2の(5)）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。
- ナ フィターゼ（その2の(6)）は、豚、鶏、うずら、魚類及び甲殻類を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。
- ニ ムラミダーゼは、豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない。
- ヌ 安息香酸は、体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。
- ネ フィターゼ（その2の(7)）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。
- ノ 3-ニトロオキシプロパノールは、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。

(7) 飼料一般の使用の方法の基準

- ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある飼料は使用してはならない。
- イ(ア) 表示の基準に基づき対象家畜等（当該飼料を使用することができる家畜等をいう。以下同じ。）が表示されている飼料は、当該対象家畜等以外の家畜等に対し使用してはならない。
 - (イ) (5)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的としてと殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。
 - (ウ) 綿実油かすを原料とする飼料は、養殖水産動物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条第4号に掲げる動物をいう。）に対し使用してはならない。
- ウ 表示の基準に基づき使用上の注意事項が表示されている飼料は、当該使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。
- エ (6)のウの表の同一欄内の2以上の飼料添加物を含む飼料は、使用してはならない。
- オ (6)のウの表の飼料添加物を含む飼料は、当該飼料添加物が掲げられている欄内の他の飼料添加物を含む飼料と併用してはならない。
- カ 飼料は、使用後に次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。
 - (ア) 当該飼料を使用した年月日
 - (イ) 当該飼料を使用した場所
 - (ウ) 当該飼料を使用した家畜等の種類
 - (エ) 当該飼料の名称
 - (オ) 当該飼料の使用量
 - (カ) 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

(8) 飼料一般の保存の方法の基準

- ア 有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある場所に保存し、又は有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある容器若しくは包装材料を用いて保存してはならない。
- イ 表示の基準に基づき保存上の注意事項が表示されている飼料は、当該保存上の注意事項を遵守して保存しなければならない。

(9) 飼料一般の表示の基準

ア 輸出用又は試験研究用の飼料は、「輸出用」又は「試験研究用」という文字を表示しなければならない。
イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (ア) 飼料の名称
- (イ) 製造（輸入）年月
- (ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
- (エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）
- (オ) 対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等
- (カ) 飼料添加物を含む飼料にあつては、含有する飼料添加物の名称及び量

(注)1 飼料添加物の名称の表示については、農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、一部の飼料添加物については略称を用いることができる。

(注)2 飼料添加物の量の表示については、次による。

- ① (5)のウの表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。
 - ② プロピオン酸、プロピオン酸カルシウム及びプロピオン酸ナトリウム（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、プロピオン酸としての含有率を、ギ酸に（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、ギ酸としての含有率を、フマル酸（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、フマル酸としての含有率をそれぞれパーセント表示するものとする。
 - ③ エトキシキン、ジブチルヒドロキシトルエン及びブチルヒドロキシアニソール（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、それぞれの有効成分の合計の含有率をパーセントで表示するものとする。
 - ④ 飼料添加物としてのアスタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200gを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。
 - ⑤ 飼料添加物としてのβ-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、飼料1トン当たり80gを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセント表示するものとする。
 - ⑥ 飼料添加物としてのカンタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり8g、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80gを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。
 - ⑦ その他の飼料添加物については、量の表示を要しない。
- (キ) (5)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、「搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的としてと殺する前7日間の牛（生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。）、豚、鶏又はうずらに使用してはならない」旨。
- (ク) サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム又はラサロシドナトリウムを含む牛用の肥育期用飼料にあつては、次の文字
- 使用上の注意
- 1 生後おおむね6月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。
 - 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

- (ケ) サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用の幼令期用飼料にあつては、次の文字使用上の注意
- 1 生後おおむね3月を超え6月以内の幼令牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。
 - 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。
- (コ) モネンシンナトリウムを含む牛用のほ乳期用飼料にあつては、次の文字使用上の注意
- 1 生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。
 - 2 新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。
- (サ) ナイカルバジンを含むブロイラー用の前期用飼料にあつては、次の文字使用上の注意
- ふ化後おおむね8週間以内に出荷するブロイラーに使用する場合は、この飼料を給与した場所と異なる場所で、当該ブロイラーを食用を目的としてと殺する前7日間以上飼養すること。

(10) 飼料品質の表示基準

（飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号 平成27年10月1日一部改正））

表示制度は、飼料の消費者である畜産農家が、飼料を購入する時に、栄養成分に関する品質や配合割合等が容易に識別できるように定められた制度です。

① 表示事項

飼料の品質につき表示すべき事項（以下「表示事項」という。）は別表（p.16）のとおりとする。

② 遵守事項

ア 表示の方法

①に規定する表示に際しては、製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(ア) 飼料の名称

文字のみをもって表示し、図形又は記号等を用いないこと。

(イ) 飼料の種類

㊦ 公定規格が定められている飼料の種類

飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号。以下「公定規格」という。）の表の飼料の種類に掲げる名称を用いること。

㊧ 公定規格が定められていない飼料

単体飼料	飼料の公定規格別表の原材料に掲げる名称。該当しないものは原材料の一般的名称を用いる。		
混合飼料	飼料の特性又は製法が明らかになる名称を用いる。	例 1. 主な構成原材料を表すもの	米ぬか油かす混合飼料
		例 2. 多種の飼料添加物を含み、ブレミックス的に使用されるもの	ビタミン・ミネラル混合飼料 鶏用ビタミン・生菌剤混合飼料（対象家畜が限定されるもの）
		例 3. 特徴的な原材料が混合されていることを表すもの	甘草粉末混合飼料
		例 4. 複数の原材料を発酵させたもの	米ぬか・とうふかす発酵飼料
配合飼料	飼料の公定規格の名称に準じた（対象家畜等と生育ステージが明らかになる）名称を用いる。		

(ウ) 製造（輸入）年月

次のいずれかにより記載すること。

- ㊦ 令和2年4月
- ㊧ 2. 4
- ㊨ 2020. 4

(エ) 栄養成分量等

粗たん白質、粗脂肪、カルシウム及びリンの成分量の最小量、粗繊維及び粗灰分の成分量の最大量、可消化養分総量及び代謝エネルギーの最小量並びに揮発性塩基性窒素の含有量の最大量は、次の例により記載すること。

- ㉞ 粗たん白質 15.0 パーセント（又は%）以上
- ㉟ 粗脂肪 2.0 パーセント（又は%）以上
- ㊱ カルシウム 2.5 パーセント（又は%）以上
- ㊲ リン 0.55 パーセント（又は%）以上
- ㊳ 粗繊維 6.0 パーセント（又は%）以下
- ㊴ 粗灰分 13.0 パーセント（又は%）以下
- ㊵ 可消化養分総量（又は TDN） 68 パーセント（又は%）以上
- ㊶ 代謝エネルギー（又は ME） 1kg中2,600キロカロリー（又は Kcal）以上
- ㊷ 揮発性塩基性窒素 0.3パーセント（又は%）以下

(オ) 配合飼料の原材料名並びに原材料の区分及び区分別配合割合

- ㉞ 原材料名は、最も一般的な名称をもって記載すること。
- ㉟ 原材料名は、原材料の区分ごとに配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によって一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、原材料名の記載順を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(エ)の記載を変更する必要がないときは、原材料名の記載順の変更を要しない。
- ㊱ 原材料の区分は、区分別配合割合を併記し、区分別配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によって一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、区分別配合割合の記載を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(エ)の記載を変更する必要がないときは、区分別配合割合の記載を変更することを要しない。
- ㊲ 原材料の調達に係る事情の変化により当該飼料に使用しないことがあると想定される原材料がある場合において、当該原材料の数が5を超えず、かつ、当該原材料のそれぞれの配合割合が3パーセント以内であるときは、その旨を明記して、次の例により記載することができる。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	60%	とうもろこし、大麦、（小麦）
そうこう類	10%	ふすま、米ぬか、（麦ぬか）
植物性油かす類	10%	大豆油かす、あまに油かす、（なたね油かす）
動物質性飼料	10%	魚粉、肉粉、（肉骨粉）
その他	10%	食塩、炭酸カルシウム、（リン酸カルシウム）

（注） 1 原材料名は、原則として配合割合の高い順である。
2 （ ）内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。

備考 飼料添加物は、「その他」の欄に記載することを要しない。

(カ) 混合飼料の原材料名及び配合割合

- ㉞ 原材料名は、最も一般的な名称をもって記載すること。
- ㉟ 原材料名は、配合割合を併記し（配合割合の表示が必要なのは、別表の3 混合飼料(1)～(4)のみ）、配合割合の高いものから順に記載すること。ただし、原材料の調達に係る事情の変化によって一時的に軽微な配合割合の変更をしたことにより、配合割合の記載を変更する必要がある場合において、当該配合割合の変更に伴い栄養成分量等に係る(エ)の記載を変更する必要がないときは、配合割合の記載を変更することを要しない。

イ 飼料の種類及び原材料名の記載に際しては、商品名を用いてはならない。

ウ 製造業者は、①の表示事項のうち、製造業者の住所と製造事業場の所在地が同一である場合には、製造事業場の所在地を表示しないことができる。

エ 表示に用いる文字の色及びその大きさ等は、次に掲げるところによらなければならない。

(ア) 表示に用いる文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。

(イ) 表示に用いる文字は、消費者の見やすい大きさ又は書体とすること。

オ 表示事項の表示は、当該飼料又はその容器若しくは包装の見やすい箇所にしなければならない。

カ 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (ア) ①に規定する表示事項の内容と矛盾する用語
- (イ) 「完全」という用語
- (ウ) 栄養成分に関する虚偽又は誇大な宣伝
- (エ) その他内容物を誤認させるような文字、絵その他の表示

キ ①に規定する表示事項につき成分規格等省令に基づく輸出用又は試験研究用の表示、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示、落花生油かすを原料又は落花生油かすを原料とする飼料の表示、尿素及びジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の表示、動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示がなされている場合には、当該表示事項についての表示は要しない。

ク 製造業者は、飼料を継続的に供給する旨の契約を飼料の消費者と締結した場合において、当該契約に基づき、当該契約において定められた栄養成分等又は原材料の配合割合に従って飼料を製造し、当該飼料を当該消費者に対して販売するときは、当該飼料又はその容器若しくは包装に付する表示に「指定配合」の文字を記載することにより、表示事項（当該契約の契約書その他の書面により明らかにされている事項（別表の備考1に規定する一般表示事項を除く。）に限る。）を省略することができる。

別表（表示事項）

飼 料		表 示 事 項
1 単体飼料	(1) 大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.3%を超えるものに限る。)
	(3) フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.6%を超えるものに限る。)
	(4) 肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4)に同じ。
	(6) 血粉	(4)に同じ。
2 配合飼料		一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗脂肪の成分量の最小量 カルシウム成分量の最小量 りんの成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 可消化養分総量の最小量(牛及び豚に使用されるものに限る。) 代謝エネルギーの最小量(鶏に使用されるものに限る。) 原材料名 原材料の区分及び区分別配合割合
3 混合飼料	(1) とうもろこしと魚粉 又はフィッシュソリュ ブル吸着飼料とを混 合したもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合

飼 料		表 示 事 項
(2) フィッシュソリュブル吸着飼料	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量(その含有量が0.6%を超えるものに限る。)	
(3) 糖蜜吸着飼料	一般表示事項 粗繊維の成分量の最大量 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合	
(4) 1並びに(1)、(2)及び(3)に掲げる飼料の2種以上を混合したもの又はこれらの1種以上を混入した飼料であって、2に掲げる飼料以外のもの	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量(植物質性のものが混入されているものに限る。) 粗灰分の成分量の最大量 原材料名 原材料の配合割合	
(5) その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名	

備考

1 一般表示事項は、次のとおりとする。

- (1) 飼料の名称
- (2) 飼料の種類
- (3) 製造（輸入）年月
- (4) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
- (5) 製造事業場の名称及び所在地(製造業者に限る。)

※一般表示事項には、正味重量も含まれます。

2 粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム及びリンの成分量は、公定規格の表の備考1によるものとする。

3 配合飼料の可消化養分総量及び代謝エネルギーの値は、公定規格の表の備考2によるものとする。

4 「揮発性塩基性窒素」とは、水で振とう抽出した試料液を、弱アルカリ性で蒸留して得られる窒素をいう。

5 「配合割合」とは、当該試料中に占めるそれぞれの原材料の重量の当該飼料の重量に対する百分率をいう。

6 「区分別配合割合」とは、原材料の区分別に、当該区分に属する原材料の配合割合を合計したものをいう。

(注) 原材料は、穀類、そうこう類、植物油かす類、動物質性飼料及びその他に区分する。

※上記の他に、「(9) 飼料一般の表示の基準」に記載のとおり、対象とする家畜等が定められている飼料にあっては、対象家畜等、飼料添加物を含む飼料にあっては、含有する飼料添加物の名称とその含有量を記載する必要があります。

○ 混合飼料の表示例

例 1

飼料の名称	〇〇印〇〇用〇〇
飼料の種類	〇〇〇混合飼料
製造年月日	令和5年11月
製造業者の氏名	〇〇飼料株式会社
又は名称及び住所	〇県〇市〇町〇〇番地
製造事業場の名称	〇〇飼料株式会社〇工場
及び所在地	〇県〇市〇町〇〇番地
正味重量	20 kg
成分量	(公定規格別表参考)
含有する飼料添加物の名称	
ビタミン A、ビタミン D ₃ 、ビタミン E、硫酸鉄、硫酸銅、炭酸亜鉛	
原材料名	
米ぬか油かす、にんにく粉末、食塩	

例 2

}	
同左	
}	
含有する飼料添加物の名称及び量 (1 kg中)	
飼料添加物の名称	量
ビタミン A 油	・・・ 1,000,000 国際単位
ビタミン D ₃ 油	・・・ 200,000 国際単位
酢酸 dl - α - トコフェロール	・・・ 50 g
硫酸鉄(乾燥)	・・・ FeSO ₄ ・・・ 10g
	(Fe として 3.67 g)
硫酸銅(乾燥)	・・・ CuSO ₄ ・・・ 10g
	(Cu として 3.98 g)
炭酸亜鉛	・・・ Zn ・・・ 10 g
}	
同左	

○ 配合飼料の表示例

飼料の名称	○○印○○用配合飼料			
飼料の種類	○○育成用配合飼料			
製造年月	2023. 10			
製造業者の氏名又は名称及び住所	○○○株式会社 ○○県○○市○○町○○番地			
製造事業場の名称及び所在地	○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○○町○○番地			
対象家畜等	○○○ (成分規格等省令別表第1の1の(1)のウの注1により記載)			
正味重量	○○kg			
成分量				
粗たん白質	○○%以上	粗脂肪	○○%以上	
粗繊維	○○%以下	粗灰分	○○%以下	
カルシウム	○○%以上	りん	○○%以上	
可消化養分総量 (代謝エネルギー)	○○%以上			
含有する飼料添加物の名称及び量	○○○	○○○	○○○ 20g力価/トン ^(注1) ○○○ ○○○ ○○○	

[注意]1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの等以外には使用できません。
2 この飼料は、食用を目的として屠殺する前7日間は使用できません。

原材料名等

原材料の区分	配合割合	原材料名 ^(注2)	
穀類	%	○○○	○○○ (○○○)
植物性油かす類		○○○	○○○ (○○○)
動物質性飼料		○○○	○○○ (○○○)
そうこう類		○○○	○○○ (○○○)
その他		尿素[2%]	○○○ (○○○)

1 原材料名は原則として配合割合の高い順である。
2 ()内の原材料は、原材料の調達に係る事情の変化により使用しないことがある。
[注3]

注1 量の表示を要さない飼料添加物は、名称のみを列記する。

注2 ① 飼料安全法第3条に基づき配合割合の表示を義務づけられている飼料は次の例により表示する。

尿素[2%]

② 規格適合表示飼料である原料は、規格適合○○○と表示してもよい。

注3 使用上及び保存上の注意事項が義務づけられているもの(例えば動物由来たん白質、尿素等を用いた場合)は、当該表示を[注3]の箇所に記載すること。

(11) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の規制

① 成分規格

ア 家畜等を対象とする飼料は、動物由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品を除く。以下同じ。）、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品を除く。以下同じ。）又は魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を含んではならない。ただし、次の表の第1欄に掲げる家畜等を対象とする飼料は、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質を含むことができる。

第1欄	第2欄
牛等	<p>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当するゼラチン又はコラーゲンであって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済ゼラチン等」という。）</p> <p>(ア) ほ乳動物（反すう動物にあつては、牛、めん羊及び山羊に限る。）の皮に由来するものであること。</p> <p>(イ) ほ乳動物（反すう動物を除く。）の骨に由来するものであって、次の工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>a 脱脂</p> <p>b 酸による脱灰</p> <p>c 酸処理又はアルカリ処理</p> <p>d ろ過</p> <p>e 138℃以上で4秒以上の殺菌処理</p> <p>(ウ) 牛の骨（頭蓋骨及び脊柱（背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）を除く。）に由来するものであって、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(エ) めん羊又は山羊の骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）に由来するものであって、(イ)のaからeまでに掲げる工程の全てを経て処理されたもの又はこれと同等以上の処理がされたものであること。</p> <p>(オ) 家きん又は魚介類に由来するものであること。</p>
馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）又は馬に由来する血粉又は血しょうたん白質であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚血粉等」という。）</p> <p>ウ 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）</p> <p>エ 馬に由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済馬肉骨粉等」という。）</p> <p>オ 豚、馬又は家きんに由来する原料混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉又は血しょうたん白質であって、豚、馬又は及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）</p> <p>カ 家きん由来たん白質のうち、チキンミール、フェザーミール、血粉又は血しょうたん白質であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）</p> <p>キ 家きん由来たん白質のうち、加水分解たん白質又は蒸製骨粉であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白質等」という。）</p> <p>ク 魚介類由来たん白質であって、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）</p> <p>ケ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉又は血しょうたん白質（月齢が30月を超える牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「牛の脊柱等」とい</p>

第1欄	第2欄
	<p>う。)並びに当該検査を経ていないめん羊又は山羊の部位及びと畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)別表第一のめん羊又は山羊の部位(以下「めん山羊の部位」という。)が混入していないものに限る。)であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(イ、オ及びカに掲げるものを除く。以下「確認済牛血粉等」という。)</p> <p>コ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質又は蒸製骨粉(牛の脊柱等及びめん山羊の部位が混入していないものに限る。)であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(ウからキまでに掲げるものを除く。以下「確認済牛肉骨粉等」という。)</p> <p>サ 食品循環資源(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律116号)第2条第3項に規定する食品循環資源をいう。以下同じ。)に含まれる動物由来たん白質であって、農林水産大臣が指定するもの</p>
蜜蜂	<p>ア 確認済ゼラチン等</p> <p>イ 確認済豚血粉等</p> <p>ウ 確認済チキンミール等</p> <p>エ 確認済魚介類由来たん白質</p>

② 製造の方法の基準

- ア 動物由来たん白質は、①の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を用いる場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。
- イ 牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、動物由来たん白質(確認済ゼラチン等を除く。)を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。
- ウ 確認済牛血粉等又は確認済牛肉骨粉等を含む馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離していることについて農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されなければならない。

③ 使用の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、①の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を使用する場合を除き、家畜等に対し使用してはならない。

④ 保存の方法の基準

動物由来たん白質を含む飼料は、①の表の第1欄に掲げる家畜等を対象として、それぞれ同表の第2欄に掲げる動物由来たん白質が含まれる飼料を保存する場合を除き、家畜等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

⑤ 表示の基準

- ア 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
- (ア) 飼料の名称
 - (イ) 製造(輸入)年月
 - (ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所
 - (エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)
- イ 確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済魚介類由来たん白質、確認済原料混合肉骨粉等、確認済牛血粉等若しくは確認済牛肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。
- 使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

(12) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の規制

① 成分規格

- ア 動物性油脂（獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としては乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質（確認済ゼラチン等を除く。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。）の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。
- イ ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等（生後おおむね3月以内の牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）の育成の用に供する配合飼料であって、脱脂粉乳を主原料とするものをいう。以下同じ。）は、動物性油脂（食用の肉から採取した脂肪のみを原料とするものであって、不溶性不純物の含有量が0.02%以下であるもの（以下「特定動物性油脂」という。）を除く。）を含んではならない。
- ウ 牛等を対象とする飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を除く。以下同じ。）は、動物性油脂（牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造された油脂（以下「確認済動物性油脂」という。）であって反すう動物由来動物性油脂（反すう動物に由来する動物性油脂をいい、特定動物性油脂を除く。以下同じ。）を含まないもの並びに特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。
- エ 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含んではならない。

② 製造の方法の基準

- ア 動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。
- イ 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）は、牛等を対象とする飼料に用いてはならない。
- ウ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料に用いてはならない。

③ 使用の方法の基準

- ア 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。
- イ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）に対し使用してはならない。

④ 保存の方法の基準

- ア 動物性油脂（特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料（ほ乳期子牛等育成用代用乳用配合飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。
- イ 動物性油脂（確認済動物性油脂であって反すう動物由来動物性油脂を含まないもの及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。
- ウ 動物性油脂（確認済動物性油脂及び特定動物性油脂を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しな

ければならない。

⑤ 表示の基準

ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (ア) 飼料の名称
- (イ) 製造（輸入）年月
- (ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所
- (エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする粉末油脂（油脂をカゼイン等でコーティングし、粉末にしたものをいう。）には、動物性油脂中の不溶性不純物の含有量を表示しなければならない。

ウ 確認済動物性油脂を含む飼料には、確認済動物性油脂を含む飼料である旨を表示しなければならない。

エ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

オ 確認済動物性油脂（反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。）を含む飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

(13) 動物性たん白質・動物性油脂の家畜への給与に関する規制の概要（令和6年10月3日現在）

① 飼料原料の利用規制状況（動物性油脂を除く）

主な対象品目	由来動物	給与対象 ^{注1}								
		牛など	豚	馬	鶏	養魚				
動物由来たん白質	ゼラチン及びコラーゲン	○ ^{注2}	○	○	○	○				
	乳、乳製品	◎	◎	◎	◎	◎				
	卵、卵製品	◎	◎	◎	◎	◎				
	血粉、血しょうたん白質	牛・めん羊・山羊(SRM等 ^{注3} を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む)・馬・家きんを含む)	×	注4						
		豚	×	○	○	○	○			
		馬								
		家きん								
		豚(いのししを含む)・馬・家きん混合 ^{注4}								
	鹿	×						×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉 (チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	牛・めん羊・山羊・馬 (SRM等 ^{注3} を除く。牛・めん羊・山羊・馬と分別されない豚(いのししを含む)・家きんを含む)	×	注4						
豚(いのししを含む)		×	○	○	○	○				
馬										
家きん										
豚(いのししを含む)・馬・家きん混合										
鹿							×	×	×	×
魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類						×	○	○	○

主な対象品目	由来動物	給与対象 ^{注1}				
		牛など	豚	馬	鶏	養魚
動物由来たん白質を含む食品残さ	ほ乳動物・家きん・魚介類	×	○	○ ^{注5}	○	○
その他 ^{注6}	骨灰、骨炭（一定の条件で加工処理されたもの） 第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）	◎	◎	◎	◎	◎

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊、鹿及び食用に供する馬が含まれる。

注2 「◎」は使用可能。

「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能。

注3 「SRM等」とは、牛の特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）、めん羊・山羊の特定危険部位（12月齢超の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと。

注4 牛血粉等又は牛肉骨粉等を含む飼料は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場において製造されなければならない

注5 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び畜水産加工品の製造工程で発生した残さであって、牛等に由来する食品の製造工程から完全に分離された製造工程から発生したものであることについて農林水産大臣の確認を受けたもの。

注6 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外。

② 動物性油脂の利用規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	給与対象					
		牛		豚	馬	鶏	養魚
		代用乳	その他				
動物性油脂 ^{注1}	特定動物性油脂 ^{注2}	0.02	◎	◎	◎	◎	◎
	イエローグリース ^{注4}	0.15	×	×	○	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○
	SRM等由来 ^{注5}	—	×	×	×	×	×
	回収食用油 ^{注6}	0.02	○	○	○	○	○
		0.15	×	× ^{注7}	○	○	○
	魚油 ^{注8}	—	◎	◎	◎	◎	◎
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	—	×	×	×	×	×

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる。

注2 「特定動物性油脂」とは、食用の脂肪のみを原料とする動物性油脂（不溶性不純物0.02%以下）のこと。

注3 「◎」は使用可能

「○」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能。

注4 「イエローグリース」は、と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの（確認済動物性油脂）のみ使用可能。

注5 「SRM等」とは、牛の特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）、めん羊・山羊の特定危険部位（12月齢超の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと。

注6 「回収食用油」とは、飲食店等から回収された使用済の食用油（動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外。）原料の種類、収集先等が確認できるもののみ使用可能。（確認済動物性油脂としての扱い）

注7 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは使用可能。

注8 「魚油」とは、魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの。

③ 製造基準適合確認事業場（福岡県内）

（令和7年1月15日現在）

確認済飼料原料	事業所名	住 所	確認書交付年月日
豚鶏混合肉骨粉	福岡レンダリング協同組合	田川郡大任町大字今任原字今入 1068-3	H19. 3. 28
牛肉骨粉	福岡レンダリング協同組合	田川郡大任町大字今任原字今入 1068-3	H28. 8. 23
魚介類由来たん白質	株式会社 welzo 新門司工場	北九州市門司区新門司 2 丁目 11-13	R2. 2. 6
	株式会社 久富商店 本社工場	福岡県柳川市大和町栄 1 5 3 0	R6. 1. 10
動物性油脂	北九州エコレム協同組合 響灘工場	北九州市若松区響町 1 丁目 12-5	H16. 4. 15
	福岡レンダリング協同組合	田川郡大任町大字今任原字今入 1068-3	H16. 4. 15

(14) 飼料の有害物質の指導基準及び管理基準

（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知 一部改正令和 6 年 2 月 22 日）

※ 事業者の工程管理における自主検査等により、次に掲げる指導基準又は管理基準を超えた飼料が確認された場合には、事業者は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「農林水産省」という。）に速やかに報告してください。

① 指導基準

指導基準を超えた飼料については、飼料安全法第 23 条第 1 号に掲げる「有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料」に該当します。

種類	有害物質名	対象となる飼料	基準（単位：mg/kg）
かび毒	アフラトキシン B ₁	搾乳の用に供する牛、めん羊及び山羊に給与される配合飼料	0.01

② 管理基準

管理基準を超えた飼料については、直ちに法第 23 条第 1 号に掲げる飼料に該当するわけではありませんが、農林水産省が、飼料から畜産物への移行性や家畜等への影響の状況等を総合的に勘案した上で法第 23 条第 1 号に掲げる飼料に該当するか判断することになっています。

《農薬》

種 類	有害物質名	対象となる飼料と基準（単位：mg/kg）		
		稲わら	稲発酵粗飼料	粃米
殺虫剤	イソプロカルブ	1	0.1	—
	イミダクロプリド	10	3	3
	エチプロール	3	—	1
	エトフェンブロックス	30	10	20
	カルボスルファン	0.7	1	—
	クロチアニジン	10	2	5
	クロマフェノジド	5	—	3
	クロラントラニリプロール	0.15	0.05	—
	シラフルオフェン	20	—	15
	ジノテフラン	10	5	15
	スピノサド	0.5	0.2	—
	スルホキサフロル	4	3	10
	ダイアジノン	2	1	—
	チアクロプリド	0.5	0.2	—
	チアメトキサム	2	0.1	3
	テトラニリプロール	0.05	0.05	—
	テブフェノジド	20	10	5
	トリクロルホン	2	—	2
	ニテンピラム	2	1	1
	ピメトロジン	1	—	—
	フィプロニル	0.2	0.1	—
	フェノプカルブ	5	5	3
	フェンチオン	2	0.1	—
	フェントエート	2	1	0.7
	フルピリミン	7	—	9
	ブプロフェジン	25	15	10
ベンズピリモキサシ	20	6	6	

種 類	有害物質名	対象となる飼料と基準 (単位: mg/kg)		
		稲わら	稲発酵粗飼料	粳米
	マラチオン	0.2	0.5	2
	メタアルデヒド	0.7	0.3	—
	メタミホップ	4	0.5	0.4
	メトキシフェノジド	5	2	2
	シアントラニリプロール	0.06	0.2	—
	スピネトラム	0.7	0.3	—
殺菌剤	アズキシストロビン	5	1	2
	イソチアニル	2	0.7	0.3
	イソプロチオラン	40	20	15
	インビルフルキサム	0.4	0.2	—
	イブフルフェノキン	4	—	—
	イプロベンホス	15	—	—
	エディフェンホス	10	1	—
	オキソリニック酸	10	0.1	3
	オリサストロビン	5	0.7	1
	クロロタロニル	0.2	0.1	—
	ジクロベンチアゾクス	0.06	0.06	—
	シメコナゾール	3	—	0.3
	チウラム	0.04	0.02	—
	チフルザミド	25	0.5	—
	テブフロキン	20	2	3
	カルプロバミド	3	0.7	—
	カルベンダジム、チオファネート、 チオファネートメチル及びベノミル	20	5	5
	チアニジル	50	5	—
	ヒドロキシイソキサゾール	1	0.1	0.5
	ピロキロン	3	0.5	0.3
	フェノキサニル	30	3	—
	フェリムズン	20	5	5
	フサライド	130	30	—
	フラメトビル	3	0.5	0.5
	フルジオキサニル	0.05	0.1	—
	フルトラニル	60	15	20
	プロクロラズ	0.2	0.1	—
	プロベナゾール	8	0.7	0.3
	ヘプタクロル	0.02	0.02	0.02
	メトミノストロビン	5	—	2
メタラキシル	0.5	0.2	—	
メプロニル	25	10	7	
トルプロカルブ	2	1	1	
除草剤	2, 4-D	1	—	—
	MCPA	2	—	—
	オキサジクロメホン	0.3	0.1	—
	キノクラミン	0.3	0.1	0.05
	クミルロン	2	—	—
	グリホサート	0.2	0.2	—
	グルホシネート	0.5	0.1	—
	シクロピリモレート	0.3	0.05	—
	ジクワット	0.05	0.05	—
	シハロホップブチル	2	0.1	2
	ジメタメトリン	0.2	0.1	—
	ダイムロン	0.7	0.2	—
	パラコート	0.3	0.05	—
	ハロスルフロンメチル	0.2	0.8	—
	ピリミノバックメチル	0.2	0.2	—
	フェンキノトリオン	1.5	0.03	—
	プロバニル	0.05	0.05	0.05
	プロモブチド	2	0.5	—
	フロルピラウキシフェンジンジル	7	0.2	0.6
	ペノキススラム	0.2	0.1	0.1
	ベンスルフロンメチル	0.1	0.05	—
	ベンタゾン	0.3	0.1	—
	ベンチオカーブ	0.1	0.1	—
	ペンディメタリン	0.02	—	—
	ベンゾフェナップ	0.7	0.2	—
	ベンフレセート	0.3	0.2	—

種 類	有害物質名	対象となる飼料と基準（単位：mg/kg）		
		稲わら	稲発酵粗飼料	粃米
	メタゾスルフロン	0.15	0.7	—
	モリネート	0.3	0.1	—
	パクロブトラゾール	0.7	—	—
	プロヘキサジオンカルシウム塩	0.2	—	—
	ニテンピラム	2	1	1
	フェノキサスルホン	0.15	0.03	—

注1 基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、成分規格等省令の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まない。

《重金属等、かび毒、その他》

(単位：mg/kg)

種 類	有害物質名	対 象 と な る 飼 料	基 準
重金属等	鉛	家畜及び家きんに給与される配合飼料	2
		乾牧草等	3
		魚粉、肉粉及び肉骨粉	7
	カドミウム	家畜及び家きんに給与される配合飼料	0.8
		乾牧草等	1
		魚粉、肉粉及び肉骨粉	3
	水銀	家畜及び家きんに給与される配合飼料	0.2
		乾牧草等	0.4
		魚粉、肉粉及び肉骨粉	1
	ひ素	家畜及び家きんに給与される配合飼料、乾牧草等（稲わらを除く）	2
		稲わら、肉粉及び肉骨粉	7
		魚粉	15
かび毒	アフラトキシンB1	反すう動物（ほ乳期のものを除く。牛、めん羊及び山羊にあつては、搾乳の用に供するものを除く。）、豚（ほ乳期のものを除く。）、鶏（幼すう及びブロイラー前期のものを除く。）及びうずらに給与される配合飼料及びとうもろこし	0.02
		反すう動物（ほ乳期のものに限る。）、豚（ほ乳期のものに限る。）及び鶏（幼すう及びブロイラー前期のものに限る。）に給与される配合飼料	0.01
	ゼアラレノン	家畜及び家きんに給与される飼料（配合飼料を除く。）	1
		家畜及び家きんに給与される配合飼料	0.5
	デオキシニバレノール	反すう動物（ほ乳期のものを除く。）に給与される飼料（配合飼料を除く。）	4
		反すう動物（ほ乳期のものを除く。）に給与される配合飼料	3
家畜（反すう動物（ほ乳期のものを除く。）を除く。）及び家きんに給与される飼料		1	
フモニシン（ $B_1 + B_2 + B_3$ ）	家畜及び家きんに給与される配合飼料	4	
その他	メラミン及びシアヌル酸（イソシアヌル酸）	尿素を除く飼料（飼料原料を含む。）	2.5

注1 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）を含み、養殖水産動物用飼料は含まない。

注2 「乾牧草等」は、乾牧草、ヘイキューブ、稲わら、綿実及びビートパルプを指す。

注3 「肉骨粉」には、家きん処理副産物を含む。

注4 農薬の欄に掲げる基準の対象となる稲わら又は稲発酵粗飼料は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令35号）の別表第1の1の(1)のセに定める牧草の基準値の対象に含まれない。なお、農薬の欄に掲げる基準は、乾物の割合を稲わらで90%（水分の割合10%）、稲発酵粗飼料で40%（水分の割合60%）、粃米で88%（水分の割合12%）としたときの値である。

注5 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びしんを除いた種子を指す。

注6 基準の対象となる飼料が給与される家畜は、牛、豚、めん羊、山羊及び鹿を指す。ただしフモニシン（ $B_1 + B_2 + B_3$ ）の基準の対象となる飼料が給与される家畜には、馬（食用に供するものに限る。）を含む。

注7 基準の対象となる飼料が給与される家きんは、鶏及びうずらを指す。

注8 基準の対象となる飼料が給与される反すう動物は、牛、めん羊、山羊及び鹿を指す。

注9 基準の対象となる飼料が給与される家畜及び家きんの生育期は、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する

省令（昭和 51 年農林水産省令第 35 号）別表 1 の 1 の(1)のウの注 1 に定める生育期に準ずるものとする。

(15) 組換え DNA 技術応用飼料の安全性確保

組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物は、成分規格等省令により、その安全性について、農林水産大臣の確認（以下、「大臣確認」という。）を受けなければならないと規定されています。

ただし、安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、大臣確認は不要とされており、その基準は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第 1 の 1 の（1）のシただし書の規定に基づき、組換え DNA 技術によって得られた生物を含む飼料の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に定める件」（平成 23 年 9 月 1 日農林水産省告示第 1674 号）及び「組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準」（平成 27 年 11 月 26 日農林水産省告示第 2565 号）に定められています。

ア 表示について

飼料については、飼料安全法に基づき、安全性確保の見地及び栄養成分に関する品質を識別する見地から、飼料の名称、原材料名等の項目の表示が義務づけられていますが、安全性に関する確認を行った組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物については、既存の飼料と安全面及び品質面において同等と見なし得ることから、組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物であることを表示義務の対象とはされていません。

イ 確認状況

組換え DNA 技術応用飼料については、令和 6 年 12 月 26 日現在、なたね 20 品種、とうもろこし 36 品種、大豆 19 品種、わた 21 品種、てんさい 3 品種、アルファルファ 3 品種、じゃがいも 4 品種 計 106 品種、組換え DNA 技術応用飼料添加物については、ビタミン 2 品目、酵素 11 品目、アミノ酸 3 品目、計 16 品目の安全性が確認されています。

組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認を行った飼料及び飼料添加物一覧

① 飼料

（令和 6 年 12 月 26 日現在）

品 種	名 称	性 質	申 請 者
なたね (20 品種)	ラウンドアップ・レディー・カノーラ RT73 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(HCN92)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PGS1)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PGS2)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(T45)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PHY36)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(HCN10)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(MS8RF3)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PHY14)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PHY35)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(MS8)	除草剤耐性 雄性不稔性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(RF3)	除草剤耐性 稔性回復性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性カノーラ(PHY23)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤プロモキシニル耐性カノーラ(Westar-Oxy-235)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	ラウンドアップ・レディー・カノーラ RT200 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ MON88302 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネ(DP-073496-4)	除草剤耐性	デュポン株式会社
除草剤グリホシネート耐性及び雄性不稔・セイヨウナタネ(MS11)	除草剤耐性 雄性不稔性	BASF ジャパン株式会社	
除草剤ジカンバ耐性セイヨウナタネ MON94100 系統	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス(株)	
長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダズリノン系除草剤耐性 セイヨウナタネ LBFLFK	長鎖多価不飽和 脂肪酸含有 除草剤耐性	BASF ジャパン(株)	
とうもろこし (36 品種)	遺伝子組換え Bt11 フィールドコーン	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジェンタシード株式会社
	遺伝子組換えトウモロコシ Event176	害虫抵抗性	シンジェンタシード株式会社

品 種	名 称	性 質	申 請 者
	除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (T14)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (T25)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社
	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシ GA21 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤耐性トウモロコシ DLL25	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤耐性・害虫抵抗性トウモロコシ DBT418 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	ラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社
	B.t.Cry1F 害虫抵抗性、グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 EventDAS-59122-7	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュボン株式会社
	除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	高リントウモロコシ LY038 系統	高リン	日本モンサント株式会社
	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604	害虫抵抗性	シンジェンタシード株式会社
	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社
	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社
	耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	α -アミラーゼ産生性	シンジェンタシード株式会社
	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	害虫抵抗性	シンジェンタシード株式会社
	乾燥耐性トウモロコシ MON87460 系統	乾燥耐性	日本モンサント株式会社
	アリオキシアルカノエート系除草剤耐性トウモロコシ 40278 系統	除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社
	コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ Event5307 系統	害虫抵抗性	シンジェンタジャパン株式会社
	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87427 系統	組織特異的除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホシネート耐性トウモロコシ (DP-004114-3)	害虫抵抗性 除草剤耐性	デュボン株式会社
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤ジカンパ及びグルホシネート耐性トウモロコシ MON87419 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシ MON87403 系統	収量増大の可能性の向上	日本モンサント株式会社
	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統	除草剤耐性	シンジェンタジャパン株式会社
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ MZIR098 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	シンジェンタジャパン株式会社
	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤ジカンパ、グルホシネート、アリオキシアルカノエート系及びグリホサート耐性トウモロコシ MON87429 系統	組織特異的除草剤耐性 除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社 (Bayer CropScience)
	チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON95379 系統	害虫抵抗性	バイエルクロップサイエンス(株)
	収量増加及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP202216)	収量増加 除草剤耐性	コレテバ・アグリサイエンス日本(株)
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP23211)	害虫抵抗性 除草剤耐性	コレテバ・アグリサイエンス日本(株)
	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP910521)	害虫抵抗性 除草剤耐性	コレテバ・アグリサイエンス日本(株)
	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ (DAS1131)	害虫抵抗性 除草剤耐性	コレテバ・アグリサイエンス日本(株)
	コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP915635)	害虫抵抗性 除草剤耐性	コレテバ・アグリサイエンス日本(株)
大豆 (19 品種)	ラウンドアップ・レディー・ダイズ 40-3-2 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	高オレイン酸大豆 260-05 系統	高オレイン酸	デュボン株式会社
	除草剤グルホシネート耐性大豆 (A2704-12)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グルホシネート耐性大豆 (A5547-127)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
	除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ (DP-356043-5)	除草剤耐性	デュボン株式会社
	高オレイン酸含有ダイズ (DP-305423-1)	高オレイン酸	デュボン株式会社
	チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87701 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社
	除草剤ジカンパ耐性ダイズ MON87708 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
	イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9	除草剤抵抗性	BASF ジャパン株式会社
	低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズ MON87705 系統	低飽和脂肪酸 高オレイン酸 除草剤抵抗性	日本モンサント株式会社
	ステアリン酸産生ダイズ MON87769 系統	ステアリン酸産生性	日本モンサント株式会社

品 種	名 称	性 質	申 請 者	
	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性 ダイズ68416系統	除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホ シネート耐性ダイズ 44406 系統	除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	p-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草 剤及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ SYHTOH2 系統	除草剤耐性	シンジェンタジャパン株式会社 バイエルクロップサイエンス株式会社	
	除草剤グリホサート及びイノキサフルトール耐性ダイズ FG72 系 統	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	
	チョウ目害虫抵抗性ダイズ MON87751 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	線虫抵抗性及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナ ーゼ阻害型除草剤耐性ダイズ GMB151	線虫抵抗性 除草剤耐性	BASF ジャパン (株)	
わた (21 品種)	インガード・ワタ (531 系統)	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	インガード・ワタ (757 系統)	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	ラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	除草剤プロモキシニル耐性ワタ (10215)	除草剤耐性	ストーンビルペディグリードシード社	
	除草剤プロモキシニル耐性ワタ (10222)	除草剤耐性	ストーンビルペディグリードシード社	
	鱗翅目害虫抵抗性ワタ 15985 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	除草剤グルホシネートの影響を受けないワタ (LLCotton25)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	
	除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	ワタ 281	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	ワタ 3006	害虫抵抗性 除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	
	除草剤グリホサート耐性ピマワタ MON88913 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	チョウ目害虫抵抗性ピマワタ 15985 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	チョウ目害虫抵抗性ワタ COT102 系統	害虫抵抗性	シンジェンタジャパン株式会社	
	チョウ目害虫抵抗性ワタ COT67B 系統	害虫抵抗性	シンジェンタジャパン株式会社	
	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB1 19 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	
	除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ T304 -40 系統	害虫抵抗性 除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社	
	除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性ワタ MON88701 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワ タ 1910 系統	除草剤耐性	ダウ・ケミカル日本株式会社	
	除草剤グリホサート及び 4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキ シゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタ GHB811	除草剤耐性	BASF ジャパン株式会社	
	カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタ MON88702 系統	害虫抵抗性	日本モンサント株式会社	
	てんさい (3 品種)	除草剤グルホシネート耐性テンサイ (T120-7)	除草剤耐性	バイエルクロップサイエンス株式会社
		ラウンドアップ・レディー・テンサイ 77 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社
ラウンドアップ・レディー・テンサイ H7-1 系統		除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
アルファル ファ (3 品種)	ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統	除草剤耐性	日本モンサント株式会社	
	低リグニンアルファルファ KK179 系統	低リグニン	日本モンサント株式会社	
じゃがいも (4 品種)	アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS- 00E12-8)	アクリルアミド産生 低減 打撲黒斑低減	J. R. シンプロットカンパニー株式会 社	
	ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低 ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ (SPS-000Y9-7)	アクリルアミド産生 低減打撲黒斑低 減疫病抵抗性	J. R. シンプロットカンパニー株式会 社	
	ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低 ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ (SPS-00X17-5)	アクリルアミド産生 低減打撲黒斑低 減疫病抵抗性	J. R. シンプロットカンパニー株式会 社	
	ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低 ポリフェノール酸化酵素ジャガイモ (SPS-000Z6-5)	アクリルアミド産生 低減 打撲黒斑低減 疫病抵抗性	J.R. シンプロットカンパニー株式会社 (J.R. Simplot Company)	

②飼料添加物

品 目	名 称	申 請 者
リボフラビン	リボフラビン	ロシュ・ビタミン・ジャパン株式会社
フィターゼ	ロノザイム	ロシュ・ビタミン・ジャパン株式会社
フィターゼ	ナツフォス	BASF ジャパン株式会社
フィターゼ	ASP595-1 株を利用して生産されたフィターゼ	ダニスコジャパン株式会社
フィターゼ	Morph△E8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ	ダニスコジャパン株式会社

フィターゼ	JPAo002 株を利用して生産されたフィターゼ	ノボザイムズジャパン株式会社
フィターゼ	LU1725 株を利用して生産されたフィターゼ	BASF ジャパン株式会社
フィターゼ	Komagataella pastoris 132 株を利用して生産されたフィターゼ	ヒューベファーマ ジャパン株式会社
フィターゼ	Komagataella phaffii BSY0007 株を利用して生産されたフィターゼ	ヒューベファーマ ジャパン株式会社
フィターゼ	JPAo012 株を利用して生産されたフィターゼ	ノボザイムズジャパン株式会社
塩酸 L-リジン	塩酸 L-リジン (LYS-NO.1F)	味の素株式会社
塩酸 L-リジン	塩酸 L-リジン (LYS-NO.2F)	味の素株式会社
塩酸 L-リジン	LYS-NO.2F株を利用して生産された塩酸 L-リジン	味の素株式会社
25-ヒドロキシ コレカルシフ ェロール	ATC1562 株を利用して生産された 25-ヒドロキシコレカルシフェロール	DSM ニュートリションジャパン株式会社
アルカリ性プ ロテアーゼ	JPBL001 株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ	ノボザイムズジャパン株式会社
ムラミダーゼ	JPTR003 株を利用して生産されたムラミダーゼ	ノボザイムズ ジャパン株式会社

(16) 飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン

（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知 一部改正令和 6 年 10 月 3 日別紙 1）

近年、食品の安全確保に関しては、従来の最終製品の検査を中心とする考え方から、HACCP等の工程管理に重点を置いた考え方に変化してきており、フードチェーンの一旦を担う飼料についても、事業者自らが、原料段階から最終製品までの全段階においてこのような手法を導入し、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保していくことが重要です。

このため、飼料の適正製造に係る現行のガイドラインを統合するとともに、安全な飼料を供給するために実施する基本的な安全管理（GMP）を事業者自らが導入するための指針として「飼料の適正製造規範（GMP）ガイドライン」が定められました。

第 1 目的

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 5 条に掲げられた基本理念である、国民の健康への悪影響の未然防止の観点から、飼料等については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に基づき農林水産省が基準及び規格を定めるなどの施策を講ずるとともに、飼料等の製造、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者は、食品安全基本法第 8 条の規定に基づき、自らが食品の安全の確保について第一義的責任を有していることを認識した上で、飼料の安全を確保するために必要な措置を講じてきた。

近年、食品については、安全確保の手法に関する国際的な考え方が、従来からの最終製品の検査を中心としたものから、工程管理に重点を置いたものへ変化してきており、基本的な安全管理に必要な事項を定めた適正製造規範（GMP）を着実に実施した上で、工程ごとのハザードを分析し、重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システムである HACCP の導入が、主流となりつつある。

このような流れを踏まえ、フードチェーンの一端を担う飼料等についても、原料段階から最終製品までの全段階において、事業者自らがこのような手法を導入し、より効果的かつ効率的に安全を確保することが重要である。具体的には、事業者は、GMP に基づき衛生対策や施設の管理等を適正に実施するとともに、工程管理や品質管理を着実に実施することにより、サルモネラを始めとする有害微生物による汚染防止、かび毒を始めとする有害化学物質や金属片等の異物の混入防止、動物由来たん白質の分別管理等の牛海綿状脳症（BSE）対策など、多様なハザードを適切に管理する必要がある。さらに、抗菌性飼料添加物を含有する飼料については、適正な添加量や均一な配合が確保される仕組みを構築する必要がある。

この飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン（以下「GMPガイドライン」という。）は、事業者

自らが、これらハザード等を適切に管理し、安全な飼料を供給するために実施する基本的な安全管理である GMP、さらに、自らの業務実態に応じ、HACCP の考え方に基づき、より高度な安全管理を導入していくための指針を示すものである。

第2 定義

GMP ガイドラインで用いる用語の定義は、飼料安全法に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 1 原料等 飼料及び飼料添加物を製造するための原料及び材料をいう。
- 2 飼料等 飼料及び飼料添加物並びに原料等をいう。
- 3 製品 製造された飼料及び飼料添加物をいい、中間製品を含む。
- 4 事業者 飼料等の製造、輸入及び販売を業として行う者をいう。
- 5 事業場 事業者が事業を行う場所のうち、飼料等を取り扱う場所をいう。
- 6 A飼料 飼料等のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあることから、動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。
- 7 B飼料 A飼料以外のものをいう。
- 8 動物由来たん白質等 次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第1の2の（1）に規定する確認済みゼラチン等、反すう動物に由来しない油脂並びに省令別表第1の5の（1）に規定する特定動物性油脂を除く。
 - ① 省令別表第1の2の（1）に規定するほ乳動物由来たん白質
 - ② 省令別表第1の2の（1）に規定する家きん由来たん白質
 - ③ 省令別表第1の2の（1）に規定する魚介類由来たん白質
 - ④ 省令別表第1の5の（1）に規定する動物性油脂
 - ⑤ 飼料添加物（①～④に該当する物質が含まれるものに限る。）
- 9 抗菌性飼料添加物 省令別表第1の1の（1）のウの表に掲げる飼料添加物をいう。
- 10 抗菌性飼料添加物製剤 抗菌性飼料添加物の単一製剤及び複合製剤をいう。
- 11 製造指示 事業場の製造部門に対して、製造する製品名、製造数量、製造順序等製品の製造に必要な事項を指示することをいう。
- 12 ロット 一定の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品又は原料等の一群をいう。
- 13 不適合品 省令等により定める規格や基準を満たさない製品又は原料等をいう。
- 14 クリーニング 施設及び設備（器具を含む。以下同じ。）に付着した残留物を除去し、清掃又は必要に応じて洗浄（洗浄

液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。)することをいう。

15 搬送

搬送機を用いて、施設内又は施設間において、飼料等の移動を行うことをいう。

16 ハザード

人又は家畜等の健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある飼料等中の物質又は飼料等の状態（例えば、有害な微生物等の生物学的要因、残留農薬やかび毒等の化学的要因、異物の混入等の物理的要因がある。）をいう。

17 工程管理基準書

ハザード分析により重要と評価されたハザードについて、飼料等の安全を確保するために講じるべき管理方法を定めたものをいう。

第3 適正製造規範（GMP）

事業者は、個々の事業場の実態を踏まえつつ、以下に示す管理を実施することにより、飼料等の安全を確保する。

1 組織及び従業員

（1）管理体制の整備

- ① 製造業者は、事業場ごとに製造管理責任者及び品質管理責任者を指定する。この場合において、飼料安全法第25条第1項に規定する飼料製造管理者を設置している事業場であるときは、飼料製造管理者に製造管理責任者を兼務させることができる。
- ② 製造管理責任者と品質管理責任者は、兼務させないものとする。
- ③ 製造業者は、製造部門から独立させた品質管理部門を設置する。
- ④ 輸入業者及び販売業者は、業務管理責任者を指定し、以下に記載される事項を実践するための計画の策定、実施状況及び効果の検証を実施させる。

（2）従業員の教育訓練

事業者は、教育訓練に関する手順書を定め、あらかじめ指定した者に、次に掲げる教育訓練に係る業務を行わせる。

- ① 衛生管理、工程管理又は品質管理の業務に従事する従業員に対して、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）等が行う研修等を利用するなどして衛生管理、工程管理又は品質管理の業務に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。
- ② 教育訓練の実施の記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存すること。

2 施設等の設置及び管理

事業者は、事業場の敷地、施設及び設備が、次に定める基準に適合するよう設置するとともに、これらが適切な状態に保たれるよう、あらかじめ指定した者に、定期的に点検整備を行わせる。また、点検整備に係る記録を作成し、その作成の日から少なくとも2年間保存する。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、当該業務で使用する船舶、車両、タンク、搬送機等の施設及び設備が、以下の基準（当該施設及び設備に対応するものに限る。）を満たすことの確認を文書により行う。

（1）敷地及び施設

- ① 敷地は、有害鳥獣や害虫の生息場所を排除するよう整備し、舗装面や植栽を含めて適切に管理するこ

と。

- ② 施設の床、内壁、天井等は、衛生管理及び整備が容易な構造及び材質とすること。
- ③ 敷地に明確な境界を設けるなどにより、施設内への人の立入りを適切に管理できる構造とすること。
- ④ 飼料等の製造、輸入、流通又は保管に関する敷地及び施設は、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年 9 月 16 日付け消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「混入防止ガイドライン」という。）に従い、A 飼料への B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止措置が講じられるよう設計すること。
- ⑤ 原料の受入れ、容器への充てん等、外気に触れる作業工程を行う施設内の区域においては、天井を張るなどして、環境由来の汚染が発生しないような構造とすること。
- ⑥ 施設内には、従業員の飲食のための区切られた空間、便所及び洗面所を備えること。

(2) 設備及び機器

- ① 設備は、意図した目的及び規模に適した能力を有し、衛生管理及び整備が容易な構造及び材質とすること。
- ② 施設内の照明、換気、温度及び湿度の適切な管理のために必要な設備を備えること。
- ③ 微生物的及び化学的に用途に適した水を供給又は排水を適切に行うための設備を備えること。
- ④ 排水及び廃棄物を適切に処分するための設備を備えること。
- ⑤ 飼料等の製造、輸入、流通及び保管に関する設備については、混入防止ガイドラインに従い、A 飼料への B 飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じること。
- ⑥ 抗菌性飼料添加物又はこれを含有する飼料等が抗菌性飼料添加物を含有しない飼料等と直接接触する設備は、原則として専用化すること。また、抗菌性飼料添加物を含有する飼料等とこれを含有しない飼料等の両方を同じ設備において取り扱う場合は、抗菌性飼料添加物を含有しない飼料等を取り扱う前に、抗菌性飼料添加物を除去する効果について十分な検証が行われた方法によりクリーニングを行うこと。
- ⑦ 適切な計量範囲の計量機器を用い、その精度を定期的に確認すること。また、配合混合機の精度を定期的に確認すること。

3 調達する原料等の安全確認

事業者は、原料等の調達に当たって、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。

- (1) 調達する原料等ごとに、安全を確保するために必要となる明確な規格等を策定し、原料等の供給者との間において、当該規格等を満たす原料等を供給する旨の契約の締結等を行うこと。
- (2) 必要に応じて、原料等の供給者における GMP ガイドライン、適正農業規範等の遵守状況若しくは検査結果の確認、管理状況の調査若しくは聴取、又は自ら実施する検査等により、調達する原料等の安全性を確認し、その結果を記録すること。なお、事業者が製品の製造を委託する場合であって、事業者が原料等を受託者に供給するときは、事業者が当該原料等の安全性を確認し、その結果を記録すること。

4 衛生管理

事業者は、衛生管理を適切かつ円滑に実施するために必要な次の事項について記載した手順書（以下「衛生管理手順書」という。）を定める。製造管理責任者又は業務管理責任者は、衛生管理手順書に基づき自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。また、当該業務の実施状況について日常的に点検を行う。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合は、事業者は、当該業務を受託する者に対し、衛生管

理手順書のうち当該業務に対応する事項を満たしていることの確認を文書により行う。

- ① 従業員の健康管理に留意するとともに、日常の手洗いの励行、清潔な作業衣の着用、靴の消毒等を実施すること。
- ② 施設及び設備を、定期的に清掃整備するとともに、必要に応じて消毒を行い、清潔な状態を維持すること。特に結露が生じやすい工程においては、清潔で乾燥した状態を維持すること。
- ③ 原料等や製品の保管場所を、清潔で乾燥した状態となるよう管理すること。
- ④ 輸送、搬送及び保管時に原料等や製品に直接接触するタンク、車両の荷台、容器、包装、搬送機等は、乾燥して清潔な状態であるものを使用するとともに、水ぬれや異物の混入を防止した状態を維持すること。
- ⑤ 有害鳥獣及び害虫対策として、トラップの設置や施設内の燻蒸等による駆除を行うこと。また、施設の開口部への防鳥ネット等による侵入防止を行うこと。
- ⑥ 清掃、消毒、有害鳥獣及び害虫の対策等に用いる薬剤が、飼料等を取り扱う設備に残留することのないよう、適切に使用及び保管すること。
- ⑦ 廃棄物及び排水が飼料等を取り扱う設備へ混入することがないように、また、廃棄物の保管場所や汚水が有害鳥獣や害虫の生息場所とならないよう、適切に管理すること。

5 工程管理及び品質管理

(1) 事業者は、事業場の製造管理責任者（輸入及び販売業者にあつては、業務管理責任者）に、工程管理を適切かつ円滑な実施に係る次に掲げる事項のうち必要なものについて記載した手順書（以下、「工程管理手順書」という。）を作成させる。製造管理責任者又は業務管理責任者は、工程管理手順書に基づき、自ら業務を行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に業務を実施させる。

なお、事業者が輸送又は保管の業務を委託する場合には、事業者は、当該業務を受託する者に対し、工程管理手順書に基づき輸送又は保管を行う旨の確認を文書により行う。

- ① 原料等の受入れ時には、伝票等により、原料等の供給先とあらかじめ契約したものであることを確認すること。特にA飼料向けの原料等については、当該原料等が適切な方法により管理されているものであることを確認すること。また、動物由来たん白質等を受け入れる際には、表示又は供給管理票により適切な方法により管理されているものであることを確認すること。
- ② 製品の製造に関する計画を製造指示書や配合割合表等で定め、計画に従った製造を行うこと。抗菌性飼料添加物を含む配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する工程においては、適切な製造順位を製造指示書に定めること。
- ③ 原料等の受入れから出荷までの全過程において、交差汚染が生じないように、ロット番号による原料等及び製品の管理、製造ラインのクリーニング、作業員の服、手足、靴等のエアクリーニング、残留物の適切な処分等の対策を講じること。
- ④ 抗菌性飼料添加物製剤は、在庫数量等を点検して記録し、結果を確認すること。
- ⑤ 不具合の生じた製品を再加工する際には、事前に安全が検証された方法により実施し、対象となるロット番号や再生に関する情報を記録すること。
- ⑥ 適切な表示を付して出荷すること。また、飼料等の出荷に当たっては、混入防止ガイドラインに従い、A飼料へのB飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を適切に講じること。
- ⑦ 飼料安全法第52条に基づき、製品の製造に関する記録を作成し、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年農林省令第36号）第72条に基づき、その作成の日から8年間保存すること。

また、保管及び出納並びに製造管理に関する記録を、作成の日から少なくとも2年間保存すること。

- (2) 製造業者及び輸入業者は、GMPガイドラインに従った作業が適切に実施され、製品の安全が十分に確保されていること等を確認するために必要な試験検査及びその他の品質管理に関する業務について記載した手順書（以下「品質管理手順書」という。）を作成する。各事業場の品質管理責任者及び業務管理責任者は、品質管理手順書に基づき、品質管理に関する業務を自ら実施し、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる。

6 試験検査

事業者は、原料等の安全確認及び5の(2)に定める品質管理業務の実施のため、次に掲げる事項を含む、検体の採取方法、試験検査の実施方法、結果の判定方法その他の必要な事項を記載した手順書（以下「試験検査手順書」という。）を自ら作成し、又は事業者から試験検査に係る業務の委託を受けた者に作成させる。事業者は、試験検査手順書に基づき、自ら又は試験検査に係る業務の委託を受けた者があらかじめ指定した者に試験検査の業務を行わせる。

- ① 飼料等検査実施要領（昭和52年5月10日付け52畜B第793号農林省畜産局長通知）に掲げる方法に即して、事業者又は委託者が定めた頻度により、原料等及び製品のロットから検体を採取し、その記録を作成すること。なお、抗菌性飼料添加物を含有する製品については、原則として、製造ロットごとに検体を採取すること。
- ② 事業場又は他の試験検査機関において、採取した検体の試験検査を行うこと。なお、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日12生畜第1826号）第2の2(3)の(ア)のaの(b)に記載されているサリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム等の抗菌性飼料添加物を含む飼料については、製造ロットごとに検体の試験検査を行うこと。
- ③ 試験検査の結果の記録を作成し、原則として少なくとも2年間保存すること。
- ④ 製造業者にあつては、試験検査の結果を、飼料製造管理者又は製造管理責任者に対して文書で報告すること。
- ⑤ 試験検査において不適合品が検出された場合又は平常時からの逸脱が認められた場合は、原因究明を行い、必要な再発防止のための措置を講じること。
- ⑥ 製造業者にあつては、試験検査後も、採取した検体を自らが試験検査手順書に定めた期間、適切な保管条件の下で保管すること。なお、抗菌性飼料添加物を含有する最終製品については、所定の試験検査に必要な検体の量の2倍以上の量を保管すること。
- ⑦ 試験検査に用いる施設又は機器を定期的に点検整備し、その記録を作成すること。

7 自己点検

- (1) 事業者は、工程管理及び品質管理が確実かつ効果的に実施されていることを点検するため、自己点検に関する手順書を、原則として事業場ごとに作成する。事業者は、あらかじめ指定した者に、当該手順書に基づき自己点検を定期的に行わせ、その結果の記録を作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存する。
- (2) 事業者は、(1)の自己点検の結果に基づき、管理手法等に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるとともに、当該措置の記録を作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存する。

8 異常時対応

事業者は、不適合品及び人や家畜に健康被害を発生させる可能性のある製品の発生、製造工程における設備又は機器の故障等により当該製品が製造される可能性があるなどの異常への対応につき、次に掲げる事

項を含む異常時の対応に関する事項を記載した手順書を、原則として事業場ごとに定める。事業者は、当該事業場の製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者に、当該手順書に基づいて、異常時の対応を行わせる。

- ① 異常発生の原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理、又は品質管理に関し改善が必要な場合は、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。
- ④ 異常が認められた製品等を適切に処理すること。
- ⑤ 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。

9 苦情処理

事業者は、製品の安全性に関して苦情があったときの対応につき、次に掲げる事項を含む苦情処理に関する手順書を、原則として事業場ごとに定める。事業者は、当該事業場の製造管理責任者、品質管理責任者又は業務管理責任者に、手順書に基づき、苦情処理の対応を行わせる。

- ① 苦情に係る事項の原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。
- ④ 苦情の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した苦情処理記録を作成し、その作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。

10 回収処理

事業者は、製品が不適合品である場合、又は人や家畜に健康被害を発生させる可能性がある場合等において回収を行うときの対応につき、次に掲げる事項を含む回収処理に関する手順書を定める。事業者は、その事業場の製造管理責任者又は品質管理責任者若しくは業務管理責任者に、当該手順書に基づいて、回収処理の対応を行わせる。

- ① 回収に至った原因を究明し、所要の措置を講じること。
- ② 衛生管理、工程管理又は品質管理に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。
- ③ 原料等の供給者、販売者等の関係する事業者に対し、必要に応じて情報提供を行うこと。
- ④ 回収した製品等を適切に処理すること。
- ⑤ 回収処理の内容、原因究明の結果及び改善措置等を記載した回収処理記録を作成し、その作成の日から原則として少なくとも2年間保存すること。
- ⑥ 回収を行った場合は、原則としてセンターを通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課（以下「畜水産安全管理課」という。）に回収に至った原因とともに報告すること。

11 行政や関係機関との連携

事業者は、製造、輸入又は販売する飼料等の安全を確保するため、また飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じる可能性がある場合等の緊急時に対応するため、農林水産省及びセンター等の関係機関と以下のとおり連携を図る。

(1) 事業者の登録

事業者は、センターが送付する飼料等の安全確保に関する情報を受信するため、センターに電子メールアドレスを登録する。

(2) 飼料等の輸入又は製造の数量の報告

輸入業者及び製造業者は、毎年7月31日までに別記様式1又は2により前年度の飼料等の輸入又は製造の数量を畜水産安全管理課に電子メール、ファックス等により報告する。

なお、農林水産省に対して既に当該年度の報告を行っている場合には、上記の報告は不要とする。

(3) 生産地に関する情報の収集

輸入業者は、飼料等の生産地における干ばつ等の天候不順、倉庫等への保管時におけるかび毒の発生又は害虫の異常発生に伴う農薬散布等、飼料等の安全性に影響を及ぼすと考えられる情報を収集し、整理する。また、これらの情報のうち、飼料等の安全を確保する上で特に重要と考えられる情報については、センターを通じて畜水産安全管理課に報告する。

(4) サーベイランス及びモニタリングへの協力

事業者は、農林水産省の策定する「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づきセンターがサーベイランス及びモニタリングを実施する場合は、サンプルを提供するなどの協力を行う。

(5) 試験検査結果の情報提供

事業者は、試験検査の結果、広範囲に影響が及ぶおそれのあるなどの飼料の安全上問題となる傾向を把握した場合は、畜水産安全管理課又はセンターに情報提供する。

(6) 共有された情報の利用

事業者は、サーベイランス及びモニタリングの結果並びにその他の畜水産安全管理課、原料供給者等から提供される情報等を活用し、飼料等の安全性に影響を及ぼすと考えられる最新情報を把握する。必要であれば、原料の調達先、原料の種類、試験検査の頻度及び対象等の見直しを行う。

第4 ハザード分析に基づく工程管理

事業者は、第3に基づく適正製造規範を実施した上で、調達する原料等の種類及び調達先、製品の種類、施設内の構造等の事業者ごとに異なる製造実態を踏まえて、HACCPの考え方にに基づき、以下の1及び2の手順により、効果的かつ効率的にリスクを低減するための管理手法を自ら構築することが推奨される。なお、本手順は、コーデックス規格において定められたHACCP導入のための手順や、HACCPの手順を含む食品安全マネジメントシステムに定められた手順により代替される。

1 ハザード分析

事業者は、事業場ごとに、調達する原料等の種類等を考慮して、原料等の規格を記載した一覧表及び当該事業場において発生する可能性のあるハザードを評価した表を作成する。

2 重要管理点における工程管理

(1) 事業者は、1の評価の結果を踏まえ、発生のあるハザードについて、適切に管理するための主要な工程を特定し、当該工程における管理方法を工程管理基準書に定める。

(2) 事業者は、その事業場の製造管理責任者又は業務管理責任者に、工程管理基準書を適切かつ円滑に実施するための手順を作成し、第3の5に定めた工程管理手順書及び品質管理手順書に反映させる。

(3) 事業者は、(1)で定めた管理方法の妥当性について、十分な頻度で検証を行う。

第5 センターによる適合確認

センターが、製造業者又は輸入業者からの申請により、GMPガイドラインの第3に基づく管理を実施していることについて、別紙2※により確認した場合は確認証を発給する。

第6 抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤に関する製造工程管理

抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤を製造する製造業者は、抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）により、センターが抗菌性飼料添加物の管理状況等について確認した場合には、もしくは第5によりセンターがGMPガイドラインに基づく管理を実施していることについて確認した場合は、第3の6の②に示した製造ロットごとの分析を免除する。

※別紙2は省略。独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）のホームページで確認できます。

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

様式も、FAMICのホームページからダウンロードできます。

http://www.famic.go.jp/ffis/feed/tuti/27_1853.html

(17) 反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン

（平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知 別添）
（令和6年10月3日一部改正）

第1 目的

本ガイドラインは、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等の伝達性海綿状脳症の発生防止に万全を期するため、飼料及び飼料添加物（以下「飼料等」という。）の製造、輸入、流通、保管、給与等の各過程における反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関する管理の基本的な指針を示すものである。

第2 定義

次に掲げる用語の定義のほか、本ガイドラインにおける用語の定義は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）及びその関係法令に用いられている用語の定義と同様とする。

1 A飼料

飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。以下同じ。）に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるものをいう。

2 B飼料

飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

3 動物由来たん白質等

次に掲げるもの及びこれらを含むものをいう。ただし、省令別表第1の2の（1）に規定する確認済ゼラチン等、反すう動物に由来しない油脂及び省令別表第1の5の（1）に規定する特定動物性油脂を除く。

- ① 省令別表第1の2の（1）に規定するほ乳動物由来たん白質
- ② 省令別表第1の2の（1）に規定する家きん由来たん白質
- ③ 省令別表第1の2の（1）に規定する魚介類由来たん白質
- ④ 省令別表第1の5の（1）に規定する動物性油脂
- ⑤ 飼料添加物（①～④に該当する物質が含まれるものに限る。）

4 容器

船のホールド、はしけ、コンテナ、バルク車、トランスバグ、ショベル、バケット、PP袋、紙袋その他飼料等及びその原料が直接接触するものであって、これらの輸送又は保管のために用いられるものを

いう。

5 クリーニング

① 清掃クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃した後、残留物がないことを目視、ふき取り等により確認することをいう。

② 洗浄クリーニング

施設、設備、器具等について、残留物を除去し、清掃及び洗浄（洗浄液による洗浄又はそれと同等の効果を有する洗浄をいう。）した後、残留物がないことを目視、ふき取り等により確認することをいう。

6 搬送

搬送機を用いて施設内又は施設間で飼料等及びその原料の移動を行うことをいう。

7 小分け

需要者の利用に適するように飼料等及びその原料の分割、容器の詰め替えを行うことをいう。

第3 基本的な指針

BSE等の発生防止に万全を期するには、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物に給与しない対策を講じることが重要である。他方、動物由来たん白質等を含む飼料等を反すう動物以外の動物に対して給与しないこととするのは困難である。このため、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、次のとおり、A飼料とB飼料とを適切な方法により確実に分離するなど必要な措置を講じることにより、動物由来たん白質等のA飼料への混入防止を効果的かつ効率的に進めることとする。

なお、飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与を行う者が次の1及び2に掲げる事項について委託等により自ら行わない場合は、当該者は、これらを行う者との間で必要な措置を講じることについて取決めを行い、かつ、当該取決めが実施されていることを定期的に調査、確認することとする。

1 通則

- ① A飼料として用いることとしている飼料等の製造、輸入、流通、保管、給与に当たっては、これらの各過程において、B飼料若しくは動物由来たん白質等を含有し、又は混入しないよう適当な措置を講じることとする。
- ② A飼料として用いることとしている飼料等について、B飼料若しくは動物由来たん白質等が混入し、又は混入したおそれがあるときは、当該飼料等を回収し、適切に再生又は廃棄することとし、A飼料として用いないこととする。
- ③ B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料専用の容器に充てんされた場合は、速やかに当該容器を洗浄クリーニングすることとする。
- ④ B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料のみを取り扱う場所を直接通過した場合は、速やかに当該場所を洗浄クリーニングすることとする。
- ⑤ 飼料等及びその原料を取り扱う施設、設備、機器等を定期的に清掃、点検、検査することとする。
- ⑥ 作業従事者を介して、B飼料又は動物由来たん白質等がA飼料に混入することを防止するため、B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱った後にA飼料を取り扱う作業従事者は、作業着を交換し、又はエアール等により被服、手足、靴等の付着物を除去する等の対策を講ずることとする。
- ⑦ B飼料又は動物由来たん白質等を取り扱う施設、設備、機器等をA飼料を取り扱う施設、設備、機器等に転用する場合は、事前に次のことを行うこととする。
 - ・洗浄クリーニングを実施すること。
 - ・洗浄クリーニング後に取り扱うA飼料の最初のロットについて、動物由来たん白質等が含まれていないことを確認すること。
- ⑧ 洗浄クリーニングは、洗浄の効果について事前に十分な検証を行った方法を用いることとする。

2 細則

(1) 搬送

- ① A飼料の搬送経路は、B飼料及び動物由来たん白質等の搬送経路と共用しないこととする。
- ② A飼料の搬送に当たっては、専用の容器を用い、又は搬送経路に適当な覆いを設ける等により、原則として閉鎖系とすることとし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(2) 製造・小分け等

ア 製造等設備

A飼料の製造等設備は、原則として閉鎖系とし、作業等により開放する必要がある場合は、B飼料及び動物由来たん白質等の混入防止対策を講じることとする。A飼料の製造等設備を閉鎖系とすることが不可能な場合は、B飼料及び動物由来たん白質等を取り扱う設備から十分離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装設備等

- ① A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備と共用しないこととする。
- ② A飼料の包装設備は、B飼料及び動物由来たん白質等の包装設備から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。
- ③ A飼料の製品の包装に使用する容器は、専用化することとする。
- ④ すべての包装された飼料等について、包装に使用する容器に破れ等がないことを確認することとする。

(3) 輸送

- ① A飼料の輸送に当たっては、原則としてA飼料又は反すう動物用飼料専用である旨を表示した専用の容器を用いることとする。

なお、バラ積み船、海上コンテナ、はしけその他の専用化することが不可能な容器は、A飼料の積載前に、清掃クリーニングを行い、さらに、B飼料又は動物由来たん白質等の残存が認められる場合は、洗浄クリーニング等の混入防止対策を行った後に使用することとする。

- ② A飼料の輸送に使用する容器のうち、繰り返し使用するトランスバッグ等の容器は、B飼料の輸送に使用する容器と区別して保管し、定期的又は使用前に清掃クリーニング又は洗浄クリーニングを行うこととする。

(4) 受入れ

- ① A飼料の受入れに当たっては、当該飼料がA飼料として取り扱われているものであることを伝票等により確認することとする。
- ② 粉塵等の飛散を最小限に抑えることとする。
- ③ 同時に又は連続してA飼料及びB飼料を受け入れないこととする。
- ④ A飼料の受入口（切込口、荷下ろし場所等をいう。以下同じ。）は、B飼料及び動物由来たん白質等の受入口と隔離された受入口を用いることとする。ただし、包装された飼料等を開封せずに受け入れる場合であって、A飼料の荷下ろし場所とB飼料及び動物由来たん白質等の荷下ろし場所が明確に区分されているときは、当該荷下ろし場所については、この限りでない。
- ⑤ 受入れに用いる容器、ほうき等のA飼料が直接触れる器具は、専用化することとする。

ただし、アンロード用機器等で専用化できないものは、使用前に洗浄クリーニングを実施することとする。

- ⑥ ①及び⑤は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(5) 保管

- ① A飼料の保管に当たっては、専用の容器を用い、又は専用の保管場所を設けることとする。

- ② 飼料等の保管場所においては、色分け、対象家畜の掲示等、出荷等の作業時に人為的ミスを起こさないよう対策を講じることとする。
- ③ ①及び②は、B飼料のみを出荷する施設及び反すう動物を飼養していない農家には適用しないものとする。

(6) 出荷

ア 無包装の製品の出荷等

- ① 容器に収められていないA飼料をバルク車等の輸送に使用する容器に積載等する出荷口は、専用化することとする。
- ② A飼料の出荷口は、B飼料及び動物由来たん白質等の出荷口から十分に離れたところに設置し、又は壁若しくは仕切りで区分する等の混入防止対策を講じることとする。

イ 包装品の出荷等

包装されたA飼料の出荷は、B飼料及び動物由来たん白質等の出荷と区分して行うこととする。

(7) 給与

- ① B飼料は、反すう動物に給与しないこととする。
- ② 反すう動物にA飼料を給与する際に用いる器具は、専用化することとする。

第4 管理体制

1 業務管理

- ① 第3の1及び2の(1)から(6)までの基本的な指針を効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することとする。
- ② 飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。
- ③ 法第25条に規定する飼料製造管理者は、飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。
- ④ 飼料製造管理者を設置する必要のない事業場においては、混入防止対策の責任者を設置し、当該責任者が飼料業務管理規則を遵守した業務管理が行われるよう実地に管理することとする。
- ⑤ ①～④については、飼料等の製造業者及び販売業者に適用するものとする。

2 品質管理

- ① 業務管理が有効に機能していることを検証するとともに、A飼料の品質を管理するため、A飼料への動物由来たん白質等の混入の有無について、定期的に検査を行うこととする。
- ② ①について、飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することとする。
- ③ 飼料品質管理規則に基づく品質管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することとする。
- ④ 品質管理責任者を設置し、この者が飼料品質管理規則を遵守した品質管理が行われるよう実地に管理することとする。
- ⑤ ①～④については、飼料等の製造業者に適用するものとする。

(18) 食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン

(令和2年8月31日付け2消安第2496号 農林水産省消費・安全局長通知 別添)

(令和6年10月3日一部改正)

第1 目的

飼料の製造、保管、給与等を行うに当たっては、最終生産物を食品として摂取する人及び飼料を与えられる動物の健康への悪影響の防止に配慮する必要がある。

特に、アフリカ豚熱（以下「ASF」という。）、豚熱（以下「CSF」という。）等の豚の家畜伝染病対策にお

いては、加熱処理等が必要な食品残さとそれ以外とを適切に分別し、及び加熱処理等が必要な食品残さについては適正な加熱処理等を行うこと、また、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）対策においては、飼料への使用が認められていない動物由来たん白質を適切に分別し、混入防止対策を講ずることが重要である。さらに、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保するためには、飼料の製造業者は、自らが飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。）に規定する製造業者として飼料安全法を遵守する義務があることをよく認識するとともに、食品残さの排出者等関係者と連携し飼料の安全確保に努めることが重要である。

このため、本ガイドラインは、食品残さを利用して製造される飼料の安全確保及び家畜衛生の観点から、飼料の製造業者等と食品残さ排出者との相互の確認及び原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理について、基本的な指針を示すこととする。

なお、本ガイドラインは、飼料安全法及び家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）の遵守を前提としている。

第2 定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。

1 食品廃棄物等

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）第 2 条第 2 項に規定する次に掲げる物品をいう。

- (1) 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
- (2) 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

2 食品残さ

食品廃棄物等のうち、飼料又は飼料の原料若しくは材料として利用することができるものをいう。

3 食品循環資源

食品リサイクル法第 2 条第 3 項に規定する食品循環資源をいい、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。食品廃棄物等のうち家畜に給与されるものは、加工の有無にかかわらず食品循環資源に該当する。

4 食品残さの種類

(1) 食品製造副産物等

下記の①から③までのいずれかに該当するものをいう。

- ① 米ぬか、酒かす、しょうちゅうかす、しょう油かす、でん粉かす、ビールかす、ふすま、麦ぬか、コーングルテンミール、果汁かす、とうふかす、パン屑、ビートパルプ、バガス、茶かす、糖蜜、コーンステープリカー等食品の製造過程で得られる副産物
- ② 野菜カット屑等加工屑
- ③ 豚カット肉等（いのししのカット肉等を含む。以下同じ。）、馬カット肉等若しくは家きん肉等を原材料とする加工食品（ソーセージ、ハム、ベーコンその他これに類する食肉製品又はエキスに限る。）又は魚介類を原材料とする加工食品（かまぼこ、ちくわ、はんぺんその他これに類する魚肉ねり製品又はエキスに限る。）を製造する食品工場の製造過程において発生する残さ

(2) 余剰食品

飯、パン、麺類、とうふ、野菜、菓子、牛乳、アイスクリーム、総菜、弁当等食品として製造されたが、食品としての利用がなされないものをいう。

(3) 調理残さ

調理に伴い発生する残さをいう。

① 事業系調理残さ

食事を提供する事業所から排出する調理残さをいう。

② 家庭調理残さ

一般家庭から排出される調理残さをいう。

(4) 食べ残し

調理されたものが食用に供された後、食べ残されたものをいう。

① 事業系食べ残し

食事を提供する事業所で発生する食べ残しをいう。

② 家庭食べ残し

一般家庭で発生する食べ残しをいう。

5 食品循環資源利用飼料

食品製造副産物等、余剰食品、調理残さ及び食べ残しをそのまま飼料として利用するもの又は原料として加工した飼料をいう。

6 肉

牛、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし、馬又は家きんに由来する肉をいう。なお、肉を原料に含む食品を含む。

7 動物由来食品循環資源

肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉及び肉と接触した可能性があるものをいう。なお、肉を扱う事業所等には、肉を原料とする食品を製造する事業所等を含み、肉と接触した可能性があるものには、肉を原料とする食品と接触した可能性があるものを含む。

8 処理済動物由来食品循環資源

農林水産大臣が定める以下の方法により飼料の製造段階で加熱処理及び製造工程の管理（以下「加熱処理等」という。）が行われた動物由来食品循環資源をいう。

- (1) 飼料の製造段階において、動物由来食品循環資源に対し、攪拌しながらその全体の温度を 90℃以上に 60 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。
- (2) (1) の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に、当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。
- (3) (1) の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して 2 年間保存すること。

9 処理済食品由来動物由来食品循環資源

農林水産大臣が定める以下の方法により食品の製造段階で加熱処理等が行われた食品のみに由来する動物由来食品循環資源をいう。

- (1) 飼料の原料として用いる動物由来食品循環資源に含まれる肉及び肉を含む食品の製造段階において、肉の中心部の温度を 70℃以上に 30 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。
- (2) (1) の加熱処理が行われた肉又は肉を含む食品に、当該加熱処理が行われていない肉又は肉を含む食

品が混入しないように取り扱うこと。

10 確認済動物由来たん白質

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「成分規格等省令」という。）別表第 1 の 2 に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白質等、確認済牛血骨粉等及び確認済牛肉骨粉等をいう。

第 3 食品循環資源利用飼料の安全確保に係る基本的な考え方について

1 ASF、CSF 等の豚の家畜伝染病対策について

ASF、CSF 等に感染した動物の肉等には、その疾病の病原体が含まれる可能性が極めて高いことから、非加熱又は加熱不十分な肉を含む可能性があるもの、肉と接触した可能性があるもの等を豚に給与することは、ASF を始めとする豚の家畜伝染病の発生リスクを高めることとなる。

そのため、豚に給与される可能性がある食品残さは、肉を含む可能性及び肉と接触した可能性がないと判断できない限り、適切な加熱処理等を行う必要がある。

このような考え方にに基づき、①豚用飼料の原料として食品残さを受け入れる際には、加熱処理等の対象となる食品残さが含まれるか否かを確認すること、②加熱処理等の対象となる食品残さ（動物由来食品循環資源）を豚用飼料の原料とする場合には、確実に加熱処理等を行い、その記録を作成すること、③食品循環資源利用飼料を豚に給与する場合には、加熱処理等の対象となる食品残さが含まれていないこと又は飼料中に含まれる動物由来食品循環資源が全て、適切に加熱処理等が行われたもの（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質）であることを確認することが重要である。〔成分規格等省令別表第 1 の 6〕

2 BSE 対策について

BSE 対策については、飼料に含むことができる動物由来たん白質の種類等が成分規格等省令において厳格に定められている。具体的には、反すう動物（牛、めん羊、山羊及び鹿をいう。）に給与される可能性がある飼料には、ほ乳動物由来たん白質（乳、乳製品並びに「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）の第 1 の 2 の（2）の農林水産大臣の確認（以下「大臣確認」という。）を受けたゼラチン及びコラーゲンを除く。）、家きん由来たん白質（卵及び卵製品を除く。）及び魚介類由来たん白質を含んではならない。また、豚及び家きんに給与される可能性がある飼料にも、一定の要件を満たす動物由来たん白質以外は含んではならない。

また、第 2 の 4 の（1）の③の食品残さを原料として使用する食品循環資源利用飼料製造事業場等は、動物由来たん白質の規制の観点から、大臣確認も受けなければならないことに留意が必要である。

さらに、飼料の原料の受入、製造、保管等における動物由来たん白質の混入防止対策については、「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1570 号農林水産省消費・安全局長通知）を参照し、動物由来たん白質の混入防止の徹底を図らなければならない。〔成分規格等省令別表第 1 の 2〕

3 飼料製造業者等の届出及び飼料の安全確保に係る関係者相互の協力・確認体制について

（1）飼料製造業者等の届出について

以下①から⑤までにより、飼料安全法に基づく飼料製造業者等の届出を適切に行う必要がある。

- ① 食品残さを飼料として販売（反復継続して、対価を得て他者に譲り渡すことをいう。）する者又は食品循環資源利用飼料を販売する者は、法人、個人を問わず飼料安全法第 50 条第 2 項に基づき、都道府県知事に飼料販売業者届を提出しなければならない。
 - ② 食品循環資源利用飼料を製造し、さらに販売又は対価を得ずに譲渡する者は、飼料安全法第 50 条第 1 項に基づき、農林水産大臣に飼料製造業者届を提出しなければならない。飼料の「製造」とは、飼料の原料に一定の加工処理（加熱、乾燥、粉碎、混合等）を加える行為を指す。なお、食品リサイクル法第 11 条に基づき登録を受けた者は、この限りではない。
 - ③ 食品残さを自ら収集して、飼料を製造し、自らが飼養する家畜のみに給与している農家、すなわち全量自家消費を行う農家は、飼料製造業者届の提出は不要であるが、飼料製造業者に該当するため、飼料安全法を遵守する義務がある。
 - ④ 食品製造副産物等のうち、定義の①及び②に該当するものを飼料又は飼料の原料として排出している業者は、飼料製造業者に該当する。
 - ⑤ なお、プロピオン酸等を飼料に添加する場合には、飼料安全法第 25 条第 1 項に基づき、飼料製造管理者を設置するとともに、農林水産大臣に飼料製造管理者届を提出しなければならない。
- (2) 原料排出者（食品残さを排出する食品製造業者等）における分別等の確認等
- ① 食品残さを飼料製造業者又は畜産農家に飼料又は飼料の原料として販売又は譲渡する場合
 - ア 原料排出者は、排出する食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否か等を、自らの責任で確認すること。（第 4 の 1 の（1）参照）
 - イ 原料排出者は、加熱処理等の対象のものが含まれる場合には、販売・譲渡先の事業場が、加熱処理等を行うことができる施設であるか否かを確認すること。
 - ウ 原料排出者は、ア及びイによるほか、排出する食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことを確認すること。（第 4 の 1 の（2）参照）
 - ② 食品残さを廃棄物処理業者に廃棄物として排出する場合
 - ア 廃棄物処理業者が、引き受けた食品残さを飼料又は飼料の原料として利用、販売又は譲渡する可能性があるため、原料排出者は、排出する食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かを確認するとともに、加熱処理等の対象のものが含まれる場合はその旨を当該処理業者に対して明確に伝えるなど、当該処理業者が行う飼料の安全確保のための対応に協力すること。
 - イ 原料排出者は、アによるほか、排出する食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことを確認するなど、当該処理業者が行う飼料の安全確保のための対応に協力すること。
- (3) 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、飼料販売業者等）における分別等の確認等
- ① 原料排出者である食品製造業者等から直接食品残さを受け入れている業者等の場合
 - ア 原料受入者は、原料排出者全てを把握し、事業場ごとに原料排出者一覧表を作成すること。
 - イ 原料受入者は、各原料排出者に対して、受入可能な食品残さの種類、自らの施設で加熱処理等を行うことができるのか否かを示すこと。
 - ウ 原料受入者は、各原料排出者に対して、受け入れる食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認を求めるとともに、自らも確認すること。（第 4 の 3 の（1）参照）
 - エ 原料受入者は、ア、イ及びウによるほか、各原料排出者に対して、受け入れる食品残さに、飼料利用に不適切なものが混入していないことを確認を求めるとともに、自らも確認すること。（第 4

の3の(2)参照)

なお、豚用飼料・豚用飼料の原料を扱おうとする飼料製造業者であっても、加熱処理等を行わない業者の場合には、動物由来食品循環資源を受け入れてはならない。

② 原料排出者である食品製造業者等から直接食品残さを受け入れていない業者等の場合（収集業者を介す場合など）

ア 原料受入者は、直接原料排出者に対して、又は収集業者等を介して、①を行うこと。

イ 原料受入者は、アに加えて、収集業者等における食品残さへの加熱処理等の対象のものの混入及び接触の有無を確認すること。

(4) 原料排出者と原料受入者との契約

原料受入者と原料排出者は、(2)及び(3)について相互に契約を締結することが望ましい。

なお、収集業者等が介在する場合にあっても、相互に又は三者で契約を締結することが望ましい。

(5) 原料排出者での確認

原料受入者である飼料製造業者は、原料排出者に出向くこと等により、定期的に(4)の契約内容の遵守状況について確認する。

(6) 原料排出者への周知・要請等

原料受入者である飼料製造業者は必要に応じ、(4)の契約締結に際して、原料排出者に対して、動物由来食品循環資源の分別、異物の分別等の具体的手法等や、飼料安全に係る規制等について周知を行う。また、収集開始後、分別状況等に不適切な事例が認められた場合には、分別等の徹底を改めて要請するとともに、必要に応じて再周知又は原料の受入停止等の措置を行う。

(7) 飼料製造業者における加熱処理等の規定への適合状況の確認及び届出等

動物由来食品循環資源に限らず、食品循環資源を受け入れる飼料製造業者又は自ら排出する食品製造副産物等の食品循環資源を飼料として販売する食品製造（兼、飼料製造）業者のうち、飼料製造業者届の提出義務がある製造業者は、成分規格等省令別表第1の6及び本ガイドラインに規定された事項について、特に別紙1に留意して、自ら適合状況の確認を行う。

当該確認を行った結果、適合していると判断した場合は、速やかに、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）を經由して消費・安全局長に対し、別紙2について届け出ることとする。

届出後、以下のいずれかに該当する場合には、速やかに、FAMICを經由して消費・安全局長に対し、別紙3により変更届を提出することとする。

① 会社名、主たる事務所の所在地、事業場名又は事業場の所在地の住所表記に変更があった場合

② 事業場の改築等により、加熱処理等に関する製造機械等を新規導入し、又は変更する場合

③ 受け入れる食品残さの種類の変更等により、加熱処理等の条件等を変更する場合

なお、飼料安全法第50条第4項の規定に基づく飼料製造業者届出事項変更届については、都道府県の窓口を經由して提出する。

第4 食品循環資源利用飼料の原料の収集、製造、保管等における安全確保対策

1 原料排出者（食品残さを排出する食品製造業者等）における食品残さの確認と管理

(1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

は、以下により行うこと。

- ① 分別管理の状況により、加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合加熱処理等の対象のものとは、肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源であって、肉と接触した可能性があるものである動物由来食品循環資源を指す。原則として、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源は、動物由来食品循環資源に該当するが、肉を扱う事業所から排出される食品循環資源であっても、別紙4により、建屋間、フロア間又はライン間での食品及び食品残さの分別管理の状況により肉と接触した可能性がないと判断できる場合には、動物由来食品循環資源に該当しないこととすることができる。

一方、製品としては植物性のもののみを扱う事業所、すなわち、肉を扱わない事業所であっても、同一事業所内に社員食堂等肉を扱う施設がある場合であって、当該施設から排出される食品残さも区別なく排出している場合には、当該事業所から排出される食品循環資源も動物由来食品循環資源に該当する。

- ② 食品の製造段階における加熱処理等の状況及びその後の交差汚染防止対策の状況により、加熱処理等の対象のものが含まれていないと判断する場合別紙5に該当するものは、食品の製造段階における加熱処理等の状況及びその後の交差汚染防止対策の状況により、加熱処理等の対象に該当しないもの、すなわち処理済食品由来動物由来食品循環資源に該当することとすることができる。

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

第3の3の(2)及び(3)において、食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認は、特に以下に留意して行うこと。

① 食品製造副産物等

BSE対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを飼料の原料として使用してはならないことから、大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場には、このような残さを飼料の原料として排出しないこと。

② 余剰食品

包装品にあつては、包装資材を極力除去すること。

③ 事業系調理残さ及び事業系食べ残し

調理残さは、調理器具の破片等の異物の混入がないことを確認し、そのみを分別し、専用の容器(以下「分別専用容器」という。)に入れること。病原微生物等に汚染されている蓋然性が高いものは、飼料の原料として排出しないこと。

食べ残しは、調理残さに比べ有害なものが混入する可能性が高いことから、たばこ等の食品以外の異物の混入がないことを確認し、はし、つまようじ等を除去した後、蓋付きの分別専用容器への収納等により、有害物質を確実に除去できる場合以外は飼料の原料として排出しないこと。

なお、分別専用容器は、収集後は洗浄又は消毒すること。また、国際線の航空機及び海外航路船から排出される調理残さ等は、動物検疫の観点から原則として陸揚げが認められていない。これらを含め外国関連施設から排出される調理残さ等は、飼料の原料として使用しないこと。

④ 家庭調理残さ及び家庭食べ残し

③に比べて多種の異物が混入する可能性が高く、安全の確保が難しいことから原則として飼料の原料

としないこと。

ただし、食育の観点等から、例外的に飼料の原料として利用する場合には、特別に設置した管理組織により分別状況をモニタリングして確認及び記録するなど、③以上に厳格に分別すること。特に、ほ乳動物由来たん白質等を含むペットフードなどの食品以外の異物が混入することのないように分別を徹底すること。

また、モニタリングの徹底等により、原料排出者ごとの分別状況の確認及び記録をすること。

⑤ その他

ア かびの発生及び腐敗の状態を目視及び臭気により確認し、かびの発生又は腐敗が認められるものは飼料の原料としないこと。

イ 原料排出者においては、目視による確認の困難な洗剤等の混入も防止すること。

ウ 原料排出者における食品残さの保管は、保冷库又は冷暗所に保管するなど、排出物の種類及び収集までの保管期間に応じた、かびの発生及び腐敗を防止する対策をとること。

エ 原料排出者における食品残さの保管は、病原微生物汚染を防止する観点から、カラス、ネズミ、ネコ、イヌ、キツネ、いのしし、ハエ、ゴキブリ等（以下「カラス等」という。）との接触及び異物の混入を防止するため、原則として蓋付きの専用容器に入れること。

2 原料運搬者（食品製造業者、飼料製造業者、収集業者等）による原料の運搬・保管

(1) 原料運搬者は、由来の異なる食品残さについて、表示等によりそれぞれ識別できるよう、運搬・保管を行うこと。

(2) 原料運搬者は、加熱処理等の対象となる食品残さと加熱処理等の対象とならない食品残さとを同一の車両・空間で運搬・保管する場合には、容器の専用化や表示等によりそれぞれ相互に接触しないように運搬・保管を行うこと。

(3) 原料運搬者は、野菜カット屑等腐敗しやすい食品残さを飼料の原料とする場合には、以下により運搬及び保管を行うこと。

① 原料排出者での保管期間は極力短くし、迅速に収集すること。

② 運搬に際しては、カラス等から隔離し、及び異物の混入を防止するため、原則として蓋付きの専用容器に入れること。専用容器は、使用後洗浄又は消毒すること。

③ 運搬は保冷車で行うことが望ましいが、保冷車を用いない場合には、極力移動距離を短くし、腐敗、脂質の酸化等の品質劣化を防止すること。

④ 原料受入者に運搬した食品残さは、できるだけ早く製造又は使用に供し、一時保管する場合は保冷库又は冷暗所で保管すること。特に、食べ残しを含む食品残さについては、排出から製造又は使用までを迅速に行い、長期保管は行わないこと。

3 原料受入者（飼料製造業者（食品循環資源利用飼料製造事業場）、飼料販売業者等）における食品残さの受入

(1) 食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認

豚用飼料を製造する事業場において、食品循環資源を飼料の原料として受け入れる場合には、当該食品循環資源に動物由来食品循環資源が含まれるか否かを確認すること。動物由来食品循環資源が含まれる場合には、当該動物由来食品循環資源が全て、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当するか否かを確認すること。

全ての動物由来食品循環資源が処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に

該当しない場合であって、当該動物由来食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、製造段階で確実に加熱処理等を行うこと。また、しょうちゅうかすや野菜カット屑など、動物由来食品循環資源に該当しない食品循環資源を豚用飼料の製造工程で使用する場合には、加熱処理等の対象の動物由来食品循環資源と接触しないよう取り扱うこととし、接触した場合には、加熱処理等の対象となるので留意すること。

加熱処理等を行わない事業場においては、製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除いて、加熱処理等が必要な飼料の原料を受け入れてはならず、この担保は、両製造業者間における契約等により行うこと。

(2) 食品残さに飼料利用に不適切なものが混入していないことの確認

BSE 対策の観点から規制されている、飼料に含んではならない動物由来たん白質の混入防止のため、平時から食品工場等における分別管理が徹底されていることを確認すること。

大臣確認を受けていない食品循環資源利用飼料製造事業場においては、第2の4の(1)の③の食品残さを飼料の原料として使用しないこと。

また、かびの発生、腐敗等が認められ飼料の原料として不適切なものは、飼料の製造に用いないこと。

余剰食品については、特に原料収集時に分別できなかった包装資材を分別除去すること。また、事業系調理残さ及び事業系食べ残しは、原料収集時に分別できなかった金属異物、はし、つまようじ等を目視、網ふるい、磁石等により除去すること。

4 飼料の製造

(1) 細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策（加熱処理等の条件等）

① 3の(1)で、加熱処理等が必要な原料を受け入れている場合には、以下のとおり、加熱処理等を行うこと。

ア 豚用飼料を製造する飼料製造業者及び豚用飼料と同じ製造工程で、豚以外の家畜用飼料を製造する飼料製造業者（製造した飼料の出荷先が加熱処理等を行う事業場であることが担保できる場合を除く。）成分規格等省令別表第1の6に基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の温度を 90℃以上に 60 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。なお、同等以上の効果を有する方法の例として、攪拌しながらその全体の温度を 95℃以上に 19 分間以上又は 100℃以上に 6 分間以上保つ方法が挙げられる。

(イ) (ア) の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと（再汚染防止対策を講ずること）。

(ウ) (ア) の加熱処理に係る温度及び時間を帳簿に記載して 2 年間保存すること。

イ 豚以外の家畜用飼料のみ製造する飼料製造業者

本ガイドラインに基づき、以下の加熱処理等を行うこと。

(ア) 原料として用いる動物由来食品循環資源について、攪拌しながらその全体の温度を 70℃以上に 30 分間以上若しくは 80℃以上に 3 分間以上保つ方法又はこれと同等以上の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。

(イ) (ア) の加熱処理が行われた動物由来食品循環資源に当該加熱処理が行われていない動物由来食品循環資源が混入しないように取り扱うこと。

なお、当該加熱処理等を行った動物由来食品循環資源については、その他の食品循環資源と区別

するため、以下「70℃加熱動物由来食品循環資源」という。

② 食品循環資源に動物由来食品循環資源が混入している可能性がない場合であっても、病原微生物汚染を防止する観点から、必要に応じて適切な温度で加熱すること。

③ 加熱処理等における留意事項

加熱処理等に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 加熱処理は、確実に飼料全体の品温（飼料自体の温度をいう。以下同じ。）が目的温度に達するように行うこと。

イ 加熱方法によっては設定温度と実際の品温が大幅に異なることがあることから、品温のモニタリングを適切に行う等により、①又は②の加熱条件を満足すること。

ウ 原料が細かく粉砕された状態になっており、原料が液体（水や油）中で加熱されている場合には、液温を品温とみなすことができること。

エ 品温と雰囲気温度（飼料の加熱を行うための容器内の気体温度をいう。以下同じ。）の関係性が検証されている場合には、雰囲気温度の測定に代えることができること。

オ 焦げ付くような加熱等過度な加熱は、アクリルアミド等健康に悪影響を与える可能性がある化学物質を過剰に生成させる可能性があることから、過度な加熱を避けるよう加熱条件を設定すること。

カ 加熱処理は、脱脂工程や乾燥後の保温工程で達成される方式によっても差し支えないこと。

キ 加熱温度の測定・記録は、データロガー等により連続的に行われることが望ましいが、確実に測定し記録されれば、この方法に限定するものではないこと。

ク 再汚染防止対策は、ワンウェイ（原料の投入から製品の搬出までの工程が一方向であることをいう。）が望ましいが、原料と製品の置き場所を分ける、管理により相互の接触を避けるなどを組み合わせた管理によっても差し支えないこと。

④ 飼料の品質の低下防止を目的とした飼料添加物の使用

細菌、ウイルス等病原微生物汚染対策として抗酸化剤、防かび剤等の添加物を用いる場合には、食品添加物ではなく飼料添加物として指定されているものを用いること。また、その際には当該飼料添加物について定められた基準・規格を遵守しなければならないこと。

（2）配合飼料の原料の製造における留意事項

配合飼料の原料を製造する場合には、粉末乾燥処理を行い、水分を13.5%以下にすることが望ましい。

5 品質管理

（1）試料の採取

試料の採取は、「飼料等検査実施要領」（昭和52年5月10日付け52畜B第793号畜産局長通知）に準じて行うこと。

（2）分析項目及び分析頻度

有害物質又は病原微生物の汚染の防止を図る観点から、それぞれの製品の特性に応じてかび毒、残留農薬、重金属、病原微生物、脂質の酸化生成物、食塩、硝酸塩、揮発性塩基性窒素等の中から分析項目、分析頻度等を選定すること。

（3）分析方法及び分析場所

分析方法は、「飼料分析基準」（令和5年12月1日付け5消安第4714号農林水産省消費・安全局長通知）によることを原則とするが、市販の簡易検査キット等を用いても差し支えない。なお、分析は、自社の品質管理室又は外部の分析機関で行うこと。

(4) 品質管理基準

製品の品質管理の基準は、成分規格等省令別表第1及び「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を参考とすること。

(5) 品質管理台帳及びその保存

品質管理台帳に製造年月日、試料採取年月日、分析者、分析結果、分析結果に基づいて実施した措置内容等を記載し、8年間保存すること。

6 飼料の保管、出荷等

(1) 飼料の保管

- ① 飼料は、動物由来食品循環資源、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質のいずれを含むものであるかが、識別可能となるような容器で保管すること。
- ② 動物由来食品循環資源が、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質並びにこれらを原料に含む飼料に混入しないよう、分別して保管すること。
- ③ 動物由来食品循環資源を原料とする飼料が、処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質並びにこれらを原料に含む飼料に混入しないよう、分別して保管すること。
- ④ カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため、紙袋、トランスバック等密閉容器に保管すること。
- ⑤ 水分含量等製品の状況に応じた温度管理を行い保管することとするが、かびの発生や腐敗を防止するため、可能な限り早く出荷すること。
- ⑥ 保管場所は、定期的に洗浄、消毒等を行い、保管容器の外装やフォークリフトなどの輸送機器等の再汚染を極力低減させるよう努めること。
- ⑦ 製品の輸送容器は、新品を用いるか、再利用する場合には、洗浄・消毒が可能な容器を用いること。

(2) 出荷先の制限

- ① 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない動物由来食品循環資源は、豚用飼料に用いることができないことから、加熱処理等を行わない飼料製造業者、飼料販売業者及び養豚農家に出荷しないこと。
- ② 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源、確認済動物由来たん白質又は70℃加熱動物由来食品循環資源に該当しない動物由来食品循環資源は、家畜用飼料に用いることができないことから、加熱処理等を行うことができない飼料製造業者、飼料販売業者又は畜産農家に出荷しないこと。
- ③ 動物由来たん白質は、加熱処理等の有無にかかわらず、用途等によって含んでよい動物由来たん白質の種類が厳格に定められていることから、受入可能な飼料製造業者、飼料販売業者又は畜産農家以外に出荷しないこと。

(3) 製品の表示

製品を出荷する際には、以下の内容を表示すること。

- ① 飼料の名称又は種類
- ② 製造（輸入）年月
- ③ 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

- ④ 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）
- ⑤ 動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）及び動物由来食品循環資源（処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源及び確認済動物由来たん白質を除く。）を原料とする飼料には、対象家畜等
- ⑥ ほ乳動物由来たん白質等を含有する場合には、次の文字
「使用上及び保存上の注意」
 - 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
 - 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。」
- ⑦ 抗酸化剤等飼料添加物が添加されている場合には、飼料安全法に定められた表示事項

7 帳簿の記載等

（1）製造時の帳簿の記載

製品を製造した場合には、遅滞なく、次の事項を帳簿に記載すること。

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 製造年月日
- ④ 製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
- ⑤ 製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲り受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

（2）原料排出者リストの入手

原料を自ら収集しない場合には、収集業者から収集日ごとに原料排出者のリストを入手すること。

（3）製品の譲り渡しに際しての帳簿の記載

製品を譲り渡したときは、その都度、次の事項を帳簿に記載すること。

- ① 名称
- ② 数量
- ③ 年月日
- ④ 相手方の氏名又は名称
- ⑤ 荷姿

（4）帳簿の保存期間

（1）、（2）及び（3）の帳簿等は、8年間保存すること。

第5 製造等管理体制

1 飼料業務管理規則

- （1）第4の1から7までを効果的かつ効率的に実行するため、飼料業務管理規則を策定し、これを書面化することが望ましい。
- （2）飼料業務管理規則に基づく業務管理の実施及びその確認については、その内容を記録し、8年間保存することが望ましい。

(3) 飼料業務管理規則に基づく業務管理を的確に実施するため、飼料業務管理責任者を設置することが望ましい。

2 飼料品質管理規則

(1) 第4の5の具体的内容を定めた飼料品質管理規則を策定し、これを書面化することが望ましい。

(2) 飼料品質管理規則に基づく分析の実施及びその結果については、その内容を記録し、8年間保存することが望ましい。

(3) 飼料品質管理規則に基づく品質管理を的確に実施するため、飼料品質管理責任者を設置することが望ましい。

第6 畜産農家等における原料収集、原料の運搬・保管、製造、飼料の保管及び使用

1 原料収集、原料の運搬・保管、製造及び飼料の保管

第4の1から4まで及び6の(1)によること。

2 使用

(1) 使用の制限

① 食品循環資源利用飼料には乳動物由来たん白質等を含む場合、当該飼料は、反すう動物に使用してはならない。〔成分規格等省令別表第1の2関係〕

② 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源又は確認済動物由来たん白質に該当しない動物由来食品循環資源は、豚に使用してはならない。〔成分規格等省令別表第1の6関係〕

また、ASF、CSF等の感染を防止する観点から、いのししにも使用しないこと。

③ 処理済動物由来食品循環資源、処理済食品由来動物由来食品循環資源、確認済動物由来たん白質又は70℃加熱動物由来食品循環資源に該当しない動物由来食品循環資源は、家畜等に使用してはならない。

(2) 使用上の注意事項

搬入された飼料は、速やかに使用すること。また、食塩、硝酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用すること。

(3) 帳簿の記載等

① 製造時の帳簿の記載

第4の7によること。

② 使用時の帳簿の記載

飼料を使用した後に、飼料安全法に定められた次に掲げる事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければならない。

ア 当該飼料を使用した年月日

イ 当該飼料を使用した場所

ウ 当該飼料を使用した家畜等の種類

エ 当該飼料の名称

オ 当該飼料の使用量

カ 当該飼料を譲り受けた年月日及び相手方の氏名又は名称

③ 帳簿の保存期間

①の帳簿は、飼料安全法に定められた8年間保存しなければならない。また、②の帳簿は、次の各項目に掲げる動物に応じ、当該各項目に掲げる期間保存することが望ましい。

ア 牛 8年間

イ 採卵鶏、馬（食用に供しない馬を除く。） 5年間（乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合にあつては、飼料の給与開始日から2年間）

ウ 豚、ブロイラー 2年間

エ ぶり、まだい、かんばち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、くろまぐろ、こい（食用に供しないこいを除く。）、にじます、やまめ、あまご、にっこういわな、えぞいわな、やまといわな 4年間

オ ぎんざけ、まあじ、すぎ、うなぎ 3年間

カ あゆ、くるまえび 2年間

キ その他の家畜 畜産物になるまでの期間等を考慮した適切な期間

(19) 動物性たん白質（肉・魚類など）を含む食品残さの飼料利用にかかる留意点

（令和4年5月現在）

近年、資源の有効活用、飼料自給率向上等の観点から、食品残さを家畜の飼料原料とする動きが全国で展開されています。しかしながら、飼料利用の際には、安全性に留意した適切な利用が求められております。特に「動物性たん白質を含む食品残さ」は、BSE対策上の法的な規制があり、取扱いに注意すべき原料もありますので、以下の表を参照の上、適切な飼料利用に努めてください。

また、下表の区分に従った注意以外にも、安全性確保上必要な事項（有害物質、病原微生物、異物混入の防止など）に、十分留意した原料や製造の管理を行ってください。

【飼料安全法の対象】・・・牛、馬、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、蜜蜂及び養殖魚用の飼料が飼料安全法の適用対象です。次の区分表は、この飼料安全法の対象飼料に利用する場合の規制です。

① 動物性たん白質を含む食品残さ^(注)の飼料化区分表（事業形態ごと）

(注)：この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。

ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、下記②動物性たん白質を含まない食品残さ（しょうちゅうかす、とうふかす等）と同じ扱いで、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

原料排出者の事業形態	事業所例	食品残さの種類			
		食品製造副産物等	余剰食品 (商品の在庫品、返却品)	調理残さ	食べ残し
食品製造業	ソーセージ製造工場、ハム製造工場、ベーコン製造工場、かまぼこ製造工場、ちくわ製造場、はんぺん製造工場、エキス（家畜由来、魚介由来）製造工場	△	○		
	上記以外の工場（例、魚肉ハム・魚肉ソーセージ製造工場、ソース製造工場、ドレッシング製造工場、パン製造工場、菓子製造工場、麺製造工場、冷凍食品製造工場、そうざい製造工場）	○	○		
食品卸売業			○		
食品小売業	そうざい屋、パン屋、持ち帰り弁当屋、コンビニエンスストア（百貨店やスーパー内にあるものを含む）		○	○	
外食産業等	食堂・レストラン等の飲食店、セントラルキッチン、給食センター、旅館・ホテル、病院、学校、学生食堂、社員食堂、保育所、介護老人福祉施設			○	○

・表中の「○」は大臣確認を受けていない製造事業場においても使用できるもの。

・表中の「△」は大臣確認を受けていない製造事業場において使用できないもの。

・と畜場、食鳥処理場等から輸送される枝肉や枝肉以外の可食部のカット、ミンチ等の処理を行う工場（カット場等）の残さは利用できません。表中の事業所であっても、併設されたカット場等の残さが混入する場合には、当該事業所からの残さを利用できません。

※豚用飼料については、攪拌しながら 90℃60 分以上又はこれと同等以上の加熱処理を行うこと（乳製品や卵製品、魚由来の肉は除く）。豚用飼料と同一の製造ラインで製造されない家畜用飼料は、70℃30 分以上又は 80℃3 分以上の加熱処理を行うこと。

※加熱処理等の有無に関わらず、動物性たん白質を含む食品残さは牛用飼料に利用できません。

② 動物性たん白質を含まない食品残さ（しょうちゅうかす、とうふかす等）の取扱い

（卵及び乳のみに由来するたん白質は、しょうちゅうかす等と同じ扱いです。）

- 動物性たん白質と完全に分離された工程（施設）の事業場から排出され、かつ、反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドラインに準拠した「A 飼料」としての管理（分別管理及び表示など）がされているもの

・牛を含む全ての家畜用飼料に使用できます。

出典：農林水産省 HP「食品循環資源利用飼料（エコフィード）の安全確保について」

(20) エコフィード認証制度及びエコフィード利用畜産物認証制度

① エコフィード認証制度

ア 目的

食品循環資源の飼料利用を促進させるためには、食品産業、飼料化業及び畜産業等の各段階が密接に連携し、一定の品質のものを安定的に生産・供給する体制を構築するとともに、食品循環資源を利用した資源循環型畜産の取組について、消費者を始めとする関係者の理解を得ることが重要です。

エコフィード認証制度は、飼料中の食品循環資源の利用率及び飼料中の栄養成分の把握、飼料化を行う関連業者の連携及び飼料化工程管理等について、一定の基準を満たした飼料を「エコフィード」として認証することとしており、これにより、食品循環資源の飼料化が促進され、安心かつ安定的な利用を図ることが期待されています。

イ 主な認証の基準

- ・食品循環資源の割合が20%以上、かつ、推進食品循環資源の割合が5%以上であること
- ・原材料の保管、製造工程や品質の管理等を内容とする飼料業務管理規則等が定められていること
- ・製品の栄養成分が把握されていること 等

ウ 申請手続き・様式等

一般社団法人 日本科学飼料協会のウェブ・サイトで「エコフィード認証制度実施の手引き」等をご確認ください。

◎エコフィード認証制度について (http://kashikyo.lin.gr.jp/certifi_01eco.html)

エ 問合せ先

一般社団法人 日本科学飼料協会
所在地 東京都中央区新川2-6-16
T E L 03-3297-5631
F A X 03-3297-5633
e-mail ecofeed@kashikyo.or.jp

② エコフィード利用畜産物認証制度

ア 目的

エコフィード（食品残さ等を再利用して製造する飼料）を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品について、一定の基準を満たしたものを「エコフィード利用畜産物」として認証し、認証マークを貼付することにより、畜産物の生産、加工、流通等に関わる事業者及び消費者のエコフィード利用推進の取組に対する社会の認識を深め、エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資することを目的としています。

イ 主な認証の基準

- ・生産段階におけるエコフィードの製造、保管及び使用等について、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン」を遵守していること
- ・家畜に給与する認証エコフィードの給与計画が、これまでに蓄積された知見や給与試験等の結果に基づき、適正に立案されていることをエコフィード利用畜産物認証運営委員会において確認できるとともに、計画に基づきエコフィードが給与されていることが確認できること
- ・認証を受けようとする商品ごとに他の商品と区分され、生産から流通、販売に至るまでの間の流通ルートが特定されていることが確認できること 等

ウ 申請手続き・様式等

公益社団法人 中央畜産会ホームページで「エコフィード利用畜産物認証制度実施の手引き」等をご

確認ください。

◎「エコフィード情報のページ」(<http://ecofeed.lin.gr.jp>) 内

エコフィード利用畜産物認証制度 (<http://ecofeed.lin.gr.jp/use/index.html>)

エ 問合せ先

公益社団法人 中央畜産会 経営支援部
所在地 東京都千代田区外神田2-16-2
T E L 03-6206-0843
F A X 03-5289-0890
e-mail ecofeed@sec.lin.gr.jp

③ エコフィード認証マーク及びエコフィード利用畜産物認証マークについて

上記①、②それぞれの基準を満たし、認証を受けた場合、当該飼料、エコフィード利用畜産物及び当該エコフィード利用畜産物を利用した加工食品の容器等に「エコフィード」の名称及び「エコフィード認証マーク」、「エコフィード利用畜産物認証マーク」を利用することが可能になります。(認証番号の表示)

「エコフィード」の名称は(公社)配合飼料供給安定機構、「エコフィード認証マーク」は(公社)中央畜産会が商標権を保有していますので、認証を受けていない製品に「エコフィード」や「エコフィード利用畜産物」の名称及び認証マークを使用・表示することはできません。

〈エコフィード認証マーク〉



〈エコフィード利用畜産物認証マーク〉



(21) 飼料安全法に基づく届出

① 飼料製造業者等の届出

飼料安全法では、飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する時、届出事項に変更を生じた時、事業を廃止した時は、その旨を届け出ることになっています。

ア 届出が必要な業者

業者区分	定 義	届出事項
製造業者	飼料又は飼料添加物の製造（配合及び加工品を含む）を業とする者 ※注1	飼料製造業者届 飼料添加物製造業者届
輸入業者	飼料又は飼料添加物の輸入を業とする者	飼料輸入業者届 飼料添加物輸入業者届
販売業者	飼料又は飼料添加物の販売を業とする者で、製造業者及び輸入業者以外の者 ※注2	飼料販売業者届 飼料添加物販売業者届

注1 販売を目的としない製造業者（自家配の畜産農家等）は届出義務はありません。

また、田において自ら生産した農産物（稲、とうもろこし又は牧草等）を原料又は材料として飼料を製造し、畜産農家へ販売する製造業者についても、届出義務はありません。

注2 小売業者についても販売業者届が必要です（なお、自ら生産した農産物を飼料として販売する場合は必要ありません。）。

イ 届出事項に変更が生じた場合又は事業を廃止した場合の届出

届出事項（社名、代表者、住所、製造（輸入・販売）する飼料の種類、販売事業場等）に変更が生じた場合には変更届を、事業を廃止した場合には廃止届をそれぞれ提出して下さい。

ウ 届出の方法及び提出先

種 類	製造業者（届出事項変更・廃止）届 輸入業者（届出事項変更・廃止）届	販売業者（届出事項変更・廃止）届
あて先	農林水産大臣	県知事
部 数	1部	1部
大 き さ	A4	
提 出 先	届出業者の本店所在地を管轄する各都道府県の機関 本店所在地が福岡県内にある場合は、所在地を管轄する農林事務所（p.61参照）	
提出期限	業者届 : 業を開始する2週間前まで 変更・廃止届 : 変更を生じた日又は事業を廃止した日から1ヶ月以内	

注1 提出された届出は、各農林事務所において受付印を押印し、写しを返却します。

注2 他の都道府県に製造事業場、販売事業場又は保管施設があるときは、当該事業場等の所在地の知事（関係部課）にそれぞれ、受付印を押印した届出書の写し1部を送付して下さい。

注3 届出者は本社の代表者です。

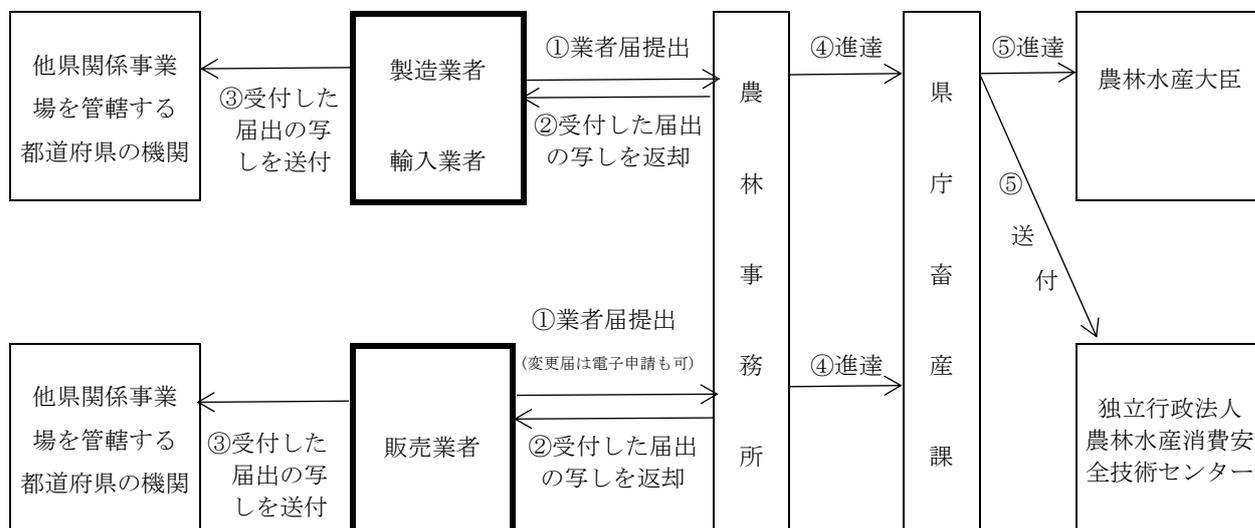
注4 販売業者の届出事項変更届は、電子申請も可能です。また、販売業者の各届出書の様式も下記からダウンロードできます。

福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>)

>オンラインサービス>電子申請・様式ダウンロード>「飼料」で検索

エ 届出の流れ（本社・本店所在地が福岡県内にある場合）

本社が福岡県内にある場合は、本社所在地を管轄する農林事務所（下記②届出の相談及び提出先参照）に届を提出してください。関係事業場（製造事業場、販売事業場又は保管施設）が、他県にもある場合は、その関係事業場も含めて福岡県の農林事務所に届を提出の上、農林事務所から返却される受け取り済みの届出の写しを、関係事業場が所在する都道府県の機関に送付してください。



オ 届出の様式

様式及び記載方法は p. 62～78 を参照してください。

② 届出の相談及び提出先

届出については、本店所在地を管轄する農林事務所の農業振興課又は農山村・農業振興課の畜産主務係にご相談ください。

農林事務所名（及び管轄）	連絡先	郵便番号	所在地
福岡農林事務所 農業振興課 畜産係 (福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡)	Tel 092-735-6126 Fax 092-716-0205	〒810-0042	福岡市中央区赤坂1丁目8-8 福岡西総合庁舎 6階
朝倉農林事務所 農業振興課 畜産係 (久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡)	Tel 0946-22-2732 Fax 0946-24-1630	〒838-0068	朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎 3階
八幡農林事務所 農山村・農業振興課 園芸畜産・食の安全係 (北九州市、中間市、遠賀郡)	Tel 093-601-8852 Fax 093-601-8863	〒807-0831	北九州市八幡西区則松3丁目7-1 八幡総合庁舎 4階
飯塚農林事務所 農業振興課 畜産係 (直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡)	Tel 0948-21-4956 Fax 0948-24-1134	〒820-0004	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎 4階
筑後農林事務所 農業振興課 畜産係 (大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡)	Tel 0942-52-5106 Fax 0942-52-5943	〒833-0041	筑後市大字和泉606-1 1階
行橋農林事務所 農業振興課 園芸畜産・食の安全係 (行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)	Tel 0930-23-0382 Fax 0930-23-7861	〒824-0005	行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎 3階

③ 飼料製造管理者の届出

抗菌性物質製剤等を含む飼料を製造する業者及び飼料添加物を製造する業者は、飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、事業場ごとに「飼料製造管理者」を設置する必要があります。「飼料製造管理者」を設置したときは、届出を行うこととされています。

自家配合飼料を給与している農家も、抗菌性物質製剤を使用する時は、飼料製造管理者の設置及び届出が必要となります。

ア 飼料製造管理者の設置を必要とする場合は次のとおりです。

	飼料製造事業場	飼料添加物製造事業場	自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合	必要		必要
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料を製造する場合	必要		必要
プロピオン酸、プロピオン酸 Na 又はプロピオン酸 Ca を含む飼料を製造する場合	必要		不要
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合	必要		不要
飼料添加物を製造する場合		必要	

イ 飼料製造管理者の資格要件

- ・ 獣医師又は薬剤師
- ・ 大学等において薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）
- ・ 飼料安全法施行令第5条の各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造業務に3年以上従事し、かつ農林水産大臣が定める講習会の課程を修了した者

ウ 届出の方法及び提出先

種 類	飼料製造管理者（届出事項変更）届
あ て 先	農林水産大臣
部 数	2部 （注 届出者は本社の代表者）
大 き さ	A4
提 出 先	【製造事業場の所在地を管轄する独立行政法人農林水産消費安全技術センター】 〒813-0044 福岡市東区千早3丁目11番15号 独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 福岡センター 飼料検査課 TEL：050-3797-1921 FAX：092-682-2943 (http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_kanrisha.html) 上記のホームページで届出様式がダウンロードできます。
提出期限	飼料製造管理者を設置（変更が発生）した日から1ヶ月以内
添付資料	・ 資格を証明する書面（獣医師免許証又は薬剤師免許証の写し、卒業証明書又は成績証明書の写し又は農林水産大臣が指定した講習会の修了証書の写し。） ・ 飼料製造管理者となる方の履歴書 ・ 製造業者と製造管理者となる方の雇用証明書（健康保険証、源泉徴収票の写し等）

エ 届出事項に変更が生じた場合の届出

届出事項（社名、代表者、住所、取扱品目等）に変更が生じた場合には変更届を提出して下さい。

飼料（添加物）製造（輸入・販売）業者届の様式

様式第 54 号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第 68 条関係）

飼 料
飼料添加物

製 造
輸 入
販 売

業 者 届

令和 年 月 日

農林水産大臣（福岡県知事） 殿

住所

氏名

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 50 条第 1 項（第 2 項、第 3 項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあっては、飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造、輸入又は販売に係る飼料又は飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造、輸入又は販売するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料又は飼料添加物の製造、輸入又は販売の開始年月日
- 6 製造業者にあっては製造する飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類、輸入業者にあってはその輸入に係る飼料又は飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料又は飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 製造業者にあっては、飼料又は飼料添加物を製造する施設の概要

（日本産業規格 A 4）

飼料
飼料添加物

製造
輸入
販売

業者届出事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣（福岡県知事）殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

- 1 変更した事項
- 2 変更した年月日

（日本産業規格A4）

飼料
飼料添加物

製造
輸入
販売

業者事業廃止届

令和 年 月 日

農林水産大臣（福岡県知事）殿

住所

氏名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、

第3項）の規定により

飼料 飼料添加物	製造 輸入 販売	業者の届出をしたが、	年 月 日限り
-------------	----------------	------------	---------

で事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

（日本産業規格A4）

《飼料製造業者届の記載例》

飼 料 製 造 業 者 届

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。
記

- 1 氏名及び住所
〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇株式会社〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

- (1) 販売業務を行う事業場の所在地

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (本社)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇工場)

- (2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇株式会社〇〇倉庫)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇工場)

- 4 製造に係る飼料の種類

飼 料 の 種 類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料
乳酸菌混合飼料

- 5 飼料の製造の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 6 製造する飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼料添加物の種類
とうもろこし、マイロ、大豆油かす、米ぬか、ふすま、小麦粉、なたね油かす、魚粉、脱脂粉乳、砂糖、りん酸カルシウム、食塩、乳酸菌(ラクトバチルス・プランタラム〇〇株、ペディオコッカス・アシディラクティ〇〇株)、培地(〇〇、××、△△)	アピラマイシン、ビタミンA粉末、ニコチン酸、塩化コリン、葉酸、DL-メチオニン、硫酸L-リジン、硫酸マンガン、ラクトバチルスサリバリウス、硫酸鉄(乾燥)

- 7 製造施設の概要

主要施設	数量	規模、能力等
サイロ	3基	〇〇型 網板 〇〇m ³ ×3
粉碎機	1台	〇〇型 ハンマーミル 〇 t/h
計量器	1台	〇〇型 全自動積算式 〇 t/h
混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇 t/h
培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇ℓ
包装機	1台	〇〇型 全自動包装機 〇B/S/h

※参考として飼料の製造フローシートを添付する。

●自社の製造品目について販売業務を行っている本店、支店等を記載してください。
●他業者の倉庫を賃貸借契約等で恒常的に使用している場合は、保管施設として記載してください。販売後の相手先の倉庫は記載する必要はありません。

●原材料は飼料添加物と分けて、使用する全ての種類を記載してください。
●配合飼料や混合飼料を原材料として飼料を作る場合、それらに使用されている全ての原材料を記載してください。なお、飼料添加物製剤を用いる場合は、当該製剤の賦形物質・安定剤等は原材料として記載しないでください。
●飼料の原材料となる飼料添加物は 正式な飼料添加物の名称で記載してください。
●単体飼料は公定規格別表にあるものはその名称を記入してください。
●国内で使用実績のない新飼料や発酵飼料、飼料添加物に指定されていない菌を使用する場合については、原則、安全性試験を実施する必要があります。事前にご相談ください。
●菌の培養に用いる培地の原材料は、培地の原材料であることが明確になるように、「培地(〇〇、△△、××)」のように記載してください。
●動物由来たん白、動物由来油脂等を原料として使用する場合、当該原料は大臣確認を受けた業者により製造・輸入されたものでなければなりません。なお、利用できる原材料・対象家畜の対応は p. 22-24 のとおりです。
●p. 67 の《原料又は材料の種類に関する留意点》を参照してください。

《飼料添加物製造業者届の記載例》

飼 料 添 加 物 製 造 業 者 届

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。
記

1 氏名及び住所

〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇株式会社〇〇工場 〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

3 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (本社)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇支店)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇工場)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇株式会社〇〇倉庫)
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号 (〇〇工場)

4 製造に係る飼料添加物の種類

種 類
プロピオン酸カルシウム 製剤 (その1 液状)、硝酸チアミン 製剤(その2)、幼すう用プレミックス、〇〇〇マイシン 製剤

●製造する飼料添加物は、農林水産大臣に指定されたものであり、かつ、成分規格等省令において定められた基準及び規格に適合していなければなりません。
●飼料添加物の種類は、成分規格等省令の記載方法に従い、製造用原体は「〇〇製造用原体」、単一製剤は「〇〇製剤 (その〇)」、複合製剤は「ビタミン・ミネラルプレミックス」「幼すう用プレミックス」のように記載してください。

なお、輸出用及び試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりである。

(輸出用)

種 類	名 称
〇〇〇マイシン 製剤	Grower-10

(試験研究用)

種 類	名 称
幼すう用プレミックス	幼すう用Bミックススーパー

●輸出用又は試験研究用飼料添加物の場合は、製品の名称を記入してください。
●市場調査の目的で畜産農家等に配布される試供品は試験研究用飼料に該当しないため、基準規格に適合していなければなりません。

5 飼料添加物の製造の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質、安定剤等
プロピオン酸カルシウム 製剤 (その1 液状)	プロピオン酸、水酸化カルシウム	—
硝酸チアミン 製剤(その2)	硝酸チアミン	デンプン
幼すう用プレミックス	D L-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛 (結晶)	米ぬか油かす、大豆油かす
アピラマイシン 製剤	Streptomyces viridochromogenes〇〇株、培地 (〇〇、××、△△)	ケイ酸

次ページの《原料又は材料の種類に関する留意点》を参照してください。

※飼料添加物に関する届出は、正式な飼料添加物の名称で記載する。(例：「ビタミンC」ではなく「L-アスコルビン酸」など)

《原料又は材料の種類に関する留意点》

- 飼料添加物の原材料
 - ① 単一製剤の場合

飼料添加物そのものの原料（製造用原体）と製剤化するための賦形物質・安定剤等を区分して記載する。

製造用原体を賦形物質や希釈物質で希釈する場合は、基準規格において賦形物質等の混和が認められている必要がある。また、賦形物質等は成分規格等省令別表に定められたものを用いること。
 - ② 複合製剤（複数の飼料添加物を混合したプレミックス）の場合

飼料添加物単一製剤と賦形物質・安定剤等を区分して記載する。
- 飼料添加物として指定されていない化学物質、微生物その他の生物由来の酵素剤は使用しない。食品添加物に指定されていても、飼料添加物に指定されていなければ畜産物の安全性が担保されたことにならない。
- 飼料添加物に指定されていない菌、酵母を使用する場合は、原則として給与対象となる家畜に応じて安全性試験を実施する必要がある。当該菌の種・属・株名を明らかにし、当該菌が抗生物質産生菌株でないこと、薬剤耐性菌株でないこと及び遺伝子組換え菌株でないことを確認し、事前に本社所在地を管轄する農林事務所に相談する。（p. 61 参照）
- 鋳物系原料については、重金属の含有状況を確認し、そのデータを添付する。
- 水は原材料として記載不要。

7 製造施設の概要

（製造工程 1 及び 2）

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	混合機	1 台	〇〇型 ナウター式 ○ t/h
2	計量器	1 台	〇〇型 パッカー式 ○B/S/h
3	包装機	1 台	〇〇型 〇〇式 ○ t/h

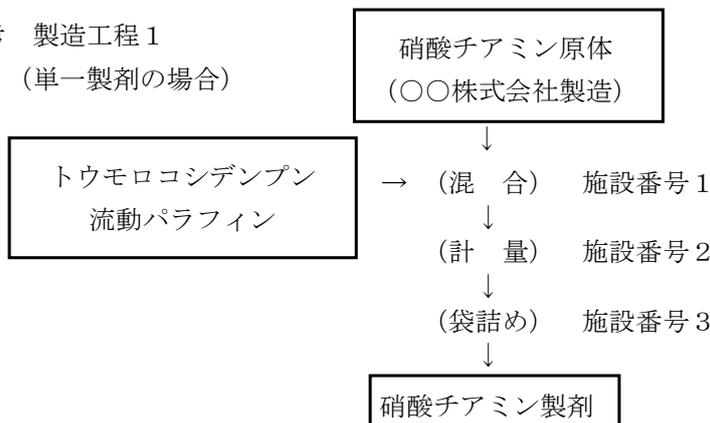
（製造工程 3）

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	培養槽	1 台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
2	ろ過装置	1 台	〇〇型 〇〇式
3	溶解槽	1 台	〇〇型 〇〇式 〇〇L
4	濃縮装置	1 台	〇〇型 〇〇式
5	反応槽	1 台	〇〇型 〇〇式 〇〇L

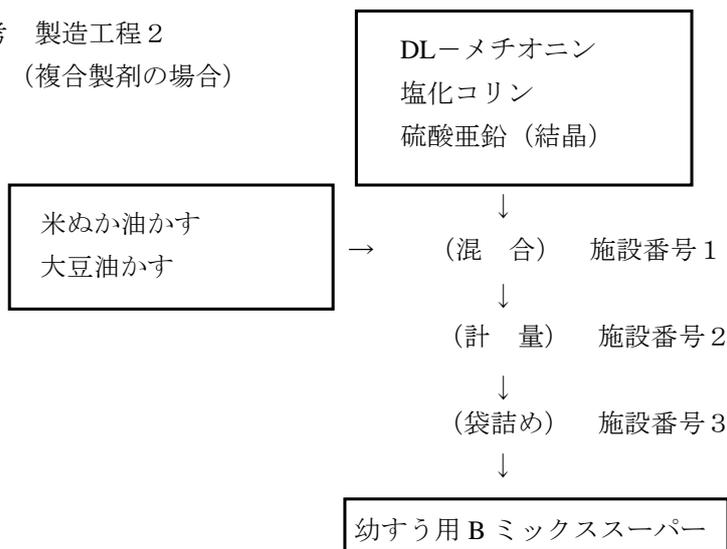
※参考として飼料添加物の製造フローシートを添付する。

参考 製造工程 1

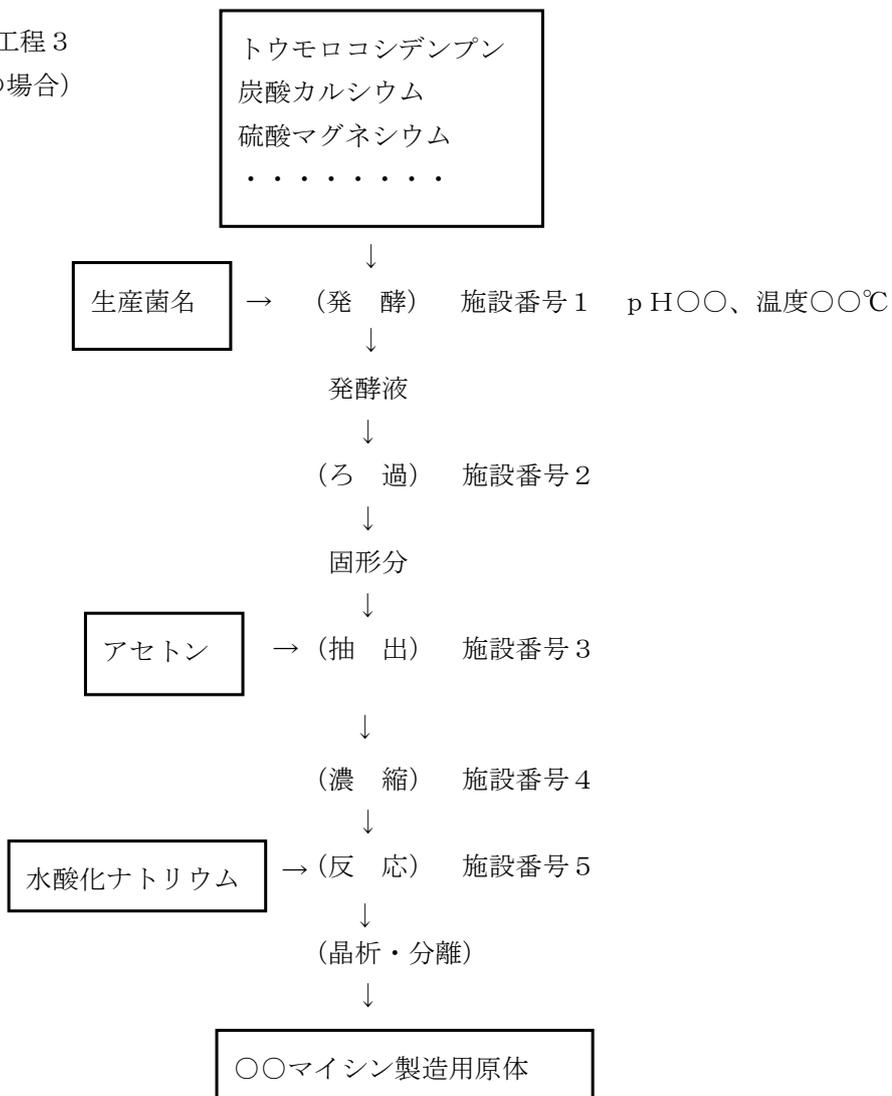
（単一製剤の場合）



参考 製造工程 2
(複合製剤の場合)



参考 製造工程 3
(原体の場合)



《飼料輸入業者届の記載例》

飼 料 (添 加 物) 輸 入 業 者 届

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
 氏名 〇〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

2 販売業務を行う事業場及び飼料(添加物)を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号(本社)
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号(〇〇支店)
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号(〇〇工場)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号(〇〇株式会社〇〇倉庫)
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号(〇〇支店)

●自社の輸入品目について販売業務を行っている本店、支店等を記載してください。
 ●他業者の倉庫を賃貸借契約等で恒常的に使用している場合は、保管施設として記載してください。販売後の相手先の倉庫は記載しないでください。

3 輸入に係る飼料(添加物)の種類

飼 料 の 種 類
マリーゴールド抽出物入り混合飼料
海藻粉末混合飼料
おきあみ粉末
スーダングラス

牧草は具体的な牧草名を記載してください。

ヘイ又はグラスまで記載してください。

4 飼料(添加物)の輸入の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 輸入に係る飼料(添加物)が製造されたものである場合における当該飼料(添加物)の原料又は材料の種類

飼料の種類	原 料 又 は 材 料 の 種 類	
		飼料添加物
マリーゴールド抽出物入り混合飼料	マリーゴールド抽出物、ケイ酸	—
海藻粉末混合飼料	海藻粉末、炭酸カルシウム、砂糖、食塩	ビタミンA油、酸化マグネシウム、炭酸亜鉛
おきあみ粉末	おきあみ	エトキシキン

※参考として飼料(添加物)の製造フローシートを添付する。

●原材料は、飼料の種類ごとに、飼料添加物と分けて、使用する全ての種類を記載してください。
 ●原材料となる飼料添加物は、正式な飼料添加物の名称で記載してください。
 ●鉱塩等を輸入される場合、飼料添加物の含有が考えられますので、成分規格等省令の確認及び重金属の含有状況が判る資料を添付してください。
 ●魚粉等の魚介類由来たん白質のほか、動物由来たん白質の輸入には、事前に大臣確認が必要です。

《飼料販売業者届の記載例》

飼料（添加物）販売業者届

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

2 販売業務を行う事業場及び飼料（添加物）を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（本社）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇支店）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇工場）

(2) 飼料（添加物）を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇支店）

●飼料（添加物）の販売業務を行っている本店、支店等を記載してください。
●他業者の倉庫を賃貸借契約等で恒常的に使用している場合は、保管施設として記載してください。販売後の相手先の倉庫は記載しないでください。

3 販売に係る飼料（添加物）の種類

飼料の種類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料

4 飼料（添加物）の販売の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

《飼料製造業者届出事項変更届の記載例》

飼料製造業者届出事項変更届

変更後1ヶ月以内に届出

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者の住所・氏名（法人名・代表者名）に変更があった場合は、変更後を記入。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

新規届（当初届）の届出日を記入。

さきに平成〇〇年〇月〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

- (1) 代表者 新) 〇〇〇〇
旧) △△△△

- (2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）
新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

- (3) 飼料を製造する事業場の追加（又は削除）

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇株式会社〇〇工場	福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

- (4) 飼料を販売する事業場の所在地
新) 福岡県〇〇市〇〇町△△番地△号（〇〇支店）
旧) 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇支店）

- (5) 飼料を保管する施設の追加（又は削除）
福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇工場）

- (6) 製造する飼料の種類追加（又は廃止）

飼料の種類
ふすま・とうもろこし二種混合飼料 中さう育成用配合飼料

- (7) 製造する飼料の原料又は材料の追加（又は廃止）

原料又は材料の種類	飼料添加物の種類
コーングルテンミール、炭酸カルシウム、動物性油脂	ビオチン、パントテン酸、サリノマイシンナトリウム、ビタミンB12

- (8) 飼料を製造する施設の追加（又は削除）

主要施設	数量	規模、能力等
粉碎機	1台	〇〇型 ハンマーミル ○ t/h
混合機	1台	〇〇型 ナウター式 ○ t/h

● 本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。
● 市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。
● 製造事業場の追加・削除又は所在地変更に伴い、製造施設の概要に変更がある場合は、製造施設の概要の変更も漏れなく届けてください。

● 製造する飼料の種類を追加する場合は、参考として製造フローシートを添付してください。
● 既に届け出ている飼料について、原材料や製造施設の変更等により製造工程が変更になった場合は、参考として変更後の製造フローシートを添付してください。
● 輸出用または試験研究用品目を追加（廃止）する場合は、p.75《飼料添加物製造業者届出事項変更届の記載例》を参照してください。

● これまでに届け出たことがない原材料を記載してください。
● 原料又は材料の種類については、p.64《飼料製造業者届の記載例》も参照してください。
● 動物由来たん白、動物由来油脂等を原料として使用する場合は、大臣確認を受けた業者により製造・輸入されたものであることを確認してください。

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

・ ・ ・

●前ページ1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。
●変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《飼料輸入業者届出事項変更届の記載例》

飼料輸入業者届出事項変更届

変更後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 殿

申請者の住所・氏名（法人名・代表者名）に変更があった場合は、変更後を記入。

令和 年 月 日

新規届（当初届）の届出日を記入。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

さきに平成〇〇年〇月〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

注意

記

1 変更した事項

該当する事項について、下記の例を参考に記載してください。

(1) 代表者 新) 〇〇〇〇
旧) △△△△

(2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）

新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

(3) 販売事業場の所在地

新) 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇支店）
旧) 福岡県〇〇市〇〇町△△番地△号（〇〇支店）

(4) 保管施設の追加（又は削除）

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）

(5) 輸入する飼料の種類追加（又は廃止）

飼料の種類
海藻粉末混合飼料
おきあみ粉末
スーダングラス

- 本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。
- 市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。

(6) 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

飼料の種類	原料又は材料の種類	
		飼料添加物の種類
海藻粉末混合飼料	海藻粉末、炭酸カルシウム、砂糖、食塩	ビタミンA油、酸化マグネシウム、炭酸亜鉛
おきあみ粉末	おきあみ	—

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 原材料は飼料の種類ごとに、これまで届け出たことがないものを記載してください。
- 原料又は材料の種類については、p. 65《飼料製造業者届の記載例》及びp. 69《飼料輸入業者届の記載例》も参照してください。

- 上記1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。
- 変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《飼料販売業者届出事項変更届の記載例》

飼料販売業者届出事項変更届

変更後1ヶ月以内に届出

令和 年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所・氏名（法人名・代表者名）に変更があった場合は、変更後を記入してください。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
 氏名 〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇

新規届（当初届）の届出日を記入。

さきに平成 〇〇年〇月〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

注意

記

1 変更した事項

該当する事項について、下記の例を参考に記載してください。

(1) 代表者 新) 〇〇〇〇
 旧) △△△△

(2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）
 新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
 旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

(3) 販売事業場の所在地
 新) 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（本社）
 旧) 福岡県〇〇市〇〇町△△番地△号（本社）

(4) 販売事業場の追加（削除）
 〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地〇号（〇〇支店）

(5) 保管施設の追加（削除）
 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）

(6) 販売する飼料の種類（廃止）

飼料の種類
中すう育成用配合飼料
炭酸カルシウム

- 本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。
- 市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

・・・

- 上記1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。
- 変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《飼料添加物製造業者届出事項変更届の記載例》

飼料添加物製造業者届出事項変更届

農林水産大臣 殿

申請者の住所・氏名（法人名・代表者名）に変更があった場合は、変更後を記入してください。

変更後1ヶ月以内に届出

令和 年 月 日

新規届（当初届）の届出日を記入。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

さきに平成〇〇年〇月〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

注意

記

1 変更した事項

(1) 代表者 新) 〇〇〇〇
旧) △△△△

該当する事項について、下記の例を参考に記載してください。

●本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。
●市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。

(2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）

新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

(3) 飼料添加物を製造する事業場の所在地変更

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇株式会社●●工場	新) 福岡県〇〇市〇〇町●番地●号 旧) 福岡県〇〇市〇〇町〇番地〇号

(4) 販売事業場の名称変更

新) 〇〇株式会社△△営業所
旧) 〇〇株式会社〇〇営業所

(5) 保管施設の追加（削除）

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）

●製造する飼料添加物の種類を追加する場合は、参考として製造フローシートを添付してください。
●既に届け出ている飼料添加物について、原材料や製造施設の変更等により製造工程が変更になった場合は、参考として変更後の製造フローシートを添付してください。

(6) 製造する飼料添加物の種類の追加（廃止）

飼料添加物の種類
タウリン製造用原体、中すう育成用プレミックス

追加（廃止）した品目ごとに、種類、名称、原材料を記載してください。

(7) 輸出入（試験研究用）品目の追加（廃止）

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称	原料又は材料の種類	
		賦形物質、安定剤等	賦形物質名
〇〇〇マイシン 製剤	Grower-100	生菌名	賦形物質名

(8) 製造する飼料添加物の原料又は材料の追加 (廃止)

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
	賦形物質、安定剤等	
タウリン製造用原体	二酸化エタン、硫酸ナトリウム、アンモニア、硫酸	—
中すう育成用プレミックス	硫酸マンガン、パチルスサブチルス (その2)	—

(9) 飼料添加物を製造する施設の追加 (廃止)

●●工場 (製造工程 4)

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	混合機	1 台	〇〇型 〇〇式 〇t/h
2	計量器	1 台	〇〇型 〇〇式 〇B/S/h
3	包装機	1 台	〇〇型 〇〇式 〇t/h

●原材料は、p. 65《飼料添加物製造業者届の記載例》も参照の上、記載してください。
●追加の場合は、飼料添加物の種類ごとに、これまで届け出たことのない原材料を記載してください。

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

...

●上記1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。
●変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《飼料添加物輸入業者届出事項変更届の記載例》

飼料添加物輸入業者届出事項変更届

変更後1ヶ月以内に届出

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

氏名 〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇

新規届（当初届）の届出日を記入。

さきに平成 〇〇年〇月〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

注意

1 変更した事項

- (1) 代表者 新) 〇〇〇〇
旧) △△△△

該当する事項について、下記の例を参考に記載してください。

(2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）

新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号

旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

(3) 販売事業場の所在地

新) 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（本社）

旧) 福岡県〇〇市〇〇町△△番地△号（本社）

- 本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。
- 市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。

(4) 保管施設の追加（又は削除）

福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）

(5) 輸入する飼料添加物の種類の追加（廃止）

飼料添加物の種類
アピラマイシン製剤
プロピオン酸カルシウム製造用原体

- 菌の培養に用いる培地の原材料は、培地の原材料であることが明確になるよう「培地（〇〇、△△、××）」のように記載してください。
- 輸入する飼料添加物を追加する場合は、参考として飼料添加物の製造フローシートを添付してください。

(6) 輸入する飼料添加物の原料又は材料の種類の追加（廃止）

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類	
		賦形物質、安定剤等
アピラマイシン製剤	Streptomyces viridochromogenes 〇〇株、培地（〇〇、××、△△）	ケイ酸
プロピオン酸カルシウム製剤（その1 液状）	プロピオン酸、水酸化カルシウム	—

2 変更した年月日

- (1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

- 上記1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。
- 変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《飼料添加物販売業者届出事項変更届の記載例》

飼料添加物販売業者届出事項変更届

変更後1ヶ月以内に届出

令和〇〇年〇〇月〇〇日

福岡県知事 殿

申請者の住所・氏名・法人名・代表者名に変更があった場合は、変更後を記入。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

新規届（当初届）の届出日を記入。

さきに平成〇〇年〇月〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

注意

1 変更した事項

(1) 代表者 新) 〇〇〇〇
旧) △△△△

該当する事項について、下記の例を参考に記載してください。

(2) 社名及び住所（主たる事務所の所在地）
新) 〇〇株式会社 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
旧) 〇〇株式会社 福岡県△△市△△町△△番地△号

(3) 販売事業場の所在地
新) 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（本社）
旧) 福岡県△△市△△町△△番地△号（本社）

(4) 販売事業場の追加（削除）
〇〇県〇〇市〇〇 〇〇番地〇号（〇〇支店）

(5) 保管施設の追加（削除）
福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号（〇〇株式会社〇〇倉庫）

(6) 販売する飼料添加物の種類の追加（廃止）

飼料添加物の種類
幼すう用プレミックス
アピラマイシン製剤

●本社が、販売事業場や保管施設としても届出されている場合、本社の所在地変更に伴い、関連する事業場についても所在地の変更が必要です。

●市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届が必要です。

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(3) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
...

●上記1の変更した事項の(1)、(2)・・・に対応させてそれぞれの変更年月日を記入してください。

●変更届は、「届け出た事項に変更が生じた日から1か月以内」に提出してください。変更年月日より前に変更届を出すことはできません。

《各種事業廃止届の記載例》

必要な項目のみ記載し、不必要な部分は削除してください。

〔飼料〕〔製造〕業者事業廃止届
〔飼料添加物〕〔輸入〕
〔販売〕

令和 年 月 日

農林水産大臣（福岡県知事）殿

製造・輸入に係る届は大臣あて、販売に係る届は知事あてです。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

新規届（当初届）の届出日を記入

さきに平成 年 月 日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項（第2項、第3項）の規定により〔飼料〕〔製造〕業者の届出をしたが、令和〇〇年〇〇月〇〇日限りで〔飼料添加物〕〔輸入〕〔販売〕

事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

《廃止届に関する記載上の留意点》

- 既に事業を廃止しており、代表者も替わっている場合、代表者変更に係る変更届と事業廃止届を同日付けでの提出が必要です。
- 業者自体が廃止される場合は、事業を廃止する最終日付けでの廃止届提出が必要です。
- 2社以上が合併する場合、存続会社以外は廃止届を、存続会社は社名変更及び事業場の追加等に係る変更届を提出してください。全く新たな会社ができる場合、新規届が必要となりますが、2週間前までに届出することは困難なので、新会社である旨を記載して遅延理由書を添付してください。

《遅延理由書の記載例》

遅 延 理 由 書

令和 年 月 日

農林水産大臣（福岡県知事）殿

製造・輸入に係る届は大臣あて、販売に係る届は知事あてです。

住所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地〇号
氏名 〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇

この度別添のとおり、飼料〇〇〇〇届の提出にあたり、〇〇〇〇〇〇により、届出書の提出が遅れました。今後は、関連法令を遵守し、遅滞なく各届出書を提出いたしますので、事情ご理解の上、よろしく願い申し上げます。

・関係法令の認識不足
・届出業務担当者の交代に伴う引継ぎ不十分等、届出が遅延した具体的な理由を記載してください。
※期限内に届出がされない場合、飼料安全法違反となります。ご注意ください。

(22) 帳簿の備付け

- ① 飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、飼料又は飼料添加物を製造又は輸入したときは、遅滞なく、次の事項を帳簿に記載しなければなりません。（飼料安全法第 52 条第 1 項、飼料安全法施行規則第 72 条第 1 項）

【飼料又は飼料添加物を製造したとき】

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 製造年月日
- ・ 製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
- ・ 使用した原材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称

【飼料又は飼料添加物を輸入したとき】

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 輸入年月日
- ・ 輸入先国名、輸入の相手方の氏名又は名称
- ・ 荷姿
- ・ 輸入した飼料又は飼料添加物が製造されたものであるときは、製造された国名及び製造業者の氏名又は名称、原材料の名称及び原産国名（農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る）

- ② 飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度、次の事項を帳簿に記載しなければなりません。（飼料安全法第 52 条第 2 項、飼料安全法施行規則第 72 条第 2 項）

【飼料又は飼料添加物を譲受け又は譲り渡したとき】

- ・ 名称
- ・ 数量、
- ・ 年月日
- ・ 相手方の氏名又は名称
- ・ 荷姿

- ③ これらの帳簿は、8 年間保存しなければなりません。（飼料安全法第 52 条第 3 項、飼料安全法施行規則第 72 条第 3 項）

(23) 飼料の検査

飼料の安全性の確保と、品質の改善を図るため、国と県では、飼料及び飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者の実態を把握するとともに、これらを対象に立入検査を随時実施しています。また、平成14年に飼料安全法が改正され、飼料の使用人の畜舎等への立入検査も実施することとなりました。

国は飼料の安全性（飼料添加物、かび毒、残留農薬、有害物質等）の検査を、県は栄養性の検査を行い、検査結果は農林水産消費安全技術センターのホームページや、福岡県公報で公表しています。

① 県の立入検査及び指導内容

- ・栄養成分検査：表示されている粗たん白質、粗脂肪、粗灰分、カルシウム、りん、可消化養分総量（TDN）等が表示どおり含まれているかの検査
- ・重量検査：正味重量が表示どおりであるかの検査
- ・その他：適正な表示であるかの検査等

② 県の立入検査実績及び計画（延べ回数）

（単位：箇所、件）

区分 年度	配混合 飼料工場	動物性蛋白質 飼料工場	単体飼料 工場	販売業者等	その他の 場所	計
R2	3(1)	0(0)	4(0)	5(0)	0(0)	12(1)
R3	2(4)	0(0)	3(0)	6(0)	0(0)	11(4)
R4	2(1)	0(0)	2(0)	4(0)	0(0)	8(1)
R5	1(3)	0(0)	4(0)	6(0)	0(0)	11(3)
R6(計画)	1(3)	0(0)	4(0)	6(0)	0(0)	11(3)

（ ）内は収去件数

- ③ 県農林業総合試験場では、依頼による飼料の分析を行っています。栄養成分を把握することができますので、ご活用ください。

1 検体当たりの定量分析の金額（令和元年10月1日改正）

（単位：円）

分析項目	粗脂肪	粗繊維	粗たん白質	粗灰分	水分	りん	カルシウム	有機酸
手数料	2,730	2,100	2,350	1,150	1,040	2,610	3,130	3,460

問い合わせ先 福岡県農林業総合試験場 畜産部
〒818-8549 筑紫野市大字吉木 1269
TEL 092-925-5232 FAX 092-925-5308

(24) 罰則規定

飼料安全法には罰則規定があり、主なものは次のとおりです。

ア 次のいずれかに該当する場合は、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、又はこの併科（法人に対しては1億円以下の罰金（飼料若しくは飼料添加物の使用に係る場合は除く））。

- ① 飼料安全法で定められた基準に合わない方法により、飼料等を販売するために製造した場合、又はその飼料等を輸入、販売、使用（家畜等への給与）した場合
- ② 有害な物質を含む飼料等を製造、輸入、販売若しくは使用した場合
- ③ 飼料製造業者等が農林水産大臣の廃棄又は回収命令に応じなかった場合

イ 次のいずれかに該当する場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、又はこの併科。

- ① 政令で定める抗菌性物質などの特定飼料等を、検定を受けずに、若しくは定められた表示をせずに販売した場合
- ② 上記の飼料容器の表示を除去又は抹消せずに再利用した場合
- ③ 飼料製造管理者の管理が必要な飼料等を、飼料製造管理者の設置なく製造した場合
- ④ 規格適合表示を公定規格による検定を受けずに表示した場合
- ⑤ 規格適合表示又はこれと紛らわしい表示の付してある飼料を輸入して販売した場合
- ⑥ 飼料等の成分又は効果に関して虚偽の宣伝をした場合
- ⑦ 他社の飼料等の容器又は包装を不正に使用した場合

ウ 次のいずれかに該当する場合は、30万円以下の罰金

- ① 登録特定飼料等製造業者が、登録内容の変更登録を受けなかった場合
- ② 飼料等の製造・輸入・販売業者届（変更・廃止届を含む）をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ③ 農林水産大臣又は都道府県知事が求める報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- ④ 立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合

エ 次のいずれかに該当する場合は、10万円以下の過料

- ① 飼料製造管理者の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- ② 基準又は規格が定められた飼料等の製造、輸入、販売に際し、飼料等の名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合、又はその帳簿を農林水産省令で定める期間（8年間）保存していない場合

2 畜産農家での留意事項

(1) 飼料の適正使用（給与）

畜産農家の皆さんは、飼料の適正使用（給与）を心がけてください。

飼料適正使用（給与）チェックリスト

- ① 形状、色は良好ですか。
- ② 異物が混じっていませんか。
- ③ 保管中に、雨等で濡れていませんか。
- ④ カビが生えていませんか。
- ⑤ 匂いは良好で、カビ臭、刺激臭、腐敗臭はありませんか。
- ⑥ 保管中に、害虫、ネズミ等に汚染されていませんか。
- ⑦ 種類、中身をきちんと把握していますか。
- ⑧ 使用期間を守って、無添加飼料への切り替えは確実に行っていきますか。
- ⑨ 飼料製造管理者を置いていますか。（抗菌性飼料添加物等を添加する場合）
- ⑩ 獣医師の指示書を守っていますか。（飼料添加剤を添加する場合）
- ⑪ 問題のある飼料は適切に処理しましたか。
- ⑫ 飼料の使用記録はつけましたか。

使用記録は、ブロイラー、豚は2年間、採卵鶏、馬は5年間、牛は8年間保存してください。

乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合にあつては、飼料の給与開始日から2年間。

配合飼料についている表示票をよく読んで正しく使用してください。

特に、**「対象家畜等」**と**「注意」**欄に書かれていることは必ず守ってください。

○**牛等**を対象とした飼料には、法律で**肉骨粉**等の使用が禁止されています。

原材料の欄をよく見て、**肉骨粉**等が含まれていないことを必ず確認してください。

(2) 対象家畜と飼料添加物の使用期間

<p>採卵鶏</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">4 週齢</td> <td style="text-align: center;">10 週齢</td> <td style="text-align: center;">採卵開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">幼すう</td> <td style="text-align: center;">中すう</td> <td style="text-align: center;">大すう</td> <td style="text-align: center;">成鶏</td> </tr> </table> <p>亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム</p>	4 週齢	10 週齢	採卵開始		幼すう	中すう	大すう	成鶏	<p>豚</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">30kg</td> <td style="text-align: center;">70kg</td> <td style="text-align: center;">出荷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ほ乳期</td> <td style="text-align: center;">子豚期</td> <td style="text-align: center;">肥育期</td> </tr> </table> <p>亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、エンラマイシン、クエン酸モラントール、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール</p>	30kg	70kg	出荷	ほ乳期	子豚期	肥育期																		
4 週齢	10 週齢	採卵開始																															
幼すう	中すう	大すう	成鶏																														
30kg	70kg	出荷																															
ほ乳期	子豚期	肥育期																															
<p>ブロイラー</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 週齢</td> <td style="text-align: center;">と殺前 7 日</td> <td style="text-align: center;">出荷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">前期</td> <td style="text-align: center;">後期</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">前期</td> <td style="text-align: center;">後期</td> <td style="background-color: #cccccc;"></td> </tr> </table> <p>① 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンラマイシン、サリノマイシンナトリウム、センデュラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム</p> <p>② ナイカルバジン</p>		3 週齢	と殺前 7 日	出荷	①	前期	後期		②	前期	後期		<p>肥育牛</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3 ヶ月齢</td> <td style="text-align: center;">6 ヶ月齢</td> <td style="text-align: center;">出荷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td style="text-align: center;">ほ乳期</td> <td style="text-align: center;">幼齢期</td> <td style="text-align: center;">肥育期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">ほ乳期</td> <td style="text-align: center;">幼齢期</td> <td style="text-align: center;">肥育期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td style="text-align: center;">ほ乳期</td> <td style="text-align: center;">幼齢期</td> <td style="text-align: center;">肥育期</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td style="text-align: center;">ほ乳期</td> <td style="text-align: center;">幼齢期</td> <td style="text-align: center;">肥育期</td> </tr> </table> <p>① 亜鉛バシトラシン ② ラサロシドナトリウム ③ サリノマイシンナトリウム ④ モネンシンナトリウム ※主として離乳後の牛に供することとし、離乳前の牛用の脱脂粉乳を主原料とする飼料(ほ乳期子牛育成用代用乳用飼料)に含んではならない。</p>		3 ヶ月齢	6 ヶ月齢	出荷	①	ほ乳期	幼齢期	肥育期	②	ほ乳期	幼齢期	肥育期	③	ほ乳期	幼齢期	肥育期	④	ほ乳期	幼齢期	肥育期
	3 週齢	と殺前 7 日	出荷																														
①	前期	後期																															
②	前期	後期																															
	3 ヶ月齢	6 ヶ月齢	出荷																														
①	ほ乳期	幼齢期	肥育期																														
②	ほ乳期	幼齢期	肥育期																														
③	ほ乳期	幼齢期	肥育期																														
④	ほ乳期	幼齢期	肥育期																														
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; background-color: #cccccc;"></td> <td>抗菌性物質を使用できる期間</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px; background-color: #cccccc;"></td> <td>抗菌性物質を使用できない期間(無添加飼料給与期間)</td> </tr> </table> <p>注1 ブロイラーについて2段書き、肥育牛について4段書きしているのは、抗菌性物質の種類により使用期間が異なるためです。</p> <p>注2 成長段階によって、添加できる量が異なる飼料添加物があるので、注意してください。(詳細は p.6-7 参照)</p>			抗菌性物質を使用できる期間		抗菌性物質を使用できない期間(無添加飼料給与期間)																												
	抗菌性物質を使用できる期間																																
	抗菌性物質を使用できない期間(無添加飼料給与期間)																																

(3) 飼料の使用（給与）状況の記録

飼料の使用者は、使用後に以下の事項を帳簿に記載して保存するよう努めなければなりません。

- ア 飼料を使用した年月日
- イ 飼料を使用した場所
- ウ 飼料を使用した家畜等の種類
- エ 飼料の名称
- オ 飼料の使用量
- カ 飼料を購入した年月日及び購入先の氏名又は名称

これは、飼料が原因となって有害な畜産物が生産されたりその可能性が生じた場合に、原因の特定や原因となった飼料の流通の防止を迅速に行う上で、飼料の使用実態を記録することが必要不可欠だからです。

従って、使用した飼料ごとにこれらについてできるだけ具体的に記録し、保管するように努めてください。

なお、複数の場所で同じ種類の家畜に同じ飼料を使用した場合は、イからオまでの項目をまとめて記録してもかまいません。また、カについては、これらが明記された購入伝票等を帳簿に貼り付けるなどして保存してもかまいません。

帳簿の保存期間

家畜等	保存期間（年）
ブロイラー、豚	2
採卵鶏、馬*	5
牛	8
あゆ、くるまえび	2
うなぎ、ぎんざけ、まあじ、すぎ	3
その他の養殖水産動物	4

※ 乗用馬等非食用に飼養されていた馬について、食用として肥育することとした場合にあっては、飼料の給与開始日から2年間。

また、と畜場に家畜を出荷する場合、どのような抗菌性飼料添加物を給与したかがわかるように、帳簿や飼料の表示票（写）の提出を求められることがありますのでご注意ください（飼料の表示票は保存しておくようにしましょう）。

第3 飼料の流通について

1 配合・混合飼料の生産状況

本県における配合・混合飼料の生産は、門司・博多の港湾施設を中心に行われており、承認飼料工場は8工場ある。令和5年度の生産量は678,901トンとなっており、全国の2.8%を占めている。

配合・混合飼料の畜種別生産割合では、養鶏用46.1%、豚用32.4%、牛用20.0%で、生産量は対前年比0.02%減となっている。

配合・混合飼料生産量の推移

(単位：t, %)

年度	牛用		養鶏用			豚用	その他	混合飼料	計	全国に対する生産割合
	乳牛	肉牛	育すう	ブロイラー	成鶏					
1	52,022	90,911	16,357	139,871	196,738	193,746	0	20,997	710,642	2.9
2	50,084	51,146	15,236	137,386	193,539	202,626	0	17,949	667,966	2.8
3	52,167	70,706	14,667	142,644	183,209	202,558	0	17,816	683,767	2.8
4	58,730	70,859	11,776	143,207	170,367	211,511	44	12,511	679,005	2.8
5	60,131	75,958	11,556	143,614	157,857	220,222	80	9,483	678,901	2.8

注：令和5年度は速報値による

2 配合・混合飼料の出荷状況

配合・混合飼料の本県へのお荷状況は、令和5年度420,452トンで、対前年比5.9%減となっている。

配合・混合飼料の畜種別割合では、養鶏用が56.7%、牛用22.0%、豚用18.4%の順となっている。

配合・混合飼料出荷量の推移

(単位：t)

年度	牛用		養鶏用			豚用	その他	混合飼料	計
	乳牛	肉牛	育すう	ブロイラー	成鶏				
1	32,374	75,299	13,874	53,305	195,587	89,812	3,285	23,603	487,069
2	30,529	79,704	12,868	49,541	194,860	88,849	2,901	21,937	481,189
3	30,089	67,497	12,985	49,874	188,808	83,613	2,885	22,502	458,253
4	32,982	62,798	13,523	47,597	192,444	80,341	2,520	14,471	446,676
5	32,690	59,622	14,904	40,625	182,923	77,498	1,123	11,067	420,452

注：令和5年度は速報値による

3 配合・混合飼料の県別移出入量

ア 移出量 (令和5年度)

(単位：t)

県内生産のうち 各県への移出数量	出 荷 先 別 内 訳							
	福 岡	長 崎	大 分	山 口	熊 本	佐 賀	宮 崎	その他
675,164	215,439	120,938	97,598	86,006	54,548	50,333	14,750	31,146

イ 移入量 (令和5年度)

(単位：t)

県内消費のうち各 県からの移入数量	入 荷 先 別 内 訳							
	福 岡	熊 本	鹿児島	佐 賀	大 分	長 崎	山 口	その他
420,452	215,439	96,990	52,601	22,433	11,981	2,010	0	18,467

4 配合飼料価格安定基金制度

平成 25 年 12 月に制度の見直しが行われ、平成 26 年度から、異常補填については従来より発動しやすくなるよう特例基準が新設され、通常補填については発動指標が配合飼料価格から輸入原料価格へ変更された。

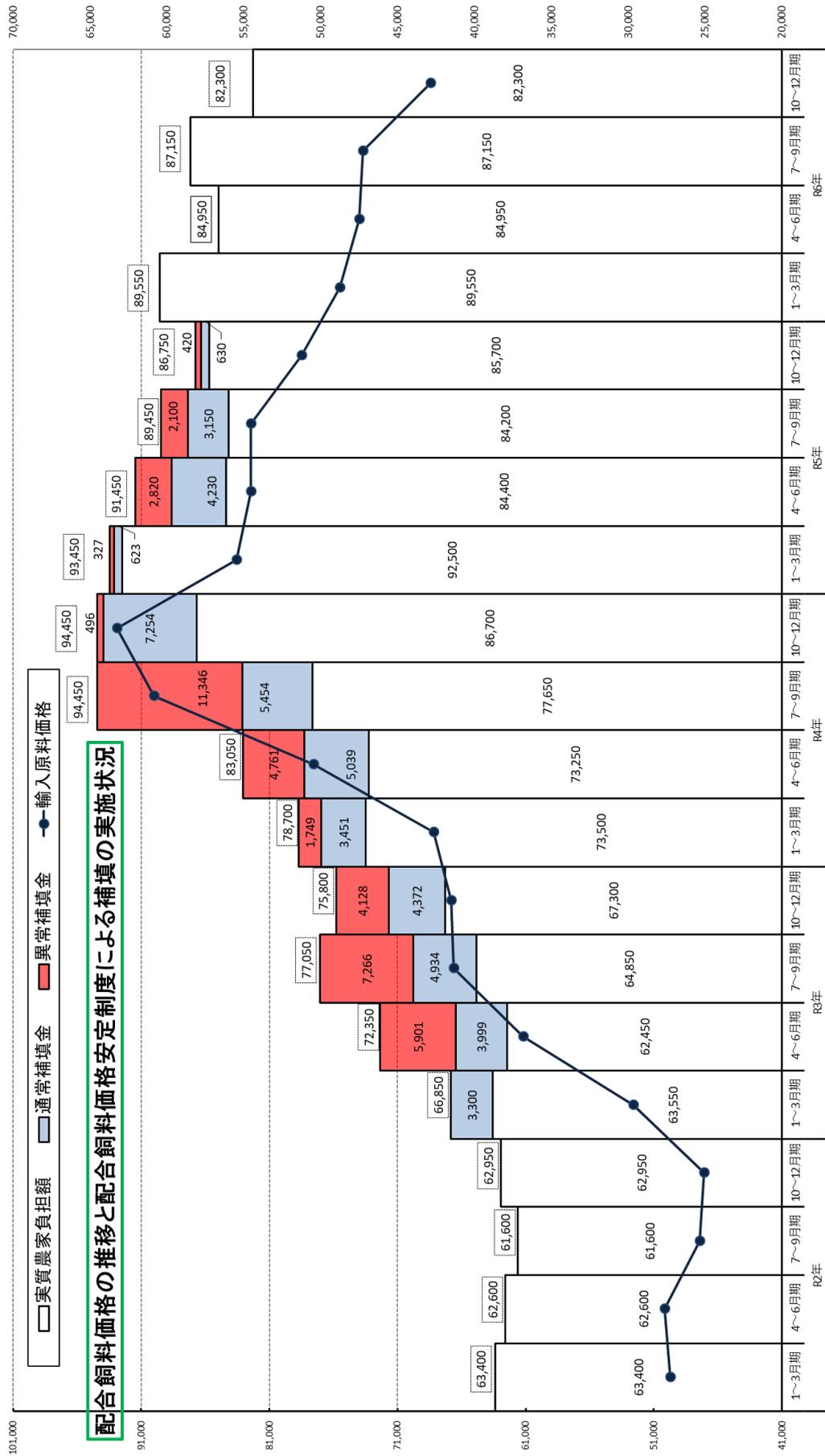
令和 5 年 6 月に制度の見直しが行われ、令和 5 年度から、配合飼料価格の高止まりが継続した際に補填が発動するよう緊急補填交付金交付基準が新設され、飼料コストの急増が段階的に抑制されるようになった。

《最近の配合飼料価格と補てんの推移》 (全畜種平均農家渡し バラ・トン当たり価格)

期間	配合飼料価格	補填金額計	うち異常補填金額	実質農家負担額	農家負担増
H28. 1- 3	64, 150	0	0	64, 150	▲ 700
4- 6	60, 450	0	0	60, 450	▲ 3, 700
7- 9	61, 250	0	0	61, 250	800
10-12	59, 600	0	0	59, 600	▲ 1, 650
H29. 1- 3	61, 550	950	0	60, 600	1, 000
4- 6	62, 250	1, 700	0	60, 550	▲ 50
7- 9	61, 150	400	0	60, 750	200
10-12	60, 750	0	0	60, 750	0
H30. 1- 3	62, 250	0	0	62, 250	1, 500
4- 6	63, 350	300	0	63, 050	800
7- 9	64, 900	3, 450	0	61, 450	▲1, 600
10-12	64, 100	2, 300	0	61, 800	350
H31. 1- 3	64, 600	300	0	64, 300	2, 500
R1. 4- 6	63, 750	0	0	63, 750	▲ 550
7- 9	63, 350	0	0	63, 350	▲ 400
10-12	62, 700	0	0	62, 700	▲ 650
R2. 1- 3	63, 400	0	0	63, 400	700
4- 6	62, 600	0	0	62, 600	▲ 800
7- 9	61, 600	0	0	61, 600	▲1, 000
10-12	62, 950	0	0	62, 950	1, 350
R3. 1- 3	66, 850	3, 300	0	63, 550	600
4- 6	72, 350	9, 900	5, 901	62, 450	▲1, 100
7- 9	77, 050	12, 200	7, 266	64, 850	2, 400
10-12	75, 800	8, 500	4, 143	67, 300	2, 450
R4. 1- 3	78, 700	5, 200	1, 749	73, 500	6, 200
4- 6	83, 050	9, 800	4, 761	73, 250	▲ 250
7- 9	94, 450	16, 800	11, 346	77, 650	4, 400
10-12	94, 450	7, 750	496	86, 700	9, 050
R5. 1- 3	93, 450	950	327	92, 500	5, 800
4- 6	91, 450	7, 050	2, 820	84, 400	▲8, 100
7- 9	89, 450	5, 250	2, 100	84, 200	▲ 200
10-12	86, 750	1, 050	420	85, 700	1, 500
R6. 1- 3	89, 550	0	0	89, 550	3, 850
4- 6	84, 950	0	0	84, 950	▲4, 600
7- 9	87, 150	0	0	87, 150	2, 200
10-12	82, 300	0	0	82, 300	▲4, 850
R7. 1- 3	85, 050				

※H26年度以降の配合飼料価格は全農価格である。

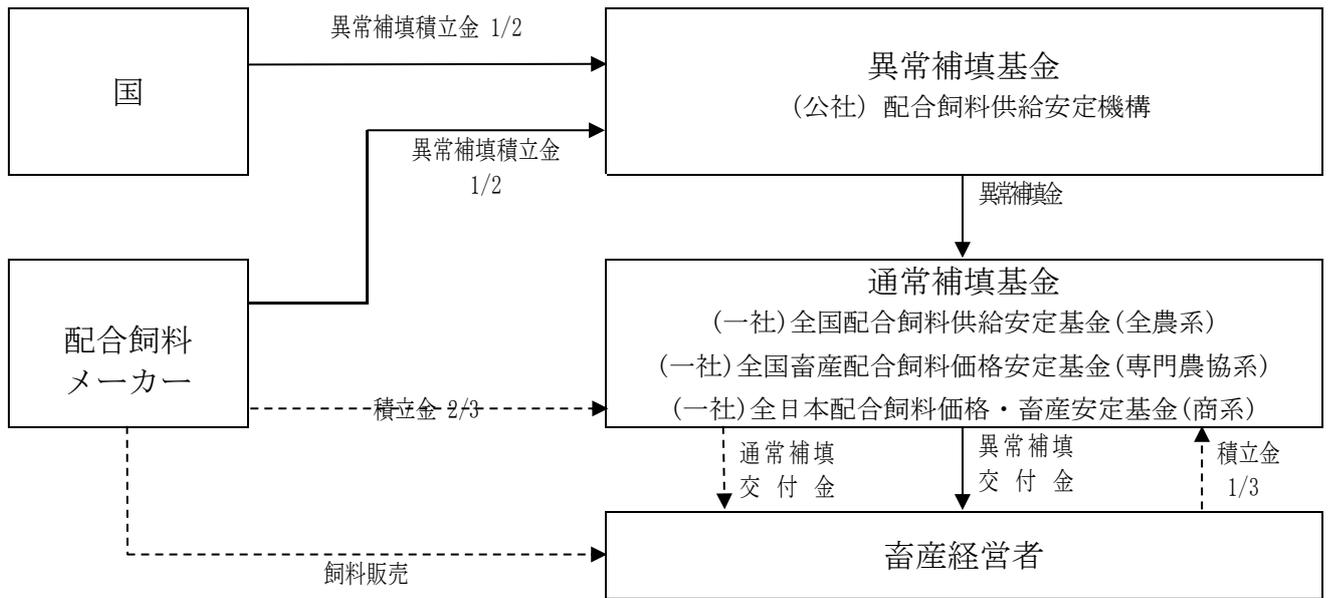
輸入原料価格



※配合飼料価格は、全農価格を記載している。

単位：/ト

5 配合飼料価格安定制度のしくみ



発動要件・補填額	
異常補填	<p>○発動要件(原則) 当該四半期の輸入原料平均価格が基準価格(直前1年間の輸入原料平均価格)の115%を超えること。</p> <p>○補填額 当該四半期の輸入原料平均価格から基準価格(直前1年間の輸入原料平均価格)に115%を乗じた額を差し引いた額。</p>
	<p>○特例の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記発動要件(原則)の基準では異常補填が発動されない場合。 ・特例の基準価格(半年前の基準価格)から年率115%相当を超える上昇がある場合。 <p>上記の場合には特例の基準価格(半年前の基準価格)の年率115%(特例の基準価格の123.3%)を超える額について、総補填額の1/3を上限に異常補填を発動する。</p>
通常補填	<p>○異常補填の発動がない場合</p> <p>原則として、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の輸入原料価格の平均価格を超える場合に、当該超える部分を限度として補填金を交付する。</p>
	<p>○異常補填の発動がある場合</p> <p>上記の額から、異常補填金を差し引いて得た額を限度として補填金を交付する。</p>

- 補填額の決定時期 平成26年度から通常、異常補填とも当該四半期終了後
- 補填金の交付時期 当該四半期の翌四半期の第2月中旬

※ 本資料は、令和7年2月現在のものであり、法律の改正等により内容が変更されることがあります
のでご注意ください。

飼料安全法の改正等の情報は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターのホームページ
(<http://www.famic.go.jp/>) で入手することができます。

福岡県行政資料

分類記号 P E	所属コード 4 7 0 0 8 0 0
登録年度 6	登録番号 3